

中小企業会計基準の設定と会計情報システム
——社会的要請に応える新たな会計制度のあり方——

2016年9月

佐賀大学大学院工学系研究科
システム創成科学専攻

鶴見正史

第1章 中小企業会計基準設定システムを再考するための必要性	1
1.1 本稿の課題	
—中小企業に関する会計基準の特色とこれらを考察する意義—	1
1.2 近年の企業会計における特色と問題点	
1.2.1.IASBにおける新たな概念的枠組の成立とIFRSなどの会計基準の動向	2
1.2.2.資産負債中心観のゆらぎと新たな会計思考の台頭	
—取得原価主義を中心とする多次元評価論と財務諸表の有機的関連の模索—	3
1.2.3.わが国における中小企業会計基準の意義	3
1.3 中小企業に関する会計基準の歩みと概観	
1.3.1 コミュニケーション・システム論から明らかになる中小企業会計基準の特色	
—メッセージの発信者としての経営者中心のコミュニケーション—	4
1.3.2 中小企業に関する会計基準の歩み	5
1.3.3 諸先学の中小企業に関する会計基準への見解と問題提起	
—本稿の考察の意義—	6
1.4 まとめにかえて	
—本稿における考察の意義の再強調—	8
第2章 中小企業会計基準の設定方法と認識測定の様式	11
2.1.はじめに	11
2.1.1 本章の考察対象	
—戦後の記帳システムと中小企業会計基準—	11
2.1.2 『中小企業会計指針』と『中小企業会計要領』が設定された背景と根本原則	12
2.1.3 中小企業の会計基準をめぐるアプローチ	
—本章の考察の意義—	12
2.1.4 本章の考察方法	
—「会計統合の論理」と「コミュニケーション・システム論」を手がかりとして—	15
2.2 中小企業の会計基準の特色と問題点	
—上野[2015]の見解を手がかりとして—	16
2.2.1 わが国の中小企業の会計基準における設定の背景と目的	16
2.2.2 上野[2015]における「会計統合の論理」による会計理論の構築方法	17
2.2.3 中小企業の会計基準の特色と問題点	
—上野[2015]の「会計統合の論理」を手がかりとして—	19
a.二つの中小企業会計基準の目的における共通点	19

b. 『企業会計原則』の特色と位置づけ —二つの中小企業会計基準との関わりについて—	20
c. 中小企業会計基準のスタートライン —二つの大企業向け会計基準および会計原則—	21
d. 『中小企業会計指針』と『中小企業会計要領』のアプローチ —『会社計算規則』による共通性—	22
補項. 『企業会計原則』の成り立ちと「正規の簿記の原則」	24
a. 『企業会計原則』の成り立ち	24
b. 「正規の簿記の原則」	25
2.2.4 「会計統合の論理」という視点からみた中小企業の会計基準の特色	26
2.3 1940年代以降にみる中小企業の会計規範の特色と問題点 —『中小企業簿記要領』と税法との関連で—	27
2.3.1 コミュニケーション・システムとしての企業会計システム —杉本[1991]と木戸田[2002]の見解を手がかりとして—	28
a. 杉本[1991]の企業会計システム —会計測定システムと会計伝達システムの概観—	28
b. 会計基準設定システムの構造と機能 —木戸田[2002]の見解を手がかりとして—	29
c.2 重分類的複式の認識・測定方法 —杉本[1974]および杉本[1991]の見解を手がかりとして—	30
2.3.2 『中小企業簿記要領』の特色と問題点 —コミュニケーション理論を手がかりとして—	32
a. コミュニケーション・システムとしての会計基準設定システム —中小企業の特性を中心として—	32
b. 「月末収支総括表」における「2重分類的複式」の認識・測定と記帳システムの特徴	33
2.3.3 『税法』の記帳システムによる「2重分類的複式」の認識・測定と記帳の特色と 問題点	36
a. 取引の例示 —「2重分類的複式」の認識・測定と記録について—	36
b. 『税法』における記帳システムの変化と簿記の複雑化	37
c. 税法上の簡易帳簿制度における認識・測定と記帳方法の特色と問題点	38
d. 継続的な記録による財務諸表の作成 —誘導法的アプローチの形成ないし芽生え—	41
2.3.4 中小企業における記帳システムの検証	42
2.4 小括	43

第3章 中小企業の会計構造と記述理論	47
3.1 はじめに	47
3.1.1 本章を考察する意義	
—わが国の中小企業の会計基準とIFRSとの関連で—	47
3.1.2 『中小企業簿記要領』の会計構造に関する先行研究	48
3.1.3 本章の考察対象	
—『中小企業簿記要領』の公表までの過程と変遷—	49
3.2 『中小企業簿記要領』に影響を与えた明治初期の簿記書	49
3.2.1 明治初期の簿記書における収支概念	50
3.2.2 『銀行簿記精法』の日記帳と収支簿記の会計構造	51
補項 明治初期の簿記書にみる会計構造および記述理論	52
3.3 『中小企業簿記要領』の会計構造と会計思考	
—下野直太郎、黒澤清、太田哲三の会計思考を中心として—	54
3.3.1 『中小企業簿記要領』が考案されるまでの研究者の会計思考	55
a. 下野直太郎の収支簿記を手がかりとして	55
補足 大原信久の収支簿記	59
b. 黒澤清の収支簿記批判と複式簿記の発展過程	61
c. 太田哲三による『中小企業簿記要領』の萌芽的研究	68
d. 下野直太郎の収支簿記という会計思考から月末収支総括表への展開	
—収支簿記の会計構造と月末収支総括表の相違点—	70
3.3.2 『中小企業簿記要領』の特質と中小企業向けの会計構造	74
a. 「正規の簿記」と「正規の簿記の原則」との相関関係	
—『中小企業簿記要領』における「正規の簿記」と大蔵省令との関わり—	74
b. 日計表方式の特質と会計構造の変化	76
c. 月末収支総括表方式の特質と会計構造の変化	78
3.3.3 会計学者の思考と『中小企業簿記要領』の会計構造の特質	79
3.4 中小企業会計基準の記帳に関する記述理論と戦後の記帳に関する記述理論	79
3.4.1 中小企業の記帳に関する記述理論	
—戦後の記帳に関する記述理論の変遷について—	79
3.4.2 中小企業会計基準における記帳に関する記述理論	80
補節 明治初期の学校教育における会計構造に関する一考察	
補1 はじめに	81
補2 小学校の簿記書にみる会計構造と認識・測定方法	
補2.1 『小学記簿法獨學』の会計構造と認識・測定方法	82
補2.2 『小学記簿法全』にみる会計構造と認識・測定方法	82

補 2.3 『小学記簿法初編』にみる会計構造と認識・測定方法	84
補 3 家計簿記における会計思考と認識・測定方法	
補 3.1 藤尾録郎の家計簿記における認識・測定方法	84
補 3.2 大原信久の家計簿記における認識・測定方法	85
補 4 むすびにかえて	85
3.5.小括	86
第 4 章 中小企業会計基準の新たな会計制度のあり方	
—『中小企業簿記要領』の思考をふまえた中小企業の会計情報システム—	91
参考文献	94

図 1	アプローチのイメージ図	13
図 2	会計制度改革モデル	14
図 3	会計測定システムと会計伝達システム	28
図 4	会計基準設定システム	29
図 5	資金的 2 勘定系統説の図解	31
図 6	標準簡易帳簿	38
図 7	標準簡易帳簿にプラスして貸借対照表を作成する場合	40
図 8	標準簡易帳簿と債権債務等記入帳を組み合わせた記帳システム	40
図 9	貸借対照表が作成できる青色帳簿システム	41
図 10	ヴェニス式簿記法の帳簿組織	61
図 11	イタリア式簿記法の帳簿組織	62
図 12	イタリア式総合簿記法の帳簿組織	62
図 13	二分式簿記 A 形態	63
図 14	二分式簿記 B 形態	64
図 15	所謂獨逸式簿記法 A 形態	64
図 16	所謂獨逸式簿記法 B 形態	64
図 17	二分式簿記 C 形態	65
図 18	傳票簿記	65
図 19	獨逸式総合簿記法の帳簿組織	65
図 20	フランス式簿記法の帳簿組織	66
図 21	獨逸フランス式簿記法の帳簿組織	66
図 22	英国式簿記法の帳簿組織	67
図 23	アメリカ式簿記法の帳簿組織	67
図 24	新アメリカ式簿記法の帳簿組織	67
図 25	『概念フレームワーク』における方法論的アプローチの特徴	91
表 1	「実証理論」, 「絶対的規範理論」, 「条件付規範理論」の比較	18
表 2	『中小企業会計指針』と『中小企業会計要領』の目的	20
表 3	「簡易商店簿記試案」の総括表	34
表 4	仮の数字で示された月末収支総括表	34
表 5	月末収支総括表記帳連絡図	35
表 6	『銀行簿記精法』の日記帳	51
表 7	「馬耳西氏及米版ノ諸書」の差引表	52
表 8	「英國自今ノ諸書」の差引表	53
表 9	當店勘定への転記例	56
表 10	何某商店結算勘定報告書	57
表 11	何某商店結算勘定報告書(損益勘定)	57
表 12	大原簿記学校簿記學研究會編纂[1920]の収支簿記	60.61
表 13	二分式仕譯帳	62
表 14	集合仕譯帳	63

表 15	記帳票	63
表 16	現金収支日計表	69
表 17	何月分現金収支集計表（収入）	69
表 18	当店勘定を經由した場合の元帳への記入例	70.71
表 19	日本式収支簿記法の金銭出納帳	71
表 20	総勘定元帳の勘定構造と金銭出納帳(繰越残高)	72.73
表 21	『中小企業簿記要領』の日計表	76
表 22	(財)大蔵財務協会編[1950]の日計表	76
表 23	(財)大蔵財務協会編[1950]の日計表方式における 債権記入帳および債務記入帳	77
表 24	(財)大蔵財務協会編[1950]の日計表方式における 債権記入帳および債務記入帳(記帳例題)	77
表 25	(財)大蔵財務協会編[1950]の日計表方式における精算表	77
表 26	(財)大蔵財務協会編[1950]の月末収支総括表	78
表 27	『小学記簿法獨學』の金銭出納帳	82
表 28	『小学記簿法全』の金銀出入帳	83
表 29	『実地応用家計簿記法』の日記帳	84
表 30	『実地応用家計簿記法』の元帳(月給)	85
表 31	『実地応用家計簿記法』の元帳(現金)	85

第1章 中小企業会計基準設定システムを再考するための必要性

1.1 本稿の課題

——中小企業に関する会計基準の特色とこれらを考察する意義——

本稿の課題は、企業会計を一種のコミュニケーション・システムと見なす視点に立ち、国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board, 以下, IASB と称す)の概念フレームワークの特色と問題点などを視野に入れながら、近年脚光をあびているわが国の中小企業に関する会計基準や会計構造の特色と問題点を、戦後のシャープ税制を起点として明治初期までさかのぼりつつ明らかにしていくことにある。

その際には、わが国の中小企業に関する会計基準の特色は、企業外部の利害関係者などの利害を視野に入れつつも、経営管理に有用な会計情報の提供を主目的とする規範の体系であったことを、まずもって指摘しなければならない。さらに、外部の利害関係者とは、上場企業などの大企業とは異なり、主として国税当局であることも指摘しなければならない。これらは、わが国の中小企業に関する会計基準に、以下のような大きな特色を与えるに至ったと考えられる。すなわち、これらは、取得原価基準を中心とする多次元評価や、貸借対照表と損益計算書などの機能と有機的連関を重視する会計構造観を成立させるなどの注目すべき特色をも与えてきたのである。

1989年の『財務諸表の作成および表示に関するフレームワーク』(以下、『旧フレームワーク』と称す)から改訂作業を進め、2010年の『財務報告に関する概念フレームワーク』(以下、『新概念フレームワーク』と称す)と公表し、資産負債中心観などが大きく揺らぐことになった。『新概念フレームワーク』の資産負債中心観や質的特性の変更によって、意味内容が異なり、問題点として指摘されるようになった。この『新概念フレームワーク』の問題点は、過去に会計観や会計構造等で議論がなされており、その考察によって解決することができるであろう。したがって、これらの問題点は、シャープ税制以前の中小企業における会計観や会計構造の議論とも重なるため、近年の企業会計における問題点を解決する糸口になりうるであろう。

本稿の目的は、中小企業の会計基準設定の再考に際して、社会的要請に応えるための新たな会計制度のあり方を考察すべく、社会に適応しうる中小企業会計基準設定システムを再考することである。さらに、中小企業向けの会計基準には、記帳の重要性が指摘されている。この記帳とは何かについて、記帳の会計構造を考案した会計学者の思考を考察することで記帳の本質が明確になるだろう。

以下、本稿は、まずもってIASBの『旧フレームワーク』および『新概念フレームワーク』の概要を明らかにしつつ、近年の企業会計の問題点について現代を代表する会計学者の見解を紹介しながら明らかにしていきたい。このような試みを通して、わが国の中小企業会計基準における近年の企業会計上の問題点を解決する糸口となりうる特長や存在意義が明らかになると思われる。さらに、会計情報の提供目的や会計構造の特色に光をあてながら、中小企業に関する会計基準の特色と問題点、そして、諸先学のこれらに関する見解を中小企業の会計基準の成立にも視野をむけつつ考察していきたい。これらの考察によって、中小企業の会計基準が大企業の会計基準と並立して存続しうる意味などが明らかになっていくと思われる。

1.2 近年の企業会計における特色と問題点

1.2.1 IASBにおける新たな概念的枠組の成立とIFRSなどの会計基準の動向

『旧フレームワーク』では、「財務諸表の目的(objective)は、広範な利用者が経済的意思決定(economic decisions)を行うに当たり、企業の財政状態(financial position)、業績(performance)及び財政状態の変動に関する有用(useful)な情報を提供すること」(par.12)であった。しかし、『新概念フレームワーク』では、「一般目的財務報告の目的は、現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者が企業への資源の提供に関する意思決定を行う際に有用な、報告企業についての財務情報を提供すること」(OB2)となり、より広い範囲の財務情報となった。例として、IASBは拡張可能事業報告言語(XBRL)での財務情報によることも可能になるかもしれない(BC1.5)としている。

1989年の『旧フレームワーク』の質的特性(qualitative characteristics)は、理解可能性(understandability)、目的適合性(relevance)、重要性(materiality)、信頼性(reliability)、表現の忠実性(faithful representation)、実質優先(substance over form)、中立性(neutrality)、慎重性(prudence)、完全性(completeness)、比較可能性(comparability)という順序で述べられている。その中で主要な質的特性は、理解可能性、目的適合性、信頼性および比較可能性としていた。しかし、2010年の『新概念フレームワーク』では、「有用な財務情報の質的特性(qualitative characteristics of useful financial information)」は、「基本的な特性(fundamental qualitative characteristics)」と「補強的な特性(enhancing qualitative characteristics)」に区分し、「基本的な特性」として目的適合性、重要性および忠実な表現⁽¹⁾(faithful representation)をあげ、「補強的な特性」として比較可能性、検証可能性(verifiability)、適時性(timeliness)および理解可能性をあげている。

財務諸表構成要素である資産(asset)、負債(liability)、持分(equity)、収益(income)、費用(expense)の定義は、2010年の『新概念フレームワーク』と1989年の『旧フレームワーク』と同様である。1976年米国の財務会計基準審議会(FASB)が討議資料『財務会計および財務報告のための概念フレームワークに関わる問題の検討：財務諸表の構成要素およびそれらの測定 (*An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement, FASB Discussion Memorandum*)』以降、会計観として資産負債中心観が言われるようになった。この会計観がIASBの基礎になっている。資産負債中心観の収益と費用の認識は、収益の認識が「資産の増加又は負債の減少に関連する経済的便益(economic benefits)の増加が生じ、かつ、それを信頼性をもって測定できる場合に損益計算書に認識」(par.92)され、費用の認識が「資産の減少または負債の増加に関連する経済的便益(economic benefits)の減少が生じ、かつ、それを信頼性をもって測定できる場合に損益計算書に認識」(par.94)されるというものである。財務諸表構成要素の測定(measurement)については、取得原価(historical cost)、現在価値(current cost)、実現可能(決済)価額(realizable[settlement] value)、現在価値(Present value)があげられている。また、1989年の『旧フレームワーク』では、「企業がもっとも一般的に採用している測定基礎は、取得原価である」(par.101)としている。

1989年の『旧フレームワーク』における財務諸表は、発生主義(accrual basis)に基づいて作成されていた。「財務諸表は発生主義会計に基づいて作成される。発生主義会計の下で

は、取引その他の事象の影響額は、その発生時(現金又は現金同等物の収支時ではなく)に認識され、会計帳簿に記録され、それらの帰属する期間の財務諸表に計上される」(par.22)としていた。

また、理解可能性の内容が変更されている。理解可能性は、1989年の『旧フレームワーク』では、「その情報が利用者にとって理解しやすいこと」(par.25)から、2010年の『新概念フレームワーク』では、「情報を分類し、特徴付けし、明瞭かつ簡潔に表示することにより、情報が理解可能となる」(QC30)となった。

以上のように、1989年の『旧フレームワーク』から2010年『新概念フレームワーク』に変更されたことで、資産負債中心観は大きな揺らぎをもたらすことになった。また、IASBは2013年『財務報告に関する概念フレームワークの見直し』についてコメントを求めるために公表した。IASBは新たな『概念的フレームワーク』を確立しようとし、完全なる『財務報告に関する概念フレームワーク』へと移行している。

1.2.2 資産負債中心観のゆらぎと新たな会計思考の台頭

——取得原価主義を中心とする多次元評価論と財務諸表の有機的関連の模索——

2010年の『新概念フレームワーク』は、有用な財務情報の質的特性について基本的な質的特性として、目的適合性と忠実な表現をあげ、信頼性から忠実な表現に置換えられたことである。置換えられた理由は、2010年の『新概念フレームワーク』のBC3.20-BC3.25に示されている。

『新概念フレームワーク』における資産負債中心観の変質を藤井[2011]では、財務情報の質的特性における論理的序列の変更によって意味内容に変化が生じていることを述べ、「概念的アンカーとして機能することが、資産負債アプローチには期待されている」(藤井[2011], 33頁)と述べられている。また、岩崎[2013a]では、会計観について収益費用中心観から資産負債中心観(補完説)、資産負債中心観(対立説)、そして、資産負債中心観(併存説)という流れで変化していること(岩崎[2013a], 57頁)が述べられている。岩崎[2013a]では、この「ホーリスティック観では、貸借対照表と損益計算書は補完的なものであり、両者のより良いものが選択でき、複数の測定属性の使用(混合測定モデル)が適用される」(岩崎[2013a], 61頁)と述べられている。さらにIASBの2013年討議資料について、岩崎[2013a]では、アンカーテストとしての資産等の定義という考え方を採用している(岩崎[2013a], 56頁)ことが述べられている。

以上のように、1989年から2010年の『新概念フレームワーク』、そして、2013年の見直しによって、新たな会計思考の台頭により、資産負債中心観の意味内容のゆらぎと財務情報の関連性が変化している。

1.2.3 わが国における中小企業会計基準⁽²⁾の意義

わが国の会社は、国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards, 以下、IFRSと称す)の対象となる会社が約3,900社であり、金融商品取引法適用会社約1,000社、会社法大会社約10,000社、その他の会社が約260万社である⁽³⁾。IFRSが公表されて以降、従来の『企業会計原則』での対応が困難となり、新会計基準が設定された。新会計基準は、『企業会計原則』より優先して適用することが記載されている。これらを適用すべ

き企業の会計基準とは何かを考えると大企業ではなく、中小企業の会計基準が必要である。そこで、中小企業のあり方が検討されるようになった。

中小企業の記帳支援の実態を把握するため、青色申告会総連合、全国商工会連合会および日本商工会議所(東京商工会議所、名古屋商工会議所、岡崎市商工会議所)の3団体においてヒアリング調査を行い、支援団体が把握している中小企業の実態を調査した。そこで、依然として手書きで記帳している企業が存在していた。いわば、中小企業は、会計ソフトを購入するより、手書きでの記帳で十分だと考えている企業経営者が存在していた。

中小企業向け記帳支援の原点は、戦後のシャープ勧告にある。それ以前は、多くの企業が帳簿を持たなかった。その原因は、税務官吏の対応にあった。「税務官吏が帳簿をつけても信用しないから能力があっても正確な帳簿をつける必要がない」(全国青色申告会総連合[2000b], 194 頁)とシャープ勧告に述べられている。そこで『中小企業簿記要領』が公表され、簿記運動が実施された。その後、国税庁は、青色申告制度による簡易帳簿制度を導入し、普及させた。この『中小企業簿記要領』の序文に中小企業の会計原則が述べられている。この会計原則は『企業会計原則』がもとになっている。いわば『中小企業簿記要領』は、中小企業の会計原則として考えられていたと思われる。

IFRS が公表されて以降、『企業会計原則』の存続が議論された。ここで興味深いのは、菊池[2003]が述べている将来像として『企業会計原則』の無修正放置とし、非公開会社に適用する(菊池[2003], 32-34 頁)という内容である。大会社や公開会社がIFRSを適用し、非公開企業が『企業会計原則』を適用するというものである。また、異なる会計基準は併存することになるがそれぞれの範囲内では、ダブル・スタンダードが生じない(菊池[2003], 32-34 頁)としている。

『企業会計原則』は、報告と記録に関する会計フレームワークで構成されていた。この『企業会計原則』と中小企業の会計原則との関係を示した内容が存在している。その内容は、『企業会計原則』が公表された年の日本会計研究学会第8回大会速記録において黒澤[1950a]が説明された部分にある。

「財務諸表準則の実施の場合、当然中小企業の会計組織の問題が持上ってくる。その場合、中小企業としては、事実上この『企業会計原則』をそのまま適用することは困難でしょう。そこで中小企業に対しては、会計原則の適用を直接に行う代りに、簡易帳簿の制度の実施を用意している。もちろん会計原則がそこで否定されるのではなくて、会計原則の間接的適用と例外の承認を認めようというわけです。」(黒澤[1950a], 88 頁)

この時点で『中小企業簿記要領』ではあるが中小企業の会計原則として中小企業の会計基準を念頭においていたことがうかがえる。以上のことから、中小企業の会計基準は、『中小企業簿記要領』からであり、この『中小企業簿記要領』の源流を探ることで、わが国の中小企業における会計基準のあり方が結論づけられると考えている。

1.3 中小企業に関する会計基準の歩みと概観

1.3.1 コミュニケーション・システム論から明らかになる中小企業会計基準の特色

——メッセージの発信者としての経営者中心のコミュニケーション——

コミュニケーションには話し手と聞き手があるように、会計におけるコミュニケーション

ン・システムは、財務情報の作成者(経営者)であるメッセージの発信者と利用者によって構成されている。両者の結びつける共通のコードが会計基準である。メッセージの発信者は、会計担当者などの会計測定者や彼らの認識・判断に対して強い影響力をもつ経営者である。また、利用者は、経営者、株主、債権者などの利害関係者である(木戸田[1995], 25頁)。そこで、一定のコードが必要になる。中小企業の特徴は、メッセージの発信者が経営者であり、利害関係者が少ないため、利用者も主に経営者や国税庁ということができるであろう。

中小企業のコードである会計基準は、『中小企業会計指針』(以下、『中小企業会計指針』と称す)および『中小企業会計要領』(以下、『中小企業会計要領』と称す)である。中小企業の会計基準では、会計基準の利用者が経営者や国税庁になるため、報告だけでなく、記録(測定)も含めた会計基準となっている。戦後に公表された『企業会計原則』は、大企業向けの会計基準と言われている。『企業会計原則』の一般原則は、「真実性の原則」を大原則として、「正規の簿記の原則」、「資本取引・損益取引区分の原則」、「継続性の原則」および「保守主義の原則」を測定原則として、「明瞭性の原則」、「単一性の原則」を報告原則として両原則から成り立っている。『中小企業簿記要領』の序文に述べられている中小企業向けの会計原則は、やはり、測定原則等が示されている。

戦前のメッセージの発信者である中小企業は、利用者である国税庁とコミュニケーションが出来ていなかった。それは、多くの中小企業が記帳していなかったからである。当時のメッセージの利用者である税務当局は、発信者のメッセージを真摯に見ることがなかった。そこで、シャープ勧告によって、税務当局は、コードとしての税法等を改正し、簡易帳簿制度を導入し、特典を与え中小企業が記帳できる体制を整えた。いわば、コミュニケーションの断絶を解決させるために、簡易帳簿制度として『中小企業簿記要領』が考えられたともいえよう。ただ、『中小企業簿記要領』が複式簿記によるものであるが、税法の簡易帳簿制度が複式簿記と単式簿記によるものも存在している。

現在では、中小企業の会計基準は、経営者のための会計基準とすることができるだろう。なぜなら、中小企業の会計基準の一つである『中小企業会計要領』は、「中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計」(中小企業会計要領, Ⅰ総論, 1目的(2))という考え方に立っているからである。

1.3.2 中小企業に関する会計基準の歩み

『中小企業会計要領』および『中小企業会計指針』が設定された背景には、中小企業庁から2002年6月に『中小企業の会計に関する研究会報告書』が公表されて以降、日本税理士会連合会から2002年12月に『中小会社会計基準』、さらに日本公認会計士協会から2003年6月に『中小会社の会計のあり方に関する研究報告』がそれぞれ公表された。その後、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所および企業会計基準委員会の4団体によって、三つの報告書等を統合するものとして、2005年8月に共同で『中小企業会計指針』が公表された。この指針の「3.目的」において「会計参加が取締役と共同して計算書類を作成するにあたって拠ることが適当な会計の在り方を示す」として中小企業の適用会社を示している。

その後、『中小企業憲章』が2010年6月に閣議決定され、『中小企業憲章』の「六. 中

小企業向けの金融を円滑化する」では、「不況、災害などから中小企業を守り、また、経営革新や技術開発などを促すための政策金融や、起業、転業、新事業展開などのための資金供給を充実する。金融供与に当たっては、中小企業の知的資産を始め事業力や経営者の資質を重視し、不動産担保や保証人への依存を減らす。そのためにも、中小企業の実態に則した会計制度を整え、経営状況の明確化、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達力の強化を促す」とした(下線は筆者が加筆)。

そして、2010年8月に日本商工会議所、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本経済団体連合会および企業会計基準委員会によって設置された「非上場会社の会計基準に関する懇談会」の『非上場会社の会計基準に関する懇談会報告書』および2010年9月には中小企業庁設置の「中小企業の会計に関する研究会」から『中小企業の会計に関する研究会中間報告書』がそれぞれ公表された。『非上場会社の会計基準に関する懇談会報告書』では、「5.おわりに」において「国際基準の影響を受けないものとするという共通認識を得るとともに、中小企業の実態を踏まえて新たな区分を設けて中小企業全般の企業会計の考え方を浸透する方向性」が示された。『中小企業の会計に関する研究会中間報告書』の「IV 今後の対応の方向性」では、『中小企業会計指針』で対応できない「ボリューム・ゾーン」の中小企業を対象として新たに会計処理のあり方を示すものを取りまとめるべきであるとの意見が大勢を占めた」ことが述べられている。これらの報告書によって、中小企業庁と金融庁が事務局となって、2012年2月に『中小企業会計要領』が公表された。『中小企業会計要領』は、国際基準に影響を受けないことと会計参与設置会社以外の会社に適用されることになった。

1.3.3 諸先学の中小企業に関する会計基準への見解と問題提起

——本稿の考察の意義——

中小企業の会計基準における先行研究は、河崎[2009], [2010b], [2011a], [2011b], [2012], [2014]や山下[2012a], [2012b], [2014], [2015b], [2015c]などがあげられる。

河崎[2009]では、中小企業の会計の本質的課題が検討された。まず、簿記と会計の関係が論じられている。そして、中小企業における概念フレームワークの意義と役割として、研究会報告書における中小企業の企業属性に基づいた判断の枠組みが示された。さらに、『中小企業簿記要領』の現代的意義として『企業会計原則』との関係や簿記処理の特徴としての「正確性」と「簡易性」が述べられ、制度として中小企業の会計基準を図るうえで『中小企業会計指針』がハイレベルな規定であるため、中小企業の会計基準に対する再検討が指摘されている。

次に河崎[2010b]では、2009年にIASBから公表された「中小企業版IFRS」の概要と各国の導入の現状が考察されている。また、河崎監訳[2011]では、「完全版IFRS」と「中小企業版IFRS」の比較や主要なポイントの要点、解釈上の洞察や著者の見解などが述べられている。

河崎[2011a]では、『中小企業会計指針』の現状を明らかにするとともに新たな『中小企業会計指針』のあり方が考察され、『中小企業会計指針』は大企業向けの会計基準を簡素化されたものであることが論じられている。これらのことから最低限の会計基準を検討する必要があり、大企業向けの会計基準の簡素化というトップダウン・アプローチから中小企

業の実態を重視し、最低限の会計基準から積み上げていくボトムアップ・アプローチへの転換が会計制度の改革に求められるとしている。

河崎[2011b]では、IFRS時代における中小企業のあり方が論じられている。税法基準や『企業会計原則』を尊重した最低限の会計基準の検討と中小企業の属性に即したボトムアップ・アプローチへの転換、さらにIFRSに影響されない会計制度の設計が望まれるとしている。

河崎[2012]では、『中小企業会計要領』および『中小企業会計指針』や完全版IFRSとの関係が論じている。そして、『中小企業会計要領』が実態に即した会計基準として、取得原価基準、『企業会計原則』、法人税等を踏まえた会計基準であり、『中小企業会計要領』の制度的定着化にあたって、関係機関との協力体制の構築が必要であることを述べている。

河崎[2014]では、各国の会計文化の固有性が根底にあり、大企業の会計制度と中小企業の会計制度が二分化されたことや各国中小企業会計制度の改革の現状が論じられた。また、複数の会計基準が併存していることを浮き彫りにした。さらに、中小企業の会計基準については、中小企業版IFRSを適用することなく、自国の会計慣行を尊重し、軽減化または簡素化が図られていることを論じている。

山下[2012a]では、中小企業向けの会計基準の策定方法が体系的に論じられている。また、『中小企業会計指針』や『中小企業会計要領』のフレームワークや各論の比較を検討、さらに問題点が指摘された。山下[2012b]では、IFRSとわが国の会計基準の現状、中小企業版IFRSの展開や特徴などが考察され、さらに『中小企業会計要領』の各論が論じられている。次に山下・劉[2013]では、わが国の中小企業会計基準の作成モデルと策定方法が論じられ、中国の小企業会計準則の制定、日本と中国の適用範囲の比較、構成および特徴の類似点や相違点が論じられている。山下[2014]では、シャウプ勧告の租税に関する理念、所得税制や法人税制に対する評価および批判さらに資産再評価に関する評価および批判が論じられている。山下[2015b]では、シャウプ勧告による会計の重要性や『企業会計原則』の設定に至る経緯などが論証されている。山下[2015c]では、シャウプ勧告によって、青色申告制度が導入された背景や税法上の規定などが論じられている。

これらの研究論文は、戦後の『中小企業簿記要領』や中小企業会計基準についての制定から現在に至るまで詳細に研究されている。戦前の中小企業の現状が論じられていないため、『中小企業簿記要領』からの研究が行われていると言えるであろう。シャウプ勧告⁴⁾は、シャウプ使節団が1949年に来日し、8月27日に発表された。それよりも前の1948年8月に中小企業庁が開庁した。この中小企業庁は、「中小企業の立場より見た税制改革の意見書」をシャウプ使節団に提出している。この「中小企業の立場より見た税制改革の意見書」が作成された背景を全国青色申告会総連合『青色申告会五十年のあゆみ』において以下のとおり記述されている。「蜷川虎三中小企業庁長官は、『大蔵省まかせでは、税金をとる立場で意見がまとめられる。税金苦を訴える陳情書が山積しているのだから、とられる立場でシャウプ使節団に直訴しよう』という考えで要望意見書をまとめた」(全国青色申告会総連合[2000a], 7頁)。その内容が第一次シャウプ勧告の内容にも含まれている。シャウプ使節団の来日時に大蔵省主税局が対応し、当時の平田敬一郎主税局長は、シャウプ使節団の対応にあたり、その後、国税庁長官となって、大改革を実施した人物で、簡易帳簿制度としての単式簿記を採用した。

それよりも前に『中小企業簿記要領』を執筆したのは、中西寅雄⁵⁾と鍋島達⁶⁾である。二人の共通点は、当時、東京都商工指導所の所長に中西、部長に鍋島が設立して間もない東京都商工指導所に在籍していたことである。東京都制の実施は、1943年である。また、それ以前に1937年4月に開所された東京市商業経営指導員養成所では、太田哲三が簿記法を講義していた。中西が東京都商工指導所において指導していた簿記法は、太田の簿記法が原型で、『中小企業簿記要領』の原案になったものである。

これらの研究を考察することでわが国の中小企業における記帳が明確にできるだろう。よって、本稿は、シャープ勧告のあとに公表された『中小企業簿記要領』や帳簿制度を考察していく必要がある。また、中小企業の簿記は複式簿記、月末総括表方式および日計表方式がある(鍋島[1950], 32-40頁)と述べられている。この源流に下野直太郎、黒澤清、太田哲三の研究があり、3名の会計思考を考察することで中小企業の簿記法である会計構造がいかなる過程を経て考案されたか中小企業における記帳の本質が明確になるだろう。

1.4 まとめにかえて

——本稿における考察の意義の再強調——

IASBは、1989年の『旧フレームワーク』から、2010年に『新概念フレームワーク』を公表した。1976年米国の財務会計基準審議会(FASB)の討議資料以降、資産負債中心観が言われるようになった。IASBの資産負債中心観は、質的特性の変更によって意味内容も変化した。その後、IASBは、資産負債中心観と収益費用中心観の2項対立でなく、ホーリスティック観としての包括的な会計観を示している。さらに、アンカーテストという考え方が登場した。このようにIASBは、新たな会計思考が台頭してきた。

そこで、本稿の研究は、中小企業の会計基準設定システムを再考するにあたり、会計システムのあり方を明らかにすることである。そのために、中小企業の会計基準を上野[2015]の「会計統合の論理」⁷⁾という視点に立って考察することでわが国のあるべき中小企業会計基準が示されるだろう。また、中小企業の会計基準は、取得原価基準を中心とする多次元評価であり、貸借対照表と損益計算書などの関連する有機的連関を重視する会計構造観を成立させ、近年における企業会計の問題点を解決する糸口となりうるであろう。本研究によって、新たな中小企業の会計基準の成立にも視野を合わせ、中小企業の会計基準が大企業の会計基準と並立して存続しうる意味などが明らかになると思われる。

第2章では、中小企業の会計基準設定システムを再考するため、上野[2015]の「会計統合の論理」をもとに二つの会計基準の統合が可能か検討する。中小企業の会計基準は、報告のみの会計基準でよいのであろうか。それとも報告と記録の会計基準がよいのであろうか。杉本[1991]の企業会計システムと木戸田[2002]の会計基準設定システムが解決する手がかりになるであろう。そして、中小企業の会計基準は、記帳の重要性を指摘しているが、記帳とは、何かが示されていない。この記帳とは何かを明らかにするため、杉本[1974]および杉本[1991]の2重分類複式による認識・測定によって明らかにすることができる。そこで、中小企業の会計基準における記帳に関連して、『中小企業簿記要領』と税法上の帳簿組織がどのような記帳原理によって展開されているかを考察する。『中小企業簿記要領』が中小企業向けの会計原則として念頭におかれていた。ただ、『企業会計原則』が公表されたときには、『中小企業簿記要領』の原案が完成しており、シャープ使節団が来日す

るという話があったため、『中小企業簿記要領』の公表が控えられていた^⑧。これらの考察によって、中小企業会計基準における記帳が明らかにできるであろう。

第3章では、『中小企業簿記要領』が複雑になった記帳システム(会計構造)は、どのような背景で考案されたのであろうか。そこで、第3章は、この背景を記述理論^⑨によって明らかにしていくこととする。『中小企業簿記要領』の会計構造を考案した会計学者の会計思考こそが『中小企業簿記要領』の会計構造を解明する手掛かりであり、かつ、中小企業会計基準の記帳についての再考の手掛かりとなりうるであろう。『中小企業簿記要領』が考案された会計思考は、執筆した中西と鍋島および太田の会計思考とそれに至った下野の会計思考と下野の収支簿記を批判した黒澤の会計思考の存在を忘れてはならない。よって、中小企業の会計構造を含む記帳の本質は、会計学者の思考を考察することで明らかになるであろう。

以上、中小企業の会計基準設定システムの再考によって、本稿の目的が果たされるであろう。

注

- (1) **faithful representation** の用語について、藤井[2010]では、「表現の忠実性」から「忠実な表現」への違いが論じられている。なお、都市機能のひとつとして商業の成果をあらわす財務諸表とその規制・基準について本論文は、論じたものである。
- (2) 中小企業の会計基準は、なぜ、『中小企業会計指針』および『中小企業会計要領』という名称になったのであろうか。この名称の手がかりが武田[2006]、18-20 頁に記されている。大会社会計基準を策定している立場からは、中小会社の会計基準を認めるとダブル・スタンダードとなって、根強い反発があった。そこで、「中小会社に適用するために準備された会計処理の基準は、会計基準としてただ1つ存在する大会社会計基準に対し、その『簡便な適用ガイドライン』であって、『中小企業会計基準』ではないという趣旨を込めて命名されたと理解される」(武田[2006]、18-20 頁)と述べられている。その後、2005 年の会社法制定によって複数の会計慣行が容認された。また、『中小企業会計指針』は、2006 年の「会社計算規則」によって「その他の企業会計の慣行」(会社計算規則第 3 条)となった。当然のことであるが会社法は、『中小企業会計要領』も同様の解釈によって会社法上の会計慣行として容認している。武田[2006]、20-22 頁では、企業会計の慣行についての解説が会社法および会社計算規則による解釈などを含めて詳細に述べられている。
- (3) 会社数は、「非上場会社の会計基準に関する懇談会 報告書」[2010]、20 頁をもとにしている。
- (4) シャウプ勧告に関する論文において最近の研究論文では、岩邊[1987a]、三代川[2001]、山下[2014]、山下[2015a]、山下[2015b]がある。
- (5) 『三田商学研究』第 13 巻第 2 号 222 頁において中西寅雄の経歴が下記のとおり記されている。1948(昭和 23)年 10 月から東京都商工指導所所長に就任(1952(昭和 27)年 3 月まで 3 年 5 ヶ月)
- (6) 鍋嶋達の経歴で「1948(昭和 23)年 10 月から東京都商工指導所において金融部長・相談部長(非常勤)を勤め、また、経済安定本部企業会計制度対策調査会委員として中西先生とともに 1949(昭和 24)年 12 月に公表された『中小企業簿記要領』の作成に当たられた」(山口[1990]、152 頁)。
- (7) 上野[2015]では、会計理論の統合が論理的に理論構築されているため、本稿では、「会計統合の論理」を称することにする。
- (8) 鍋嶋達[1950]、31-32 頁を参照されたい。
- (9) 会計理論における記述理論は、青柳[1982]、6-7 頁、井上[1986]、66-70 頁を参照されたい。社会心理学における記述理論は、塩野[2012]、77-78 頁を参照されたい。そこで本稿は、記述理論として「人が現実に示す行動や思考を描く理論」(塩野[2012]、77 頁)をもとに、会計構造の成り立ちを会計学者の思考をもって解明しようとするものである。

第2章 中小企業会計基準の設定方法と認識測定の様式

2.1.はじめに

本章^①の課題は、企業会計を一種のコミュニケーション・システムとみなす視点に立ちながら、わが国の中小企業を規制する会計規範や会計記録などを考察対象として、これらの会計規範が導出される方法や複式の会計記録の認識・測定にまで考察の光をあてながら、わが国の中小企業の会計規範や会計記録の特色を明らかにすることである。

2.1.1 本章の考察対象

——戦後の記帳システムと中小企業会計基準——

中小企業を規制する会計に関するルールには、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所および企業会計基準委員会の4団体によって、2005年8月に共同で公表された『中小企業会計指針』と中小企業関係団体等や学者等で構成された「中小企業の会計に関する研究会」および「中小企業の会計に関する検討会ワーキンググループ」によって2012年2月に公表された『中小企業会計要領』がある。これらが策定されるまでは、中小企業を規制する会計に関するルールはなかった。

ただし、1949年12月27日に経済安定本部企業会計制度対策調査会が公表した『中小企業簿記要領』は、中小企業のために、『企業会計原則』の記帳に関する会計原則をはじめに示し、一般的な複式簿記とは異なる月末收支総括表方式と日計表方式という記帳方法を示した。すなわち、この要領およびこれと関連するいくつかの規範(記帳システムおよび会計原則)が、近年にいたるまで、中小企業を規制する会計規範として機能してきたのである。以下において、これらの規範が設定されるまでのプロセスを概観したい。

鍋島[1950]によれば、「春から夏にかけてまして、『中小企業簿記要領』の案ができたのであります。ところが、凶らずもそのときにシャープ博士が来られまして、日本の税制について重大な勧告がある。而も税務と会計についての根本的な提案があるだろうということが予想されましたので、暫くその発表を待ちまして、青色申告に関する省令、告示との調整をはかり、これに定められた帳簿記載要件をおり込(32頁)んで『中小企業簿記要領』が公表されたと述べられている。1949年8月27日の第一次シャープ勧告^②では、「E付帯事項、2帳簿と記録、(2)記帳の模範的な様式の作成」において「会計様式は簡易にしておくべきである」との勧告が行われた。この第一次シャープ勧告によって、1949年12月15日『所得税法の臨時特例等に関する法律』により、青色申告制度が創設された。

この法律に基づき、1949年12月15日に「青色申告のための記帳における簿記の原則並びに帳簿基準」(大蔵財務協会編[1950]、推薦のことば1頁)として、大蔵省令百五号が定められた。『中小企業簿記要領』は、経済安定本部企業会計制度対策調査会の委員だった中西と鍋島が指導していた内容が原案になった(播[1985]、52頁)、とも指摘されている。

そして、国税庁でも、特に所得税法における簡易帳簿制度を確立させるために、中小企業において用いられる様々な帳簿組織が定められた。これらの税法独自の中小企業の記帳システムは、シャープ勧告に基づいて簡易化された帳簿制度である。ここでは、収支計算書(損益計算書)を作成する記帳システムや標準簡易帳簿と債権債務等記入帳から損益計算書と貸借対照表を作成する記帳システムなどがある。

したがって、本章の考察対象は、『中小企業会計要領』、『中小企業会計指針』、戦後公表された『中小企業簿記要領』および税法上の帳簿組織の4つに絞ることとする。

2.1.2 『中小企業会計指針』と『中小企業会計要領』が設定された背景と根本原則

本章を考察する前提として、『中小企業会計指針』と『中小企業会計要領』が設定された経緯を概観していきたい。はじめに、『中小企業会計指針』が設定された経緯に光をあてたい。『中小企業会計指針』では、指針設定の経緯を記す箇所において、旧商法の第32条第2項の「公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」とされていたが、中小企業が適用することのできる「公正ナル会計慣行」とは何か十分には明確になっていないことが指摘されている(『中小企業会計指針』【総論】【目的】2)。これらを解決するために、2005年に『中小企業会計指針』が公表された。

『中小企業会計指針』は、「大企業向け企業会計基準を簡素化する形で策定されたもの」(河崎[2011a], 34頁)と言われている。しかし、簡素化する形で策定されたものではあったが、中小企業の実態を反映していないとか、『中小企業会計指針』が高度で使いにくく、中小企業が対応できていないため、あまり普及していない^⑨、などの問題点が指摘された。

これらの問題点を解決するために、2012年に公表されたのが『中小企業会計要領』である。内容については、『企業会計原則』である「一般原則」を論理的な前提に各論として解説が加えられている。すなわち、『中小企業簿記要領』が帳簿の記帳方法と決算処理方法を示し、『企業会計原則』の「正規の簿記の原則」等を間接的に適用したものになっているが、『中小企業会計要領』も、同じく、『企業会計原則』が示され、類似している。

また、適用対象の視点から考察すると、『中小企業会計指針』は、中小企業にはIFRSが適用できないとして公表されたが、中小企業の中でとりわけ会計参与を設置する会社が適当であるとしていた。『中小企業会計要領』は、『中小企業会計指針』より「簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業」(『中小企業会計要領』【I. 総論】【1.目的】(2))を適用対象にしている。しかし、『中小企業会計指針』と『中小企業会計要領』は、いずれも会社法上の計算書類を作成する際の会計基準が定められている。したがって、中小企業の両基準は、会計慣行のしん酌規定の「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない」(会社計算規則第3条)という「その他の企業会計の慣行」に該当するとしている(武田[2006], 22頁)。

2.1.3 中小企業の会計基準をめぐるアプローチ

——本章の考察の意義——

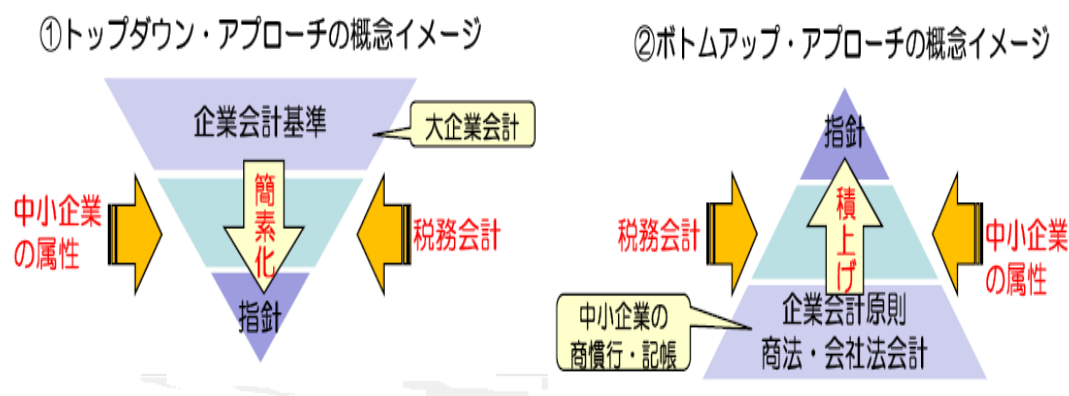
『中小企業会計指針』は、大企業の会計基準を要約したものであり、毎年改訂が行われている。(本節で詳論するが)同指針の設定アプローチは、「トップダウン・アプローチ」といわれている。この『中小企業会計指針』が必要になった背景は、IFRSの導入により、中小企業にも新たな会計基準を設定する必要があったためである。IFRSは大企業の会計基準であり、中小企業では負担が大きすぎるというのが、設定の理由であった。

河崎[2011a]では、近年の研究において、このような理由に加えて、中小企業の属性にあった会計基準の制度化によって、計算書類の信頼性を高める(河崎[2011a], 27頁)ことが必要である、としている。前にも述べたが、『中小企業会計指針』が会社法上の計算書類を作

成する際の会計基準だからである。また、中小企業の会計の特質は、会計行為の記帳の重要性、確定決算主義を前提とした会計処理、および限定されたディスクロージャー制度を挙げている(河崎[2011a], 27-29 頁)。

さらに、『中小企業会計指針』の問題点として、大企業の会計基準を要約または簡素化したとはいっても中小企業にとっては、高度な会計処理が要求される会計基準であることを指摘している。そのために、中小企業の属性にあった最低限の会計基準を検討する必要があると指摘している。これらのことを達成するためには、中小企業の実態を重視した「ボトムアップ・アプローチ」への転換が必要であると主張している(河崎[2011a], 34 頁)。

図1 アプローチのイメージ図



トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチについては、中小企業庁の「中小企業の会計に関する研究会」が2010年に設置され、その第1回の「中小企業の会計に関する研究会」に配布された「資料6 中小企業会計に係る論点について」(23 頁)に図1のとおり示されている。この別々のイメージ図によって、別々のアプローチであるかのように、解釈されたことから、河崎は、第2回の「中小企業の会計に関する研究会」において、図2のように新たな会計制度改革モデルが示されたのである。すなわち、上から順に(完全版)IFRS、『中小企業会計指針』、「税法基準+書面添付」をあげ、その両サイドに「大規模企業向け会計基準」の簡素化(トップダウン・アプローチ)と「中小企業の属性に即した会計基準」からの積み上げ(ボトムアップ・アプローチ)が示され、トップダウン・アプローチからボトムアップ・アプローチへの転換を意味すると主張されたのである。この新たな会計制度改革モデルの特徴は、下記のとおりである。

「①「連・単分離」と「確定決算主義」を前提とする。

②上場企業および社会的説明責任(public accountability)のある大企業の「連結財務諸表」には、「完全版IFRS」を適用する。

③中規模企業(あるいは会計参与設置会社)には、「中小企業会計指針」を適用する。

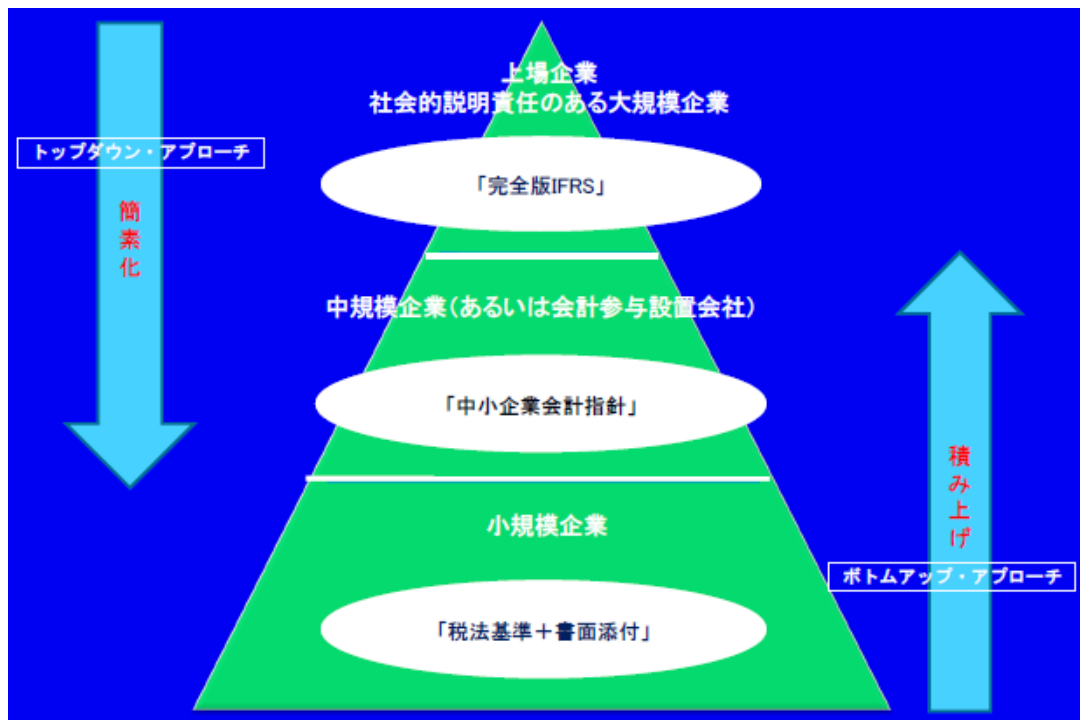
④小規模企業には、「税法基準」をミニマムレベル(最低限)の会計基準とし、その信頼性を担保するため、「書面添付制度」の積極的な推進を図る。

*「書面添付制度」: 税理士が税理士法(33条の2)に規定する「計算事項」等を記載した書面

を申告書に添付して提出した場合、税務調査にあたり書面の記載事項について、税理士に対して意見を述べる機会を与える制度をいい、申告書の基礎となる会計帳簿・計算書類の信頼性を担保する役割が期待されている。

⑤この会計制度モデルは、「中小企業の会計」に対する方法論について、従来の「大規模企業向け会計基準」の簡素化（トップダウン・アプローチ）から、「中小企業の属性に即した会計基準」からの積み上げ（ボトムアップ・アプローチ）への転換を意味する。」（河崎[2010a], 15頁）

図2 会計制度改革モデル



（河崎[2010a], 14頁より）

河崎の新たな会計制度改革モデルは、『中小企業会計指針』の設定アプローチであるトップダウン・アプローチから、ボトムアップ・アプローチへの転換が必要であるという見解である。すなわち、中小企業の会計基準は、中小企業の実態を重視しつつ、同一のアプローチを採用し、会計基準を設定すべきと思考される。

その際には、これら二つの中小企業の会計基準を設定するアプローチを、「会計学方法論の領域」にまでさかのぼって定めることが必要である。けだし、私見によれば、トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチという用語は、同一の中小企業の会計基準を大企業の会計基準からの簡素化という一貫性と中小企業の属性という視点で使われているもので、より論理的な方法で考察を進めることが必要であると思われる。このような考察において、もっとも有効な手がかりを、与えてくれるのが、上野[2015]の見解である。さらに、中小企業の記帳システムの考察においては、企業会計を一種の記号システムとみなす見解である。

2.1.4 本章の考察方法

——「会計統合の論理」と「コミュニケーション・システム論」を手がかりとして——

前項で指摘したように、二つの中小企業の会計基準を考察する際の方法としては、上野[2015]で提示された「会計統合の論理」ないし方法を採用し、考察をすすめていきたい。

この「会計統合の論理」とは、上野[2015]で提示したものであり、既存の会計理論の考察とこれからの会計理論の構築をめざした方法論を明らかにしたものである。上野[2015]では、これまでの会計学説等から会計の重要な理論領域が「実証理論」と「規範理論」に分類し、さらに規範理論を、「絶対的規範理論」と「条件付規範理論」に分けて考察されている。これらの理論的考察の結果として、「会計理論の構築は、条件付規範理論を中心として、実証理論の方法の支援を受けて行わなければならないのである。これが会計理論の統合である」（上野[2015]、415頁）と述べている。

前述したように河崎[2011a]では、中小企業の会計基準を考察する際には、中小企業の特性を視野に入れながら、ボトムアップ・アプローチという方法によるべきことが主張されていた。私見によれば、河崎[2011a]の見解と上野[2015]の「会計統合の論理」は軌を一にするものであると思われる。かつ、上野[2015]の見解は、より論理的な方法が提示されていると思われる。したがって、上野[2015]で提示された方法論こそが、『中小企業会計指針』と『中小企業会計要領』を考察する際に、もっとも有効な方法であると思われる。

本章の後半で採用するコミュニケーション・アプローチの概略を示せば⁴⁾、下記のようになる。コミュニケーションには話し手と聞き手があるように、会計におけるコミュニケーション・システム論は、情報の開示として財務情報の作成者(経営者)であるメッセージの発信者と利用者がいる。その共通のコードが会計基準であり、企業会計における言語規約である。この考え方は、企業会計システムをコミュニケーション・システムととらえた記号論のアプローチ方法を適用したものである。記号は、事物(事象)を表している。その記号と指示対象の二者に光を当てて考察するのが意味論的考察である。記号と記号とは特定の規則で配列され、文や文章ができる。この配列にかかわる文法規約などを考察するのが構文論的考察である。そして、これらの文章は他者に伝達されることが予定されるが、この関係に光をあてて考察するのが語用論的考察である(笠井[2000]、5頁)。この記号論的アプローチを中心とした方法を持ちいて、2重分類複式による認識・測定および記録がなされているか戦後公表された『中小企業簿記要領』と税法上の帳簿組織を分析していくことにする。私見によれば、このアプローチを採用して分析することにより、中小企業の記帳システムについて二つの特性が明確に理解されていくと思われる。

中小企業の会計基準において、河崎は、記帳の重要性を指摘している。たしかに、記録ないし記帳の重要性は理解できる。しかし、記帳システムについては、「正規の簿記の原則」を示しただけで中小企業のあるべき記帳システムについて論じていない。この問題点を解決できる手がかりが記号論的アプローチである。さらに中小企業の会計基準については、『中小企業会計指針』と『中小企業会計要領』に分けられているが、そもそも中小企業の会計基準を分ける必要があるのかという問題点も指摘することができる。この問題を解決する手がかりが上野[2015]の見解である。したがって、二つのアプローチを採用することで中小企業がどのような記帳システムによって記帳されるべきかを解決した上で、会計基準のあり方を探ることができるであろう。以下、次節では、まずもって上野[2015]の見解

を手がかりとして考察をすすめていきたい。

2.2 中小企業の会計基準の特色と問題点

——上野[2015]の見解を手がかりとして——

河崎[2012]によれば、わが国では、『中小企業会計指針』はトップダウン・アプローチによって、『中小企業会計要領』はボトムアップ・アプローチを採用しているとされている。しかし、武田[2003]では、会計基準の設定に関して、「普遍性アプローチ」と「特定基準アプローチ」があげられている。「普遍性アプローチ」は「よるべき会計基準は1つであり、すべての会社はそれに従うべきであるとする考え方である」(武田[2003], 29頁)。「特定基準アプローチ」は、「小会社に適切に対応する会計基準の選択を行い、あらかじめそのガイドラインを示そうとする行き方である」(武田[2003], 29頁)。そして、武田[2003]では、イギリスの「特定基準アプローチ」が例としてあげられている。その内容は「普遍性アプローチのように、会社一般に通じる普遍的な会計基準を作り、その適用除外の形で中小会社向けの適用を考えるのではなく、外形的には小規模事業体(中小会社)向けの財務諸表の標準様式を作成し、内形的には『小規模事業体に対する固有の会計基準』を立案する行き方である」(武田[2003], 29頁)。そして、武田[2003]では、「特定基準アプローチ」のほうが好ましいと述べ、「中小会社会計基準を設けることで、中小会社としてよるべき会計処理が明確となり、経理の適正化と明確化と制度の安定とをもたらし、ひいては中小企業の発展に寄与するところが大きいと考える」(武田[2003], 30頁)と述べられている。さらに会社属性を区分した小会社としての会社属性と会計基準策定における「判断のフレームワーク」において、「中小企業にとって最も基本的な属性から「記帳」の問題が誘導されている」(武田[2003], 31頁)ことを指摘している。武田[2003]では、『中小企業会計指針』が公表される以前に指摘していたものである。したがって、二つの会計基準が採用されるアプローチを、トップダウン・アプローチないしボトムアップ・アプローチとして比較することは、果たして適切なのであろうか⁵⁾。

これら二つの中小企業会計基準の特色と問題点を、特にこれらの会計基準を設定する際のアプローチ方法と関連させながら明らかにしていきたい。その際には、上野[2015]の「会計統合の論理」に関する見解を基本的視座として位置づけ、分析をすすめていきたい。

以下、まずもってこれらの考察の基礎とすべく、中小企業の会計基準設定の背景やその特色などを、IASBの動向をも視野に入れて明らかにしたい。さらに、中小企業の財務諸表の作成目的をも、会計情報利用者との関連で明らかにしたい。その後、上野[2015]の見解を考察したい。最後に、その基本的視座をもって、わが国における二つの中小企業会計基準の特色と問題点を明らかにしたい。

2.2.1 わが国の中小企業の会計基準における設定の背景と目的

IFRSと中小企業の会計基準の大きな違いは、大企業(公開企業)と中小企業(非公開企業)という違いから会計基準が策定されていることである。このような状況を、河崎[2014]では、会計制度の2分化が論じられている。IFRSと中小企業会計基準の差異、そしてわが国における中小企業の会計基準の特色と問題点を考察する際には、まずもってIFRSが公表されるまでの過程をみる必要がある。

「概念的フレームワーク (*Conceptual Framework*)」は、1976年に米国の財務会計基準審議会 (FASB) が討議資料『財務会計および財務報告のための概念フレームワークに関わる問題の検討：財務諸表の構成要素およびそれらの測定』を公表して以降、会計学界において脚光を浴びることとなった。そして、この時期に議論された内容がIASBに引き継がれ、今日のIFRSの概念的フレームワークや会計基準の論理的基礎となっている。

IASBは、大企業向けの会計基準であるIFRSを公表しているが、2009年に『中小企業のための国際財務報告基準 (*IFRS for Small and Medium-sized Entities*)』と題される『中小企業版IFRS』を公表した。しかし、わが国においては、『中小企業版IFRS』は、適用されない。なぜなら、わが国では、既に『中小企業会計指針』が公表され、これが中小企業を規制する「一般に公正妥当と認められる会計慣行」という位置づけになっている。ただ、『中小企業会計指針』は、毎年改定され、大企業向けの会計基準が簡素化されたものであり、IFRSの影響を受けることもありうる。

わが国の中小企業の会計基準が設定された背景は、1.3.2で示した。中小企業の会計基準が『中小企業会計指針』と『中小企業会計要領』の二つに分かれ、大企業の会計基準も企業会計基準、国際会計基準、米国基準などがあるため、これを河崎[2014]では「会計基準の複線化」が進行していると述べられている。

ここで、中小企業の会計基準の特色を明確にして、考察の基礎とするために、中小企業の財務諸表の作成目的を、会計情報利用者との関連で考察しておきたい。中小企業の財務諸表の利用者は、主として経営者や取引先などの債権者などであるということができよう。このために、これらの財務諸表は、主として、経営管理目的によって作成されるということができよう。

『中小企業簿記要領』の執筆を担当した中西と鍋島が『中小企業簿記要領』を公表した後に経営管理に関する論文を、多く発表している⁶⁾。このことを視野に入れるならば、中西と鍋島は、中小企業の経営管理に多大な関心を抱いていたことが推察される。よって、戦後から中小企業の財務諸表が作成されるのは経営管理目的のためにあるということができる。

以上、近年の中小企業の会計基準設定についての背景や財務諸表の作成目的の特色などを、IASBの動向ないし中小企業の会計情報利用者との関連で考察してきた。次項では、『中小企業会計指針』と『中小企業会計要領』の特色と問題点を明らかにする基本的視座をえるために、上野[2015]の見解を手がかりとして考察していきたい。

2.2.2 上野[2015]における「会計統合の論理」による会計理論の構築方法

わが国における二つの中小企業会計基準の特色と問題点を分析する基本的視座をえるべく、上野[2015]の「会計統合の論理」に関する見解を手がかりとして考察をすすめていきたい。上野[2015]においては、これまでに展開されてきたすべての会計理論を統合し、新たな有用な会計理論の構築を目指すために、まずもって会計学の方法を論じた二つの学説を検討している。そして、会計理論の統合を可能にする会計理論として、「条件付規範理論」を中心として、「実証理論」に補完的役割を与えるアプローチ方法を提唱している。すなわち、上野[2015]では、会計理論の統合の可能性を探る基礎的な作業として、会計の理論領域をワッツ=ジンマーマンの理論を手がかりとして「実証理論」を検討し、さらにマテン

ッチの理論を手がかりとして「規範理論」が検討され、「規範理論」を「絶対的規範理論」と「条件付規範理論」に分けて検討されている(上野[2015], 399-400 頁)。以下, 上野[2015]が示した「実証理論」および「規範理論」さらに、「絶対的規範理論」と「条件付規範理論」の概観を述べることとする。

「実証理論」は、会計実務を説明し予測する説明理論の体系であるが、この理論では原因—結果関係に基づく実証的仮説が重視されるのである。そして、「実証理論」では、目的および目的関数は利用者が付与するという特色を持つ(上野[2015], 405-406 頁)としている。

次に「規範理論」は、「規範理論は目的および目的関数ならびに目的—手段関係を最も重要視し、それを利用者ではなく理論家が付与するということになる」(上野[2015], 406 頁)としている。そして、「絶対的規範理論」と「条件付規範理論」の二つに区分する論理展開をとっている。「絶対的規範理論」とは、「ある絶対的な実用的価値判断(特定の評価方法, 実現基準等の容認)を黙示的に組み入れた規範理論である」(上野[2015], 406 頁)。それに対して、「条件付規範理論」とは、「価値判断を理論に組み入れ、会計情報の利用者に広範囲の代替的な目的志向的モデルを示す規範理論である」(上野[2015], 408 頁)。

そして、これらの二つの中から、「条件付規範理論」に論理的重要性を認め、408-409 頁において詳細な叙述が展開されている。要約すると、会計情報利用者が様々な目的を追求するが、そのための意思決定には自由な選択の価値判断が与えられる。これは理論の絶対性ではなく、理論の相対性である。そして、目的を達成するための手段として一つの価値判断を選択した場合、その価値判断が公に開示されることによって「条件付規範理論」になるといえよう。

最後に、会計理論の統合を可能にする方法論として、新たな論理的方法が提示されたのである。「会計理論の統合として理論の共通点を探求し、それを展開することによって、会計理論の統合が図られ、会計理論の構築を行うことができると思われる」(上野[2015], 412 頁)。

表 1 「実証理論」, 「絶対的規範理論」, 「条件付規範理論」の比較

	実証理論	絶対的規範理論	条件付規範理論
理論の絶対性	なし	あり	なし
目的—手段関係	なし	あり	あり
目的設定の主体	利用者	理論家	理論家

(上野[2015], 413 頁より)

表 1 は、上述に示された「実証理論」, 「絶対的規範理論」および「条件付規範理論」の「理論の絶対性」, 「目的—手段関係」および「目的設定の主体」の関係をまとめたものである。「会計理論の構築は条件付規範理論を中心として、実証理論の方法の支援を受けて行わなければならないのである。これが会計理論の統合である」(上野[2015], 415 頁)と結論づけているのである。

私見によれば、「条件付規範理論を中心として、実証理論の方法の支援を受け」るアプローチこそ、わが国における二つの中小企業会計基準の特色と問題点を明らかにすると共に、これからのあり方を定めていくもっとも有効な方法であると理解されるのである。二

つの中小企業会計基準の設定アプローチは、帰納的アプローチと演繹的アプローチ⁷⁾、トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチと比較されているが、中小企業の会計基準であることには変わらない。上野[2015]の「会計統合の論理」によって、中小企業の会計基準が統合でき、武田[2003]のアプローチの支援が中小企業の会計基準のあり方を解決へと導くであろう。次項では、上野[2015]のアプローチ方法を適用して、わが国の中小企業会計基準の分析をすすめていきたい。

2.2.3 中小企業の会計基準の特色と問題点

——上野[2015]の「会計統合の論理」を手がかりとして——

上野[2015]で提起された「会計統合の論理」を手がかりにして、わが国の中小企業会計基準の分析をすすめていきたい。同書では、ジンマーマンやマテシッチの考察を基礎として、会計理論の統合は「条件付規範理論を中心として、実証理論の方法の支援を受けて行わなければならない」(上野[2015], 415頁)と結論づけていた。

すなわち、同書では、条件付規範理論については、目的設定の主体を理論家におき、理論の体系に目的—手段関係を認めていた。換言すれば、会計理論にしる会計基準にしる、それらを構築ないし設定する主体が目的を定め、この目的に適合する方向で体系が構築されていくことが指摘されていた。それに対し、実証理論では、目的設定の主体は利用者であり会計理論にしる会計基準にしる、目的に適合する方向での演繹的かつ規範的な体系の構築はなされていないことが指摘されていた。

以下、本項では、まずもってわが国における二つの中小企業基準の目的に焦点を絞り考察をすすめていきたい。

a. 二つの中小企業会計基準の目的における共通点

『中小企業会計指針』と『中小企業会計要領』の目的に焦点を絞り考察をすすめていきたい。これら二つの会計基準の目的を、内容の同一性に着目して、筆者なりにまとめると表2のとおりである。これらは、①経営者が自ら経営状況を把握する、②利害関係者への情報提供、③税法との調整、④負担軽減のための簡素化、に内容が集約される。

このように、二つの中小企業会計基準は、具体的な内容は若干異なっているが、換言すれば目的—手段関係の手段は異なるが、目的はほぼ同一である。そして、これらの会計基準の規制対象も、中小企業ということで同一である。よって、『中小企業会計指針』と『中小企業会計要領』は、同一の目的という共通点による会計理論が構築できるのではなかろうか。

むろん、『中小企業会計指針』はIFRSなどの「現代」の大企業向けの会計基準を簡素化する方向(いわゆる、トップダウン・アプローチ)で設定された会計基準であるのに対し、『中小企業会計要領』は「1940年代以降」に『証券取引法』との関連で設定された『企業会計原則』等の会計基準を現代の中小企業に適合させる方向(いわゆる、ボトムアップ・アプローチ)で設定された会計基準であることに相違点はみられる。しかし、武田[2003]の「特定基準アプローチ」の考え方によれば、二つの中小企業の会計基準が必要なのだろうか。

表2 『中小企業会計指針』と『中小企業会計要領』の目的

『中小企業会計指針』	『中小企業会計要領』
<p>中小企業においては、経営者自らが企業の経営実態を正確に把握し、適切な経営管理に資することの意義も、会計情報に期待される役割として大きいと考えられる。</p>	<p>中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計</p>
<p>中小企業に限らず企業の提供する会計情報には、本来投資家の意思決定を支援する役割や、利害関係者の利害調整に資する役割を果たすことが期待されている。</p>	<p>中小企業の利害関係者（金融機関、取引先、株主等）への情報提供に資する会計</p>
<p>企業の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべきである。しかし、専ら中小企業のための規範として活用するため、コスト・ベネフィットの観点から、会計処理の簡便化や法人税法で規定する処理の適用が、一定の場合には認められる。</p>	<p>中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計</p> <p>計算書類等の作成負担は最小限に留め、中小企業に過重な負担を課さない会計</p>

b. 『企業会計原則』の特色と位置づけ

——二つの中小企業会計基準との関わりについて——

わが国の中小企業会計基準の特色と問題点を明らかにするためには、『企業会計原則』の特色を的確に理解することは、必須の課題である。この基礎的考察として、同原則の設定の背景、目的、および方法などについて検討をすすめていきたい。

『企業会計原則』が、どのような背景のもと、どのような目的をもって設定されたかを再確認することは重要である。下記の文言は、これらについて記されたものである。

「我が国の企業会計制度は、欧米のそれに比較して改善の余地が多く、且つ、甚しく不統一であるため、企業の財政状態並びに経営成績を正確に把握することが困難な実情にある。我が国企業の健全な進歩発展のためにも、社会全体の利益のためにも、その弊害は改められなければならない。

又、我が国経済再建上当面の課題である外資の導入、企業の合理化、課税の公正化、証券投資の民主化、産業金融の適正化等の合理的な解決のためにも、企業会計制度の改善統一は緊急を要する問題である。

仍って、企業会計基準を確立し、維持するため、先ず企業会計原則を設定して、我が国国民経済の民主的で健全な発展のための科学的基礎を与えようとするものである。」（『企業会計原則の設定について』）

「企業会計原則及び財務諸表準則が中間報告として昭和24年7月公表されて以来、公認会計士制度並びに証券取引法に基づく財務諸表制度の実施と相まって、我が国の企業会計が画期的改善の緒につくに至ったことは承知のとおりである。この中間報告の公表に際し、将来税法および商法の改正にあたり企業会計原則が尊重されるように要望したのであるが、昭和25年の改正法人税法並

びに昭和 26 年の改正方法の規定には、企業会計原則の趣旨が相当程度反映されるに至った。」(『企業会計原則および財務諸表準則の部分修正について』)

このように、『企業会計原則』は、「わが国企業の健全な進歩発展のためにも、社会全体の利益のためにも」という要請から設定されたものであることが明白に理解される。そして、同原則は、「公認会計士制度並びに証券取引法に基づく財務諸表制度の実施と相まって」、その機能を十分に果たしたと評価されているのである。上記の文言からも明らかなように、同原則の目的とは、「我が国経済再建上当面の課題である外資の導入、企業の合理化、課税の公正化、証券投資の民主化、産業金融の適正化等」であったことが理解されるのである。

このような背景のもと、国家や社会の強い要請から設定された『企業会計原則』の目的は、わが国の中小企業の経験的な蒸留によってえられたものではない。目的設定の主体は、国家によりオーソライズされた会計原則設定主体である。そして、この目的を達成するために、「一般原則」にはじまり「企業会計原則注解」に至る会計原則の体系が構築されたのである。

さらに注目せねばならないことは、同原則は、「公認会計士制度並びに証券取引法に基づく財務諸表制度の実施と相まって」、その機能を十分に果たすことが期待された規範であるということである。このような機能が期待されるということは、『企業会計原則』が中小企業に特化した会計規範ではないことを明示している。

1940 年代以降に、国家や社会の強い要請から設定された『企業会計原則』、そして同原則と調整を重ねながら発展していった『税法』や『商法』などの会計規範をスタートラインとして、現代の中小企業の企業会計に適合する会計基準の体系を構築していくアプローチを、「ボトムアップ・アプローチ」と位置づけ、命名することは、果たして適切なのであろうか。c.では、b.の考察を視野に入れながら、『中小企業会計指針』と『中小企業会計要領』のスタートラインについて論じたい。

c. 中小企業会計基準のスタートライン

——二つの大企業向け会計基準および会計原則——

笠井[2000]によれば、「1920 年代までは、企業会計の報告対象は、主として債権者であり、企業会計は、債権者のための会計として存在していた」(笠井[2000], 7 頁)としている。銀行等の債権者の関心は、企業が破産などに陥った場合の債権が回収されるかというものであった(笠井[2000], 7 頁)。よって、計算目的は財産計算にあった。その後、「1929 年の世界恐慌を契機として、企業会計の報告対象は主として出資者(不在株主)に変化した」(笠井[2000], 7 頁)と述べている。企業会計は、「その計算目的にしても、出資者の関心の的である利益を算定、つまり損益計算に移行した」(笠井[2000], 7 頁)。この時代に影響を受けて設定されたのが、わが国の 1949 年の『企業会計原則』である。

その後、1970 年代には、会計情報利用者は投資者に変化した。これらの投資者の関心は、企業価値である。よって、計算目的は、財産計算ではあるが、上述の財産計算と異なるものである。資産の概念は「ストックとしての概念である『経済的資源』に代わって『経済的便益』が使用されている点に注目しなければならない。つまり、本来『資産』というス

トックをあらゆる用語に便益というフローをあらゆる概念を導入し」(興津[1997], 85 頁)たことで、今までにない取引概念が拡大した。これによって、資産負債中心観による利益観が形成され、財産計算も変化した。

『中小企業会計指針』は、IFRS を簡素化したものとされる。すなわち、同指針は、IFRS の概念フレームワークを論理的基盤におきながらも、それらを中小企業の企業会計の現状に適合させながら、会計基準の体系を構築しているといえよう。

このように、『中小企業会計指針』は、1970 年代に設定された FASB の概念フレームワークを継承した大企業の企業会計を規制する IFRS をスタートラインとして、現代の中小企業の企業会計に適合する会計基準の体系を構築していったものである。

それに対して、『中小企業会計要領』は、1970 年代以前の収益費用観にたち構築された『企業会計原則』などの会計規範をスタートラインとしている。ただし、これらの会計規範は、b. で明らかにしたように、中小企業の会計基準として設定された訳ではない。『企業会計原則』は、1940 年代以降に、国家や社会の強い要請から設定されたものであり、「公認会計士制度並びに証券取引法に基づく財務諸表制度の実施と相まって」、その機能を十分に果たすことが期待された規範であった。

したがって、『中小企業会計要領』は、1940 年代以降に設定された大企業を中心としながらも(『企業会計原則』)、中小企業をも規制の範囲に含んだ会計規範(『商法』や『税法』)などをスタートラインとして、現代の中小企業の企業会計に適合する会計基準の体系を構築していったものである。

『中小企業会計要領』と『中小企業会計指針』は、共に大企業向け(中心)の会計基準や会計原則をスタートラインとして、現代の中小企業の企業会計に適合するほぼ同一の会計目的を措定して、「条件付規範理論」を展開し、会計基準の体系を構築したものである。これら二つの会計基準の差異は、1940 年代以降に設定された会計基準にスタートラインをおくか、1970 年代に設定された会計基準にスタートラインをおくかどうかの違いである。

さらにいうならば、中小企業の主たる会計情報利用者は債権者および出資者であり、1940 年代に設定された『企業会計原則』などで措定された会計情報利用者と親和性があるが、1970 年代以降に設定された IFRS などで措定された会計情報利用者と親和性がない、という違いが指摘されるのみである。

d. 『中小企業会計指針』と『中小企業会計要領』のアプローチ

——『会社計算規則』による共通性——

両会計基準は、トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチによって、設定されたとされているが、『会社計算規則』と共通する内容が多いことに注目される。いうまでもないことであるが、これらの共通点は、いずれも中小企業の会計基準であるために生ずると理解される。さらに、両会計基準は「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」(『会社法』第 431 条)であることにも起因しているであろう。

以下、これら二つの中小企業会計基準の具体的な内容に光をあてて考察をすすめていきたい。まず、はじめに、貸借対照表の資産の評価に光をあてたい。この点については、両会計基準ともに取得原価を基準にしている。『会社計算規則』においても、資産は「取得価額を付さなければならない」(『会社計算規則』第 5 条)としている。両会計基準の資産の

評価は、共通項目が多い。金銭債権は、取得原価で評価することになっている。有価証券、棚卸資産および固定資産は取得時には取得原価で計上することになっている。決算時の評価は、有価証券が時価によることとなっており、有価証券および棚卸資産では、回復する見込みがないと認められる場合の時価が取得原価より著しい下落いわゆる50%以上下落した場合の評価減も共通している。経過勘定や繰延資産の規定も内容が共通している。さらに、固定資産の評価については減価償却規定が設けられており、減価償却後の金額を資産評価額となっている。資産の評価は、『会社計算規則』第5条第2項、第3項、第4項、第5項、および第6項において示されている。

上述の資産の評価について、杉本[1991]では、「価値の測定基準として、原価を用いることは実務の出発点である」(杉本[1991], 74頁)と述べている。そして、原価と時価との違いを、杉本[1991]では「両者は必ずしも対立する概念でない。なぜなら、経済財が経済主体の支配下に流入するという事象が、その「取得原価」は、基本的には、経済財が取得時点における価値を表しているとみなされる市場価格に基づいて算定されているからである。しばしば「価値と原価との不一致」が強調されるが、それは、経済財の価値が取得後に変動した場合にほかならない」(杉本[1991], 75頁)と述べている。このことは、取得時点の価値を表すのが取得原価であって、その時点の時価である。したがって、決算時の時価は、同じく決算時点の価値であり、市場価値ということができるであろう。よって公正価値という概念は結果として同一のものであるということが出来る。よって、『中小企業会計指針』と『中小企業会計要領』は、資産の評価について取得原価基準をベースとした時価評価や減価償却などの多次元評価システムという従来の方法が用いられていることになる。

次に、両会計基準は、貸借対照表と損益計算書の関係をどう結び付けているかである。『中小企業会計指針』は、「会社計算規則の定めるところにより、適時に正確な会計帳簿の作成と計算書類(株式会社にあつては、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)の作成が義務付けられている」(『中小企業会計指針』.目的1.中小企業の会計—計算書類の作成義務)として、『会社計算規則』の定めによることを定めている。

「法第四百三十五条第二項の規定により作成すべき各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない」(『会社計算規則』第59条第3項)として、誘導法による計算書類の作成を要求している。『中小企業会計要領』は、「すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って行い、適時に、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に会計帳簿を作成しなければならない」(『中小企業会計要領』I.総論8.記帳の重要性)としている。そして、『中小企業会計要領』は、会社法上の計算書類等を作成する際の参照するための会計処理や注記等を示す目的で作成されたものである。よって、同じく『中小企業会計要領』も誘導法による計算書類の作成が要求されているといえよう。したがって、『中小企業会計指針』と『中小企業会計要領』は、会計帳簿から貸借対照表と損益計算書が作成されるため、有機的連関を重視する会計構造観が成立している。

要するにこれら二つの会計基準は、異なるアプローチから策定されたといえども結果として同じ考え方に立ち、基準が定められているのである。

補項.『企業会計原則』の成り立ちと「正規の簿記の原則」⁽⁸⁾

中小企業の会計基準は、法制化や会計基準とならなかったが、現在の会計基準を知るうえで重要な史料がある。この史料は、「史料：日本の企業会計制度(1) - (16)」である。この史料には、『企業会計原則』を公表する前に企業会計法構想が述べられており、その考え方が今に至っていると考えられる。したがって、『企業会計原則』の成り立ちと「正規の簿記の原則」が本章の重要な手がかりとなるので考察することにする。

a.『企業会計原則』の成り立ち

『企業会計原則』の成り立ちを知る上で、会計基準作成に関わった黒澤の記録を元に考察することにする。この記録は、黒澤清解説「史料:日本の会計制度」『企業会計』第31巻第1号～第12号、第32巻第1号～第4号である。ここでは、今日の『企業会計原則』ではなく、会計基準法構想があったことが示されている。

「わが国の『新しい会計原則の探求』に関するわれわれの運動の出発点は、会計基準法構想に在った。会計基準法を制定し、その法的根拠の上に立って、総理府に会計基準委員会を設置しようと企てた」(黒澤[1979(1)], 98頁)と述べているが実現していない。しかし、これが会計制度の出発点となっている。

会計基準法構想は、当時行われた「会計基準及び教育会議」が一つのきっかけであった。その会議の決議文が「建議書」として上野会長が当時の芦田総理大臣に提出され、1948年6月29日の閣議で企業会計基準委員会(仮称)を承認し、企業会計制度対策調査会が1948年7月6日成立した。(黒澤[1979(1)], 100-101頁)。

『企業会計原則』の一般原則は、当時の企業会計制度対策調査会会長の上野と第1部会長の黒澤、そして、第3部会長の岩田が協議して、一般原則の最低限度の要請が書かれたメモを黒澤が上野と岩田の両者から受け取り、原案を作ることになった。この二つのメモを参考に、会計制度対策調査会に黒澤メモが提出された(黒澤[1979(5)], 98頁)。

上野メモは、「真実性の原則」と「正規の簿記の原則」が書かれていた。また、岩田メモは、「disclosureの原則、consistencyの原則およびmaterialityの原則が書かれ、注記としてdisclosure明瞭性とし、consistencyは継続性とし、materialityは重要性とするのが適当であろうとあった」(黒澤[1979(5)], 98頁)。上野メモは「会計基準法にかかげるべき一般原則として、この二つの原則だけを強調されたのは、当時(1947年=昭和22年)制定されたイギリス会社法の会計規定に対する参照が、大いにあったものとみるべきである。イギリス会社法第149条第1項は、いわゆる『真実公正の原則』(B/SおよびP/Lの真実公正な概観の提供)であり、同じく第147条は、『正確な会計帳簿保有の原則』である。イギリス法は、この二つの包括規定を持つだけで、その他の会計基準は、コモン・ローに委ねている」(黒澤[1979(6)], 98頁)。「真実性の原則」は、雑誌『会計』復刊第1号「我国経済再建における会計学の意義」5頁に上野が「真実性の原則」の確立を主張する個所があることを黒澤が述べている(黒澤[1979(6)], 100頁)。その内容の一部は下記のとおりである。

「・・・他人をごまかすことはできても自分はごまかすことが出来ないと言うのが人間の本性でありませんが、そのごまかしをしないという精神—これが会計学の原理原則なのであって、一厘一毛もごまかさないとところに本当の会計学の精神があるわけである・・・」(黒澤[1979(6)], 100頁)。

黒澤メモは、一般原則を5つの原則で構成している。

「真実性の原則」

「会計原則準拠の原則」

「正規の簿記の原則」(重要性の原則)

「明瞭性の原則」

「継続性の原則」

黒澤メモは、上野メモの「正規の簿記の原則」と岩田メモの「重要性の原則」を解釈上結びつけることに成功し、ドイツの正規の簿記の諸原則と異なる新説として審議に参加した多くの委員の同意を得たと述べている(黒澤[1979(7)], 116頁)。

その他の原則は、「討究 企業会計原則—一般原則並に損益計算書原則— 企業会計制度対策調査会速記録」『会計』第56巻第7号を参照されたい。

次に会計原則準拠の原則については、『企業会計原則』で削除されているが、「昭和49年改正商法総則第32条第2項は、『商業帳簿の作成に関する規定の解釈に付ては公正なる会計慣行を斟酌すべし』と規定している。この規定の淵源は、遠く会計基準法第2条の会計原則準拠の原則を単に発していたのである。……(略)……会計原則準拠の原則は、文字通り採用されなかったけれども、公正なる会計慣行の斟酌規定という文言でとりいれられるようになったのである。私どもとしては、かならずしも満足ではなかったが、商法としては、ぎりぎりいっぱいの努力をもって、会計原則準拠の原則を考慮した結果であると言われている」(黒澤[1979(8)], 148頁)。

『企業会計原則』の構成については、「会計基準法の会計五原則を、会計の一般原則として、『企業会計原則』に導入することから出発した。しかも昭和9年の財務管理委員会の『財務諸表準則』以来の伝統的遺産の相続人であった。このような基礎の上に立って、(1)一般原則、(2)損益計算書原則、(3)貸借対照表原則という構造を採用した」(黒澤[1979(9)], 148頁)としてSHM会計原則をそのまま採用したのではなく、たまたま同じになったと述べている。

会計基準法案が成立するという前提であったため、商法、税法等の法令における会計または計算に関する規定が改廃される場合には、この会計基準法における会計五原則に準拠し、かつ会計基準委員会の意見を尊重しなければならないとしていた。しかし、会計基準法案が提出されずに不成立に終わった。このため、『企業会計原則』は、将来において、商法、税法、物価統制令等の企業会計に関係ある諸法令が制定改廃される場合において尊重されなければならないと『企業会計原則』前文二の3にあげられた(黒澤[1979(8)], 146-147頁)。

b. 「正規の簿記の原則」

シャープ使節団の基本構想は、「納税者が自ら記録した正確な会計帳簿に基づいて、自己の所得を算出し、納税の確定申告(self-assessment)を行う制度の確立」(黒澤[1979(11)], 98頁)である。そのセルフ・アセスメントの基礎となるものが正確な会計帳簿であり、「この会計帳簿に基づいて貸借対照表および損益計算書を作成し、これを添付して確定申告す

る」(黒澤[1979(12)], 98頁)。これを「正規の簿記の原則」と名づけられて『企業会計原則』の第二原則に組み入れられたのである。(ドイツ商法第38条の正規の簿記の諸原則とは、由来を異にする)(黒澤[1979(12)], 98頁)。

また、黒澤[1979(11)]では、「新税制の中心をなす、「セルフ・アセスメント」は、ここにいわゆる「正規の簿記の原則」によらなければならないのであって、それはまさに理の当然というべきである。これがシャープ税制の根本思想であるとともに、われわれの見解と完全に一致した」(黒澤[1979(11)], 97頁)と述べられている。

「納税者が自己の正確な会計帳簿に基づいて、セルフ・アセスメントを行い、納税額をみずから算定して、確定申告する制度をシャープ教授は、青色申告と仮称したのである。そこで日本税法をこの見地に立って根本的に改革するには、青色申告のため根本条件として、「正規の簿記の原則」を、導入しなければならない」(黒澤[1980(13)], 74頁)。この導入問題に対して、「主張をうけいれて、大蔵省令に、「正規の簿記の原則」について規定を新設することになった」(黒澤[1980(13)], 75頁)。しかし、所得税法と法人税法では、異なっている。その理由を下記の通り述べている。

「法人税の側は、「正規の簿記の原則」を、「複式簿記の原則」とであると解釈し、すんなりと受けとめてしまった。この受けとめ方は、実は、われわれの真意に、少しそわない点があったけれども、連日の論戦に疲労(?)していた私は、それでもよいと妥協してしまい、その旨を上野会長に当時の法人税課長は、たぶん忠佐市氏から、明里長太郎氏にバトンタッチしていたように記憶する。(課長補佐は、たぶん市丸氏か、松井氏であったと思う。)当時はまだ税の法体系において、政令というものはなくて施行規則は勅令であった。したがって、いやしも勅令のなかに、「正規の簿記の原則」のごとき技術規範を規定することはできない。これが当時の日本法制上の常識だった」(黒澤[1980(13)], 76頁)。

「『企業会計原則』の第二原則としての「正規の簿記の原則」は、複式簿記の原理を規定したものではない。もちろん会計慣行上、企業簿記は事実上ほとんど複式簿記の原理を採用しているけれども、複式簿記の技術的ルールを、法的に強制することは、望ましいとは思わない。会計帳簿が、真実公正な財務諸表作成のための基礎となることができるように、資産、負債および資本に及ぼす一切の取引を正確に記録するという要件をみたせばよろしい。あえて複式簿記と限定しないという見地をとった。しかし、法人税の側では、青色申告法人は、当然、複式簿記の原則をとるべきであるという強い主張を固持した。したがって法人税法施行細則第14条は、仕訳帳について規定し、第15条は、総勘定元帳について規定し、第16条は棚卸および決算手続きを規定し、第17条は貸借対照表および損益計算書の作成方法について規定した」(黒澤[1980(13)], 77頁)。これが現在でも引き継がれ今日に至っている。

税法では、「一切の取引を発生順に記帳する帳簿と、取引を一定の勘定科目に分類して、各勘定の貸借関係を対象計算する帳簿を備えることを要求した」(黒澤[1980(13)], 78頁)。この要求もあって、企業会計審議会は、「中小企業の正規の簿記の範例」の作成を引き受け、『中小企業簿記要領』が作成された(黒澤[1980(13)], 78頁)。

2.2.4 「会計統合の論理」という視点からみた中小企業の会計基準の特色

以上、見てきたように中小企業会計基準の特色と問題点を「会計統合の論理」という視

点から考察をした。『中小企業会計指針』と『中小企業会計要領』の共通点を導き出すことができ、両者の会計理論の統合を図ることができるであろう。会計基準は、取引概念の拡大によって概念フレームワークの形成が必要となり、『企業会計原則』では、カバーできない部分の会計基準が必要となった。そこで、新たな会計基準が公表されるにいたった。そして、中小企業の会計基準は『中小企業会計指針』や『中小企業会計要領』が公表された。これらのことが中小企業の会計基準のあり方を再考するきっかけとなった。

これらの考察をすすめる際のもっとも有効な論理的方法として、上野[2015]の提唱する「会計統合の論理」という会計理論を採用した。上野[2015]では、「会計理論の統合として理論の共通点を探求し、それを展開することによって、会計理論の統合が図られ、会計理論の構築を行うことができると思われる」(上野[2015], 412 頁)と述べられている。この視点から見ると、『中小企業会計指針』と『中小企業会計要領』は目的がほぼ同じである。そして、これらのスタートラインも、(時代は異なるが)大企業の会計基準と共通している。すなわち、『中小企業会計指針』は、1970年代に設定された大企業の企業会計を継承したIFRSをスタートラインとして、現代の中小企業の企業会計に適合する会計基準の体系を構築していったものである。『中小企業会計要領』は、1940年代以降に設定された大企業を中心としながらも(『企業会計原則』)、中小企業をも規制の範囲に含んだ会計規範(『商法』や『税法』)などをスタートラインとして、現代の中小企業の企業会計に適合する会計基準の体系を構築していったものである。

『中小企業会計要領』と『中小企業会計指針』は、共に大企業向け(中心)の会計基準や会計原則をスタートラインとして、現代の中小企業の企業会計に適合するほぼ同一の会計目的を指し示して、「条件付規範理論」を展開し、会計基準の体系を構築したものである。これら二つの会計基準の差異は、1940年代以降に設定された会計基準にスタートラインをおくか、1970年代に設定された会計基準にスタートラインをおくかどうかの違いである。

さらに、『中小企業会計指針』と『中小企業会計要領』の具体的な内容に目を向けるならば、多くの基準が共通していることが理解された。これは、『会社計算規則』という共通の法令に基づいているからである。本節では、これらの共通性をもとに、「取得原価をベースとする多次元評価システム」と、「貸借対照表と損益計算書の有機的連関を重視する会計構造観」の二つに集約することができた。これらこそ、『中小企業会計要領』と『中小企業会計指針』の特色を理解することができるであろう。

2.3 1940年代以降にみる中小企業の会計規範の特色と問題点

——『中小企業簿記要領』と税法との関連で——

前節では、わが国の中小企業を規制する会計基準などを考察対象として、これらの会計規範が導出される方法に考察の光をあてながら、わが国の中小企業会計基準の特色と問題点を明らかにしてきた。この考察をすすめる際に、河崎[2011a]の見解を引用した。河崎[2011a]は、中小企業の会計基準を設定する際に、わが国の中小企業の特性を視野に入れることの重要性を強調されていた。そして、それ故に、ボトムアップ・アプローチを採用することの重要性が強調されていた。次に本稿は上野[2015]の「会計統合の論理」という理論を展開した。

私見によれば、会計基準の設定ないし規範理論の展開において両者は、わが国の中小企

業の特性を適切に理解すること（上野[2015]では、このことを「実証理論の方法の支援を受けて」という文言が述べられている）の重要性を強く認識している。

では、会計基準の設定ないし規範理論の展開において重視されるべき、わが国の中小企業（特に、企業会計システムとの関連で）の特性とは一体何であろうか。この特性を理解する方法が、コミュニケーション・システムとしての企業会計システムであろう。「企業会計システム」は、「会計測定システム」と「会計伝達システム」、そして、「会計基準設定システム」の3つのサブ・システムから構成されている。そこで、本節は、「企業会計システム」を一種のコミュニケーション・システムとして理解する2人の研究者の見解を手がかりとして考察し、『中小企業簿記要領』と税法上の記帳システムを分析していきたい。税法上の記帳システムは、法人税法では「複式簿記」と規定し、所得税法では「正規の簿記」と規定している。本節は、中小企業向けの「正規の簿記」を分析する。

2.3.1 コミュニケーション・システムとしての企業会計システム

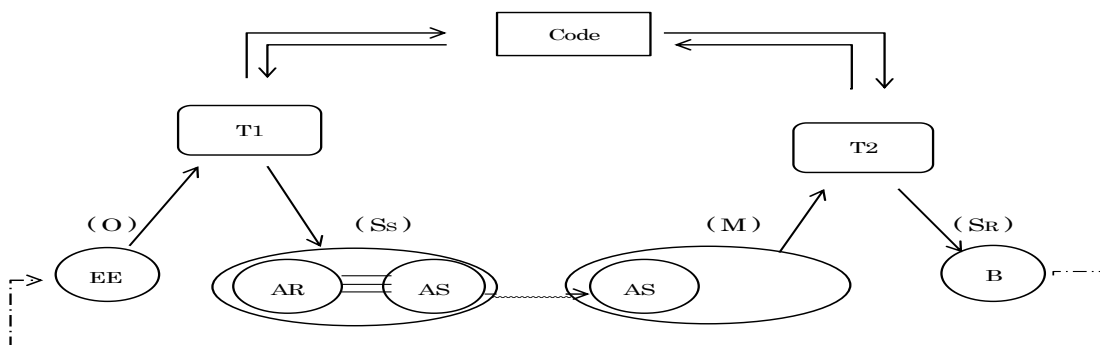
——杉本[1991]と木戸田[2002]の見解を手がかりとして——

a. 杉本[1991]の企業会計システム

——会計測定システムと会計伝達システムの概観——

わが国の中小企業（特に、企業会計システムとの関連で）の特性を理解する際の基本的な視座をうるべく、企業会計を一種のコミュニケーション・システムとして理解するため、杉本[1991]および木戸田[2002]の見解を概観していきたい。まずもって、杉本[1991]の「企業会計システム」を構成する基本的なサブ・システムに関する見解について概観していきたい。

図3 会計測定システムと会計伝達システム



- | | |
|------------------------|------------------------------------|
| EE : 会計測定の対象となる企業の経済事象 | O : 送り手が作成しようとする記号の指示対象(Objects) |
| T1 : 企業の会計担当者などの思考内容 | Ss : 送り手が作成した記号(Sender' s Signs) |
| AR : 会計帳簿のなかの複式の勘定記録 | M : 受け手が読み取ろうとするメッセージ(Messages) |
| AS : 決算財務諸表諸表などの会計報告書 | Sr : 受け手が作成した記号(Receiver' s Signs) |
| T2 : 会計情報利用者の思考内容 | |
| B : 会計情報利用者の行動 | |
| Code : 会計慣行などの会計規約 | |

(杉本[1991], 46 頁より)

コミュニケーションによって形成されている「企業会計システム」は、「会計測定システム」と「会計伝達システム」という基本的なサブ・システムから成り立つ(図3参照)。このうち前者の「会計測定システム」とは、「企業の経済事象(EE)」を、企業の会計担当者などの「資金の流れ」という「思考内容(T1)」を形成し、さらに「複式の勘定記録ないし決算財務諸表など(AR)(AS)」に記号化するシステムである。すなわち、会計測定システムとは、企業の会計担当者などの会計測定者が形成する思考内容(T1)を中心とした要素相互間の諸関係をいうと理解される(杉本[1991], 47頁)。

後者の「会計伝達システム」とは、「財務諸表などの会計報告書(AS)」を見て、会計情報利用者が「思考内容(T2)」を形成し、投資意思決定などの「会計情報利用者の行動(B)」を行うシステムである。すなわち、会計伝達システムとは、会計情報利用者が形成する思考内容(T2)を中心とした要素相互間の諸関係をいうと理解される(杉本[1991], 48頁)。

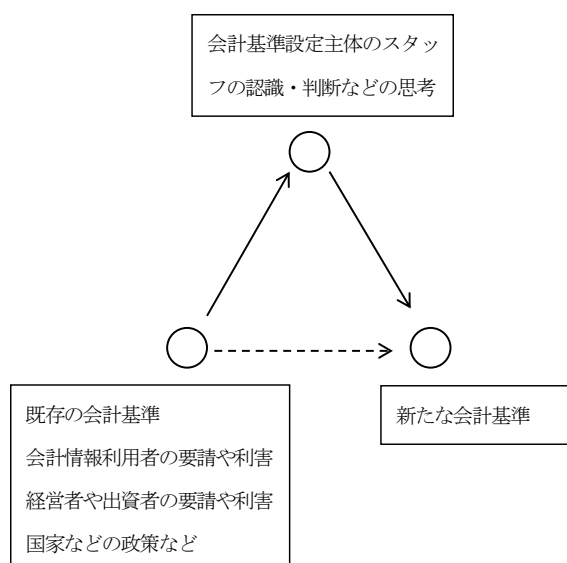
b. 会計基準設定システムの構造と機能

——木戸田[2002]の見解を手がかりとして——

次に、企業会計システムを構成するサブ・システムのひとつである「会計基準設定システム」について、木戸田[2002]の見解を概観していきたい。「会計測定システム」を担う「会計測定者」と「会計伝達システム」を担う「会計情報利用者」は、「会計コード」という共通の決まり事である会計原則や会計基準などに従う必要がある。

会計的コードとしての会計原則や会計基準は、設定の背景である経済的状况によって内容が変わる。企業会計をめぐる経済的状况が安定している場合は、会計測定者や経営者が会計基準設定主体に影響力を与えながら、「新たな会計原則や会計基準など」を作成する。また、企業会計をめぐる経済的状况が激動している場合は、会計情報利用者が会計基準設定主体に影響力を与えながら、新たな会計基準などを作成する(木戸田[2002], 10頁)。

図4 会計基準設定システム



(木戸田[2002], 10頁より)

図4で示すように、会計設定主体のスタッフの認識や判断などの思考に影響を与える要素としては、会計情報利用者の要請や利害、経営者や出資者の要請や利害、さらには国などの政策が存在する。これらの影響を受けながら、これまでに行われてきた会計慣習やそれらから抽出され・設定された会計規範などから、「新たな会計基準」が設定される。『企業会計原則』も会計測定者の視点にたったものということができる。

しかし、アメリカ会計学会から公表された『基礎的会計理論』(A Statement of Basic accounting Theory ; ASOBAT)によって、会計情報利用者の意思決定に役立つ情報提供が重視されることになった。これによって、1960年代後半に会計測定者の視点から会計情報利用者の視点にたった会計情報の要請が強くなり、会計の役割が拡張され、会計基準は報告を中心とする会計基準に傾斜した。このため、コードの見直しが必要になった。さらにFASBの財務会計諸概念に関するステートメントにおいても、ASOBATの考えが継承され、また、IASBのIFRSにも引き継がれ、財務報告を中心とする会計情報利用者の要請に会計基準が変化していった。

会計測定者の視点の基礎になっている会計情報が取得原価主義に基づいているが、会計情報利用者の利用目的が異なる場合には、会計情報が取得原価主義に基づいたものを要求するとは限らない。この会計測定者の視点から会計情報利用者の視点に伴う会計基準の変更が大企業の会計基準に現れている。しかし、中小企業の会計基準は、会計情報利用者が限定的であり、会計測定者の視点によったほうが望ましいと言える。

c. 2重分類的複式⁹⁾の認識・測定方法

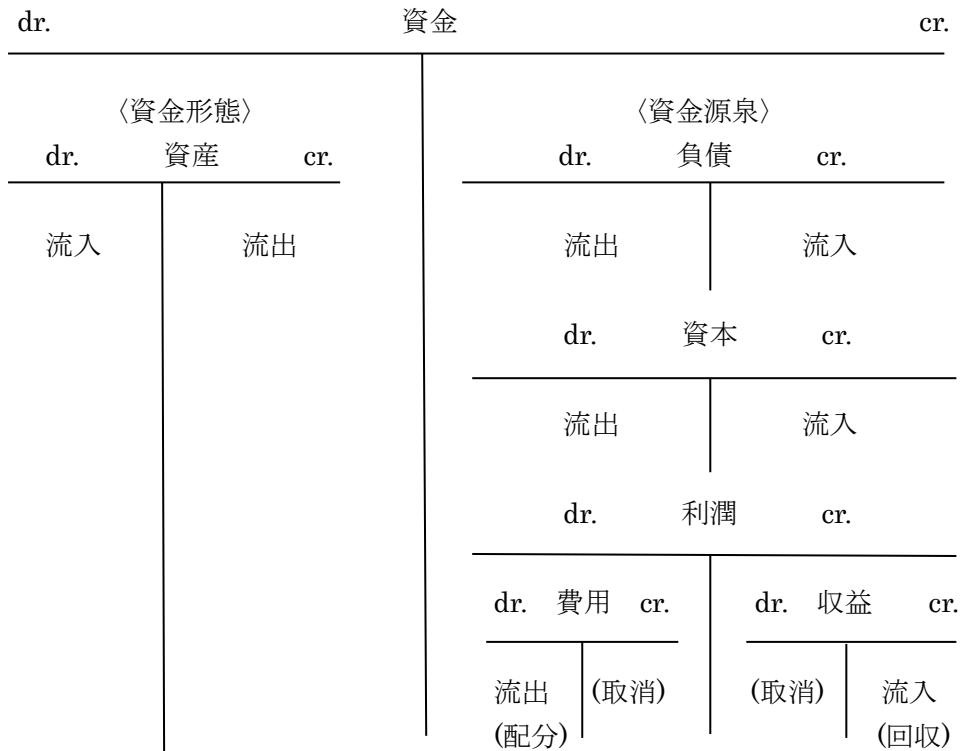
——杉本[1974]および杉本[1991]の見解を手がかりとして——

2重分類的複式の認識方法について、杉本[1991]の58-92頁の認識・測定方法を手がかりとして考察したい。2重分類的複式による認識・測定の方法とは、会計測定者が企業の経済事象を「資金の流れ」として彼らの脳裏で「資金形態」と「資金源泉」という二つの側面での思考内容を形成していく方法である。この「資金の流れ」ないし「価値の流れ」の基本的な形態は、「資金の流入」ないし「資金の流出」という<一方的な>流れである。

すなわち、会計測定の対象の基本的な形態として、「資金流入取引」および「資金流出取引」の二つがある。それに対して、会計測定の対象の応用的な形態として、これらがほぼ同時に生起する「資金形態交替取引」および「資金源泉交替取引」がある。これらは、「交換取引」といわれる取引である(杉本[1991], 76-77頁)。

杉本[1974]では、会計担当者などの会計測定者は、これらの「資金の流れ」を、<資金の調達源泉から見た「資金の流れ」>と<資金の運用形態から見た「資金の流れ」>の2側面に分けて認識・測定していく、と述べている(図5参照)。負債、資本、そして収益・費用は、前者の資金の源泉面から見た資金の流れと関連するものである。資産は、後者の資金の形態面から見た資金の流れと関連するものである。

図5 資金的2勘定系統説の図解



(杉本[1974], 77頁)

では、2重分類的複式の様式による認識・測定とはどのようなものかにつき、いつかの取引例をあげながら考察をすすめていきたい。

ア. 現金100円を借り入れた。

現実世界の企業の支配下に、現金100円という具体的な経済財（紙幣やコインなど）が流入する。会計測定者は、この経済財の流れを現金という資金の運用形態から見た「資金の流入」として認識する。同時に、借入金（負債）という資金の調達源泉から見た「資金の流入」としても認識する。よって、以下のような複式の勘定記録が作成される。

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">現金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資金の流入</td> </tr> </table>	現金	100	資金の流入	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">借入金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資金の流入</td> </tr> </table>	借入金	100	資金の流入
現金							
100							
資金の流入							
借入金							
100							
資金の流入							

イ. 商品100円を売上げ、現金を受け取った。

会計測定者は、現金（資産）という資金の運用形態から見た「資金の流入」と認識する。同時に、売上（収益）という資金の調達源泉から見た「資金の流入」としても認識する。よって、以下のような複式の勘定記録が作成される。

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">現金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資金の流入</td> </tr> </table>	現金	100	資金の流入	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">売上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資金の流入</td> </tr> </table>	売上	100	資金の流入
現金							
100							
資金の流入							
売上							
100							
資金の流入							

以上のように、2重分類複式による認識・測定システムとは、現実世界で生じた企業の取引事象を、2側面の「資金の流れ」として認識・測定して、複式の勘定記録ないし決算財務諸表に記入するシステムである。

2.3.2 『中小企業簿記要領』の特色と問題点

——コミュニケーション理論を手がかりとして——

既述のごとく、本章は、会計基準の設定ないし規範理論の展開において重視されるべき、わが国の中小企業の特性と問題点とは何かについて、企業会計を一種のコミュニケーション・システムと位置づける視点から考察をすることを課題としていた。この点について、1940年代以降に公表された、『中小企業簿記要領』および同要領で示された記帳システムを考察対象として考察をすすめていきたい。

a. コミュニケーション・システムとしての会計基準設定システム

——中小企業の特性を中心として——

はじめに、コミュニケーション・システムとしての会計基準設定システム（前項のb.の図4参照）の「指示対象」とはどのようなものか、について考察したい。河崎[2011a]は、二つの中小企業の会計基準を設定する際に、「わが国の中小企業の特性」を視野に入れることの重要性を強調されていた。そして、上野[2015]は、条件付規範理論を構築する際に、「実証理論」の方法の支援を受けて行わなければならないことを指摘されていた。これらの「わが国の中小企業の特性」ないし「実証理論」とは何かについて、コミュニケーション理論を手がかりとして考察していきたい。

『中小企業会計指針』と『中小企業会計要領』が設定されるまでは、中小企業を規制する会計基準はなかった。ただし、1949年に公表された『中小企業簿記要領』は、『企業会計原則』の記帳に関する会計原則を示していた。この要領およびこれと関連するいくつかの規範が、近年にいたるまで、中小企業を規制する会計規範として機能してきたのである。

このような規範としては、1949年に制定された『所得税法の臨時特例等に関する法律』や1949年の大蔵省令百五号、いわゆる「青色申告のための記帳における簿記の原則並びに帳簿基準」（大蔵財務協会編[1950]、推薦のことば1頁）がある。これらの制定と歩調をあわせるように、国税庁でも、所得税法における簡易帳簿制度を確立させた。これらの税法独自の中小企業の記帳システムは、シャープ勧告における簡易化した記帳制度である。

これらの歩みから理解されるように、わが国では、近年に中小企業に関する会計基準が設定されるまでは、中小企業では、1940年代以降に設定された会計規範にしたがった会計実務が遂行されてきたのである。そして、1940年代以前には、体系的で統一された記帳システムは存在しなかったといえるのである。このことは、極めて重要である。

これらのことを視野に入れるならば、わが国では、新たな中小企業の会計基準を設定していく際に重視すべき「わが国の中小企業の特性」ないし企業会計システムの状況を、「記述的」ないし「実証的」に述べるならば、＜中小企業では『中小企業簿記要領』およびこれと関連するいくつかの会計規範にしたがい会計実務と記帳がなされていた＞状況であったといえる。わが国では、中小企業のなかで独自に芽生え会計慣習として発達し、会計慣習となった会計実務ないし記帳システムは存在しなかった。ただ、1940年代以降に制定さ

れたさまざまな会計規範にしたがった会計実務のみが存在していた状況であった。この状況は、極めて重要な要素である。

コミュニケーション・システムとしての会計基準設定システムの担い手である〈会計基準設定主体〉は、わが国の新たな中小企業の会計基準を設定していく際には、さまざまな利害関係者の要請を考慮しながらも、『中小企業簿記要領』およびこれと関連するいくつかの会計規範をたたき台として、それらを改廃することにより基準を設定していった。このことは、「わが国の中小企業の特性」を記述的ないし実証的に分析するためには（特に、企業会計システムとの関連で）、1940年代以降に制定された、『中小企業簿記要領』およびこれと関連するいくつかの会計規範の特性、およびこれらの会計規範に示された記帳システムを分析すればよい、という結論に導くであろう。以下、まずもって『中小企業簿記要領』で示された記帳システムに光をあてながら考察をすすめていきたい。

b. 「月末収支総括表」における「2重分類的複式」の認識・測定と記帳システムの特徴

『中小企業簿記要領』で示された記帳システム——特に、その認識・測定の方法——の特色と問題点を、前項の a. と c. でえられた分析視角の2重分類的複式による認識・測定をもって考察していきたい。まずもって、同要領で示された、伝票から各種帳簿に記入する方法に光をあててみたい。

同要領では、現金出納帳は、入金および出金欄に「相手科目を記入する特別欄」を設けて入金および出金の内容が分かるようになっている。また、現金取引をした場合は、現金出納帳に記入し、同時に相手勘定科目の帳簿にも記入する。掛売上をした場合は、売上帳と売掛帳に記入することになっている。現金で売掛金を回収した時は、現金出納帳に記入するとともに売掛帳の収金欄にも記入する。

これらから明らかなように、『中小企業簿記要領』の記帳システムにおいては、2重分類的複式の様式による認識・測定の方法がとられていることが理解される。

具体的な例示をもち、このような認識・測定の方法を明確にすると共に、1940年代以降に定められたさまざまな記帳システムにみられる認識・測定の方法との比較分析については、次項において分析をすすめていきたい。

『中小企業簿記要領』で示された記帳システムでは、現金出納帳や売掛帳などの帳簿から「毎月末」に「月末収支総括表」が作成される。この月末収支総括表の起源は、表3で示す、太田哲三[1935]（「簡易商店簿記試案」『会計』森山書店第37巻第3号、301頁）である。

「年末」ないし「年度末」の処理としては、商品等の棚卸、債権の評価、経費の未払いと前払いの整理を行い、損益計算書と貸借対照表が作成される。これは、仕訳帳と総勘定元帳を作成しないだけで、複式簿記の一形態⁽¹⁰⁾とみなしうる。

次に、この総括表を起源とする『中小企業簿記要領』で示された「月末収支総括表」に光をあててみたい。同表の仕組みとして、「現金収支をともなう取引に関するかぎり、現金出納帳を中心的総括的な帳簿とし関係帳簿が仕入とか売上とかの取引の種類別にならんで記載されているわけである。そこで月末収支総括表には現金収支を中心として関係各帳簿の月計数字を記載し、その合計と現金出納帳の総収入金、総支出金とを照合するならば、複式簿記における貸借平均の原理と同じ性質の原理が作用するのであって貸借の平均から

みちびきだされた試算表の理が月末収支総括表にもあてはまる」(経済安定本部編[1950], 83-84 頁)ことが指摘される。この仕組みを明確に示すために、以下に「仮の数値を入れ」、かつ「簡略化して」作成した「月末収支総括表」を、表 4 として掲げている。

表 3 「簡易商店簿記試算」の総括表

支 出		収 入	
仕 入 高	90,600	現 金 売 上 高	26,300
売 上 戻 入 高	2,900	掛 売 上 高	102,000
売 上 値 引 高	1,100	仕 入 戻 出 高	1,700
経 費	22,785	仕 入 値 引 高	1,500
		雑 収 入	295
小計	117,385	小計	131,795
売掛金(増加)	102,000	売掛金(回収)	104,000
買掛金(支払)	79,800	買掛金(増加)	90,600
主人へ貸	5,660	主人ヨリ借入	6,000
借入金(支払)	40,000	借入金(増加)	20,000
什器買入	3,950	預金(引出)	154,000
支払手形(支払)	29,000		
預金(預入)	125,000		
再計	502,795	再計	506,395
現金収入計	354,595	現金支払計	350,995
	857,390		857,390

(太田[1935], 17 頁より)

表 4 仮の数字で示された月末収支総括表

支 出		収 入	
現 金 仕 入	153,000	現 金 売 上	345,520
経 費	53,950	売 掛 金 収 金	200,000
買 掛 金 支 払	198,900	借 入 金 借 入	30,000
手 形 金 支 払	10,000	当 座 預 金 引 出	313,900
借 入 金 返 済	40,000	そ の 他 の 収 入	1,000
当 座 預 金 預 入	240,000		890,420
貸 付 金 貸 付	15,000		
資 産 買 入	50,000		
家 事 費	17,000		
そ の 他 の 支 払	900		
	778,750		
現金収入計	890,420	現金支払計	778,750
	1,669,170		1,669,170

(経済安定本部[1950], 84 頁より)

『中小企業簿記要領』では、左の支出欄に関係する各帳簿と、右側の収入欄に関係する各帳簿を示しながら、表 5 のような「月末収支総括表」を示している。

表 3 から表 5 での表および経済安定本部の 1950 年の見解からも明らかなように、『中小企業簿記要領』の記帳システムにおいては、複式簿記とほぼ同様の記帳システムによって行われていることが理解される。そして、この記帳システムで用いられる現金出納帳や売掛帳などの帳簿の構造にまで光をあてるならば、それぞれの 2 重分類的複式の様式による

認識・測定の方法がとられていることが理解される。

ところで、岩田 [1987]において、左側を支出、右側を収入とした「収支計算表」を示している。これは、若干の資金を投じて一定期間小規模の金融業を営み、期末に現金収支の記録を分類整理したもので、そこから損益計算書と貸借対照表が作成され、収支計算書の貸借が等しければ、利潤も一致する(岩田[1987], 31-36 頁)と説明している。太田が月末収支総括表と言っている構造と類似しているものを岩田は収支計算表と述べている。月末収支総括表は、中小企業が現金取引中心であるため、資金収支計算書の構成を成していると考えられる。

表 5 月末収支総括表記帳連絡図

		月末収支総括表記帳連絡図					
		月末収支総括表					
		摘要	支出	摘要	収入		
仕入帳	→	仕入高		売上高		←	売上帳
外注工賃記入帳	→	外注工賃					
給料及賃銀計算帳	→	労務費					
経費明細表	→	経費					
		小計		小計			
買掛帳	→	買掛金支払		売掛金収入		←	売掛帳
預金出納帳	→	預金預入		預金引出		←	預金出納帳
債権債務等記入帳	支払手形口座	→	手形金支払	手形金収入		←	受取手形口座
	預け金口座	→	預け金預入	預け金払戻		←	預け金口座
	預り金口座	→	預り金支払	預り金受入		←	預り金口座
	組合出資金口座	→	組合出資金払込	組合出資金払戻		←	組合出資金口座
	貸付金口座	→	貸付金貸付	貸付金回収		←	貸付金口座
	借入金口座	→	借入金返済	借入金借入		←	借入金口座
	立替金口座	→	立替金支払	立替金取立		←	立替金口座
	前拂金口座	→	前拂金支払	前拂金決済		←	前拂金口座
	前受金口座	→	前受金決済	前受金受入		←	前受金口座
	假拂金口座	→	假拂金支払	假拂金決済		←	假拂金口座
假受金口座	→	假受金決済	假受金受入		←	假受金口座	
事業主勘定	→	事業主貸入	事業主借入		←	事業主勘定	
固定資産臺帳	→	固定資産買入	固定資産売却		←	固定資産臺帳	
現金出納帳	→	現金不足	現金不足		←	現金出納帳	
				現金不足		←	同
売上帳	→	掛及手形売上		掛及手形仕入		←	仕入帳
				再計			
現金出納帳	→	現金収入計		現金支払計		←	現金出納帳
		合計		合計			

(経済安定本部[1950], 86-87 頁より)

表 3 から表 5 までの月末の収支総括表には、さらに下記のような注目すべき特長があると思われ。すなわち、いずれの総括表も、上段部分の赤色で示した部分で、損益計算書における営業利益が売上高と売上原価の差額として示されている。下段は、現金収支差額が記入されている。そして、貸借の平均が示され締め切られている。

この構造を見るならば、月末の収支総括表は、損益計算書と間接法によるキャッシュ・フロー計算書が合体したオリジナリティあふれるものであり、毎月の利益数値の算定と共に、営業利益と純キャッシュの比較分析をおこない、経営に役立てようとしていたことが理解されるのである。

2.3.3 『税法』の記帳システムによる「2重分類的複式」の認識・測定と記帳の特色と問題点

『中小企業簿記要領』で示された記帳システム——特に、その認識・測定の方法——の特色と問題点を、企業会計を一種のコミュニケーション・システムとみなす視点から分析をすすめてきた。同要領では、現金出納帳は、入金および出金欄に「相手科目を記入する特別欄」を設けて入金および出金の内容が分かるようになっている。したがって、現金で売掛金を回収した時は、現金出納帳に記入するとともに売掛帳の収金欄にも記入する。このように、同要領の記帳システムにおいては、2重分類的複式の様式による認識・測定の方法がとられていた。

さらに、『中小企業簿記要領』で示された月末の収支総括表の構造に光をあてるならば、「月末収支総括表には現金収支を中心として関係各帳簿の月計数字を記載し、その合計と現金出納帳の総収入金、総支出金とを照合するならば、複式簿記における貸借平均の原理と同じ性質の作用するのであって貸借の平均からみちびきだされた試算表の理が月末収支総括表にもあてはまる」（経済安定本部編[1950]、83-84頁）ことが指摘された。

1940年代に定められた『税法』における中小企業の会計規範としての記帳システムの認識・測定の方法を明確にしていくために、まずもっていくつかの具体的な取引の例示を示し、これらの記帳システムにおいてどのような記帳がなされるかを示しつつ、これらの特色と問題点を明らかにしていきたい。

a. 取引の例示

——「2重分類的複式」の認識・測定と記録について——

本項の考察をすすめていくために、下記のような取引の例示を仮定したい。

ア. 商品を売上げ、現金収入をえる（3分法で処理）。

企業の支配下には、現金という具体的な経済財の一方向の流入が生ずる。会計測定者は、この流れを自らの脳裏に＜現金という資金形態からみた「資金の流入」の生起＞と、＜売上という資金源泉からみた「資金の流入」の生起＞という思考内容を形成する。

一般的な複式簿記の機構では、これらの思考内容を、＜現金（資産）勘定の借方＞と＜売上（収益）勘定の貸方＞に記入し、複式の勘定記録を作成する。

イ. 売掛金を現金にて回収する。

企業の支配下には、現金という具体的な経済財が流入すると共に、売掛金も減少する。この取引は、現金と売掛金の交換取引である。会計測定者は、この流れを自らの脳裏に＜現金という資金形態からみた「資金の流入」の生起＞と、＜売掛金という資金形態からみた「資金の流出」の生起＞という思考内容を形成する。

一般的な複式簿記の機構では、これらの思考内容は、＜現金（資産）勘定の借方＞と＜売掛金（資産）勘定の貸方＞に記入し、複式の勘定記録を作成する。

ウ. 経費を現金で支払う。

企業の支配下から、現金という具体的な経済財の一方向の流出が生ずる。会計測定者は、

この流れを自らの脳裏に＜現金という資金形態からみた「資金の流出」の生起＞と、＜経費という資金源泉からみた「資金の流出」の生起＞という思考内容を形成する。

一般的な複式簿記の機構では、これらの思考内容を、＜現金（資産）勘定の貸方＞と＜経費（費用）勘定の借方＞に記入し、複式の勘定記録を作成する。

エ．買掛金を現金にて支払う。

企業の支配下から、現金という具体的な経済財が流出すると共に、買掛金も減少する。会計測定者は、この流れを自らの脳裏に＜現金という資金形態からみた「資金の流出」の生起＞と、＜買掛金という資金源泉からみた「資金の流出」の生起＞という思考内容を形成する。

一般的な複式簿記の機構では、これらの思考内容を、＜現金（資産）勘定の貸方＞と＜買掛金（負債）勘定の借方＞に記入し、複式の勘定記録を作成する。

オ．現金を当座預金に預け入れる。

企業の支配下から、現金という具体的な経済財が流出すると共に、銀行に当座預金が積み立てられる。この取引は、現金と当座預金の交換取引である。会計測定者は、この流れを自らの脳裏に＜現金という資金形態からみた「資金の流出」の生起＞と、＜当座預金という資金形態からみた「資金の流入」の生起＞という思考内容を形成する。

一般的な複式簿記の機構では、これらの思考内容は、＜現金（資産）勘定の貸方＞と＜当座預金（資産）勘定の借方＞に記入し、複式の勘定記録を作成する。

以下、これらの取引例がどのように記録されるかを考察することにより、1940年代に定められた税法などの中小企業の会計規範である記帳システムの認識・測定の方法を明確にしていきたい。

b. 『税法』における記帳システムの変化と簿記の複雑化

税法上の帳簿組織は、『中小企業簿記要領』が公表された翌日、青色申告の前提となる帳簿制度についての国税庁通達(1949年12月28日)によって示されることになった。

その第一（個人及び法人に共通する事項）12に「複式簿記が正規の簿記であることは、いうまでもないが、日々の継続記録の結果に、商品等のたな卸その他若干の決算整理を行うことによって貸借対照表及び損益計算書を作成できる程度の組織的な簿記」を正規の簿記として扱うものとした。したがって、複式簿記の用語それ自体が困難であろうとのことから、『中小企業簿記要領』を「正規の簿記」として国税庁が示したものとも考えられる。

しかし、平田が1952年12月に国税庁長官となり、記帳要件を大幅に緩和して、簡易簿記という単式簿記を採用した。1953年5月6日国税庁告示第4号「簡易簿記による青色申告者のよるべき簿記の方法及び記載事項」は、帳簿の記録についての内容と損益計算書の作成が規定されている。その内容は現金の出納に関する事項、売掛金に関する事項、買掛金に関する事項、固定資産に関する事項、売上に関する事項、雑収入等売上以外に関する事項、仕入に関する事項、仕入以外の経費に関する事項の8項目の記載事項を説明している。「損益計算書が作成できる程度の単式簿記といえる。これに資産負債調の提出に必ず

るため、必要に応じて預金出納帳、手形記入帳、債権債務記入帳を追加することがある」(播 [1985], 57 頁)。

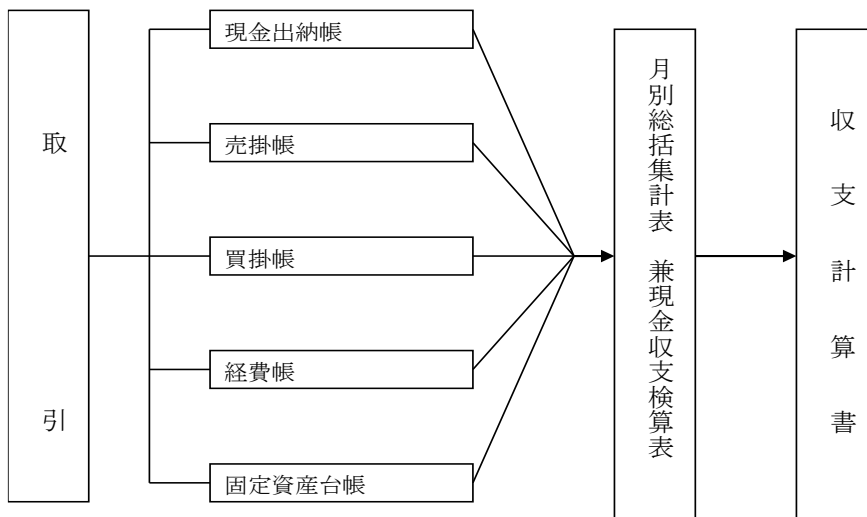
これは、標準簡易帳簿といわれる現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳および固定資産台帳から損益計算書が作成されるものである。また、標準簡易帳簿に債権債務等記入帳を作成して貸借対照表と損益計算書が作成されるものもある⁽¹¹⁾。

以上のように、戦後の中小企業は、第一次シャープ勧告にも述べられているとおり、記帳しない企業が多かった。そのため、戦後は、中小企業の会計基準というよりも、記帳に関する税制および『中小企業簿記要領』によって企業が帳簿に記入させるための普及にあった。しかし、国税庁の簡易帳簿制度の導入によって、複式簿記から単式簿記といわれる収支計算に移行したことで簿記の複雑化が顕著となった。

c. 税法上の簡易帳簿制度における認識・測定と記帳方法の特色と問題点

税法上の帳簿組織である戦後の簡易帳簿制度は、標準簡易帳簿と言われる現金出納帳、

図 6 標準簡易帳簿



(濱沖・新野・谷崎・鶴見[2008], 77 頁より)

売掛帳、買掛帳、経費帳および固定資産台帳という 5 帳簿をもとに収支計算書が作成される(図 6 参照)。現金、売掛金、買掛金、固定資産という貸借対照表項目の増減に関する項目は、記録される。しかし、それ以外の項目は、記録されない。したがって、すべての取引は 2 重に記録されることはない。

では、標準簡易帳簿では、どのような認識・測定の方法がなされているのであろうか。以下、本項の a. で示した取引が、このシステムではどのように記帳されるかについて考察をすすめていきたい。

ア. 商品を売上げ、現金収入をえる (3 分法で処理)。

現金売上は、現金出納帳の入金欄の特殊欄として現金売上欄があり、この現金売上欄に記入する。要するに、現金出納帳というひとつの帳簿の、現金入金欄と現金売上欄で認識される。すなわち、会計測定者は、この流れを、自らの脳裏に＜現金という資金形態からみた「資金の流入」の生起＞と、＜売上という資金源泉からみた「資金の流入」の生起＞という思考内容を形成する。その後、現金出納帳という単一の帳簿上のみで複式の記録が作成される。

イ. 売掛金を現金にて回収する。

現金が入金されるので現金出納帳の入金欄に記入すると共に、売掛金の回収額は売掛帳の受入欄に記入される。会計測定者は、この流れを、自らの脳裏に＜現金という資金形態からみた「資金の流入」の生起＞と、＜売掛金という資金形態からみた「資金の流出」の生起＞という思考内容を形成する。その後、現金出納帳の入金欄と売掛帳の受入欄において、複式の記録が作成される。

ウ. 経費を現金で支払う。

経費帳は勘定科目ごとに記入されるため、発生した経費は該当項目の経費帳に記入されると共に、現金出納帳の出金欄にも記入される。会計測定者は、この流れを、自らの脳裏に＜現金という資金形態からみた「資金の流出」の生起＞と、＜経費という資金源泉からみた「資金の流出」の生起＞という思考内容を形成する。その後、経費帳に記入されると共に、現金出納帳の出金欄において、複式の記録が作成される。

エ. 買掛金を現金にて支払う。

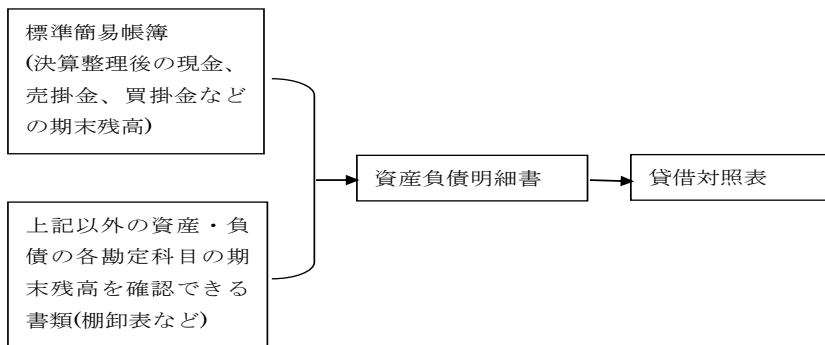
買掛金の支払いは、買掛帳の支払金額欄に記入するとともに現金出納帳の出金欄に記入する。会計測定者は、この流れを思考化・抽象化して、自らの脳裏に＜現金という資金形態からみた「資金の流出」の生起＞と、＜買掛金という資金源泉からみた「資金の流出」の生起＞という思考内容を形成する。その後、買掛帳の支払欄と現金出納帳の出金欄において、複式の記録が作成される。

オ. 現金を当座預金に預け入れる。

この取引は、現金出納帳の出金欄に記入されるだけで、預金に関する項目が記録されない。この取引は、現金と当座預金の交換取引である。会計測定者は、この流れを思考化・抽象化して、自らの脳裏に＜現金という資金形態からみた「資金の流出」の生起＞と、＜当座預金という資金形態からみた「資金の流入」の生起＞という思考内容を形成する。その後、この取引は、現金出納帳の出金欄にのみ記入される。

このように、標準簡易帳簿による場合は、5帳簿制が用いられるために、すべての取引は2重分類複式の様式で認識・測定されるが、複式の記録が作成されるとは限らない。

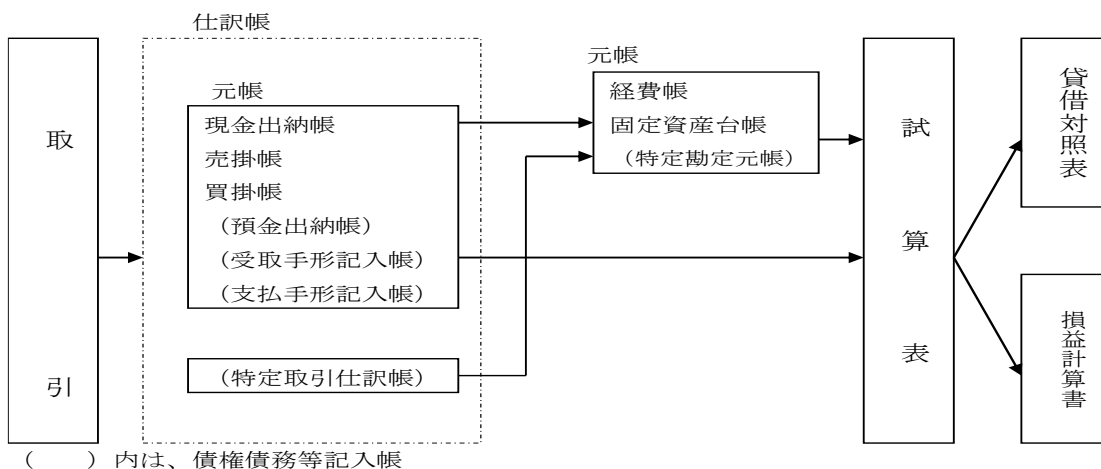
図7 標準簡易帳簿にプラスして貸借対照表を作成する場合



(国税庁 [2004], 2 頁より)

(上記の)図7の標準簡易帳簿にプラスして貸借対照表を作成する場合も上記と同じで、全ての取引が2重分類複式の様式で認識・測定されるが、複式に記録されるとは限らない。このために、この帳簿制では、期末に棚卸表が作成され、同表を基礎として貸借対照表(資産負債調)が作成される。

図8 標準簡易帳簿と債権債務等記入帳を組み合わせた記帳システム



(国税庁[2013], 5 頁より)

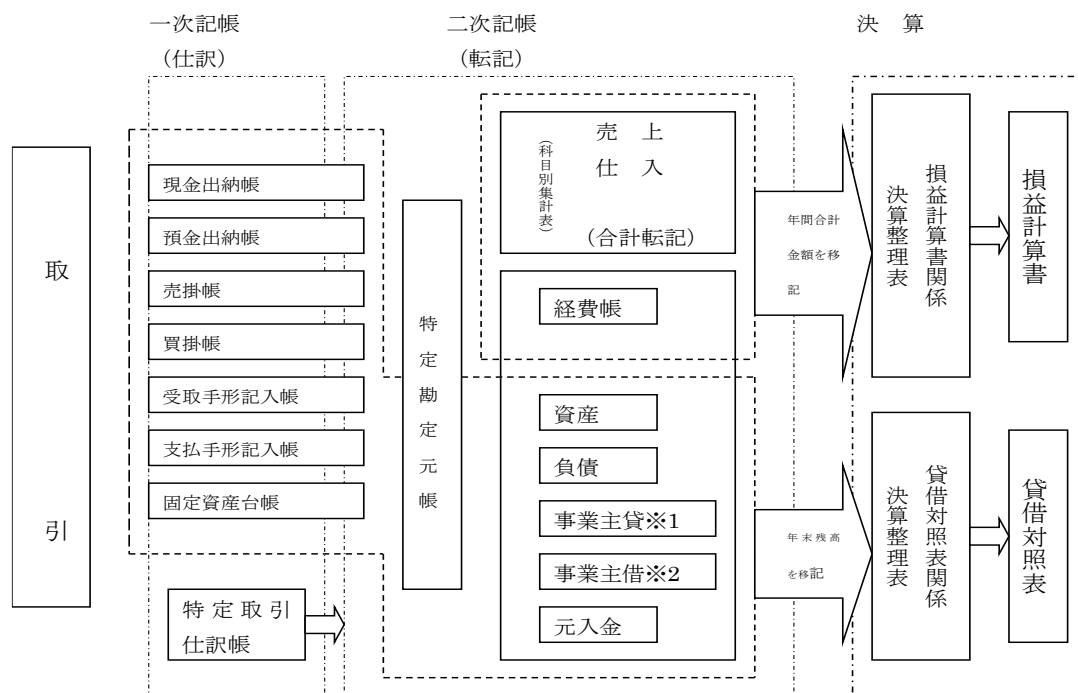
(上記の) 図8の標準簡易帳簿と債権債務等記入帳を組み合わせた記帳システムは、「正規の簿記の原則」に従った記帳システムとしている。この記帳システムは、標準簡易帳簿で取引として記録されなかった取引を債権債務等記入帳に記録することにより、すべての取引が2重分類の複式の様式で認識・測定がなされ、さらに複式記録がなされる。

この記帳システムでは、すべての取引が2重分類複式の様式で認識され、複式の記録が作成される。この記帳システムでは、日々のすべての取引を2重に記録することになっているため、標準簡易帳簿で不完全であった現金の預金預入による複式の記録が可能となる。すなわち、預金については、預金出納帳という債権債務記入帳の預入欄に記入されると共

に現金出納帳の出金欄に記入される。このように、標準簡易帳簿と債権債務等記入帳を組み合わせた記帳システムは、2重分類複式の様式によって認識・測定がなされ、複式の記録がなされている。

(下記の)図9の貸借対照表が作成できる青色帳簿システムは、青色申告会が小規模企業向けに作成した2冊の帳簿にまとめられている。内容は、図8と同様で国税庁が公表しているものと同様であり、2重に分類され記録されており、取引の実情に合わせた帳簿の量になっている。これは、標準簡易帳簿と債権債務等記入帳を組み合わせた記帳システムを小規模企業向けに考案されたものである。よって、2重分類複式の様式によって認識・測定がなされ、複式の記録がなされている。

図9 貸借対照表が作成できる青色帳簿システム



※ 1 現金出納帳及び預金出納帳の生活費の払出(事業主貸)欄からは、特定勘定元帳の事業主貸勘定へ合計転記します。

※ 2 預金出納帳の事業主からの受入(事業主借)欄については、特定勘定元帳の事業主借勘定へ合計転記します。

(濱沖・新野・谷崎・鶴見[2008], 78頁より)

以上見てきたとおり、収支計算書を作成する標準簡易帳簿や標準簡易帳簿と棚卸表を作成して貸借対照表(資産負債調)を作成するものは、取引が2重分類複式の様式で認識・測定されるが、複式の記録が作成されるとは限らない。しかし、標準簡易帳簿と債権債務等記入帳を組み合わせた記帳システムは、全ての取引を2重分類複式の様式によって認識・測定され、複式の記録がなされている。

d. 継続的な記録による財務諸表の作成

——誘導法的アプローチの形成ないし芽生え——

税法上の帳簿組織である標準簡易帳簿は、5つの帳簿から収支計算書を作成するものがある。現金出納帳は、いわゆる収支簿(収支計算書)である。売掛帳は、掛売金額と掛代金の回収額および残高が記録されるものである。買掛帳は掛仕入金額と掛代金の支払額および残高が記録されている。固定資産台帳は、固定資産の種類、購入金額、減価償却額、廃棄または売却額等が記載される。経費帳は科目ごとに日付、内容、金額を記録するものである。以上、標準簡易帳簿は、主要な項目と収支に必要な項目のみが中心となっており、全体像をあらわす記帳になっていない。財産目録的な棚卸表を作成して貸借対照表(資産負債調)を作成する方法でも同様、すべての取引が全体像を表していない。しかしここで重要なのは、継続記録による損益計算がなされていることである。

『中小企業簿記要領』は、債権債務等記入帳の作成により、すべての取引を補助簿に記入して、決算財務諸表が作成されている。誘導法は、継続企業を前提として、すべての取引を会計帳簿である仕訳帳、元帳に記録・転記して決算財務諸表が作成されるプロセスである。よって、誘導法的なアプローチで作成されたものになっている。

税法による帳簿組織として「正規の簿記の原則」としてあげられている標準簡易帳簿と債権債務等記入帳から作成される帳簿組織は、すべての取引が日々の継続的に記帳できる補助簿や債権債務記入帳に記録し、「正規の簿記の原則」に従った記帳であるから、継続的な記録を基礎として財務諸表を作成する方法によっている、といえる。

以上、近年の税法上の青色申告特典をうける帳簿組織は、2重分類の複式の様式により認識・測定がなされて、複式の記録がなされている。そして、財務諸表は、継続的な記録を基礎として作成される帳簿組織に基づいて作成される。

2.3.4 中小企業における記帳システムの検証

中小企業の会計規範の特色と問題点をコミュニケーション・システム論という視点から考察をした。コミュニケーション・システム論においては、杉本[1991]の記号論や木戸田[2002]の会計基準設定システム論に基づいて考察した。また、杉本[1974][1991]の2重分類の複式の認識・測定方法を手がかりに『中小企業簿記要領』を考察した。

中小企業における会計測定者と会計情報利用者との関係から、会計情報利用者が限定的であるため、会計測定者の視点にたった会計規範(中小企業会計基準)が望ましいであろう。特に中小企業の会計については記帳の重要性を説く必要がある。中小企業の実態として、経理担当者が少なく、決算書まで作成している中小企業が少ない。そのため、中小企業の会計基準は、記帳を重視するためには会計測定者の視点にたったものでなければならない。この点が基礎的前提として策定されなければならないであろう。

戦後の『中小企業簿記要領』は、会計基準設定システムの設定主体が会計学者によって考案されたものであることが明らかとなった。上野[2015]の「条件付規範理論」による目的主体が理論家であると述べられているが、『中小企業簿記要領』は会計学者という理論家によって考案されている。2重分類の複式の認識・測定については、『中小企業簿記要領』の「月末収支総括表」は、明らかに2重分類の複式の様式による認識・測定がなされ、複式の勘定記録がとられていることが判明した。さらに、この「月末収支総括表」は、損益計算書とキャッシュフロー計算書を兼ね備えた総合仕訳として考案され、経営に役立てようとしていたと思われる。

次に戦後の国税庁が考案した記帳システムを2重分類的複式の様式による認識・測定の方法を考察した。税法上の記帳システムを2重分類的複式による認識・測定の方法を用いて、5つの取引の例示を示し、考察した。これによる例示を税法上の標準簡易帳簿制度に適用すると、2重分類的複式による認識・測定が行われていることが理解された。しかし、一部の取引について、2重分類的複式による認識・測定されているが、複式に記録されていないものがあった。標準簡易帳簿にプラスして貸借対照表を作成する場合も上記と同じで、すべての取引を2重分類的複式による認識・測定がなされ、複式に記録されているわけではない。これらの原因は、すべての取引を記録する帳簿が存在しないため、複式に記録されていない。

標準簡易帳簿と債権債務記入帳を組み合わせた記帳システムは、2重分類的複式による認識・測定がなされ、複式に記録されていたことが明らかとなった。さらに、青色申告会が考案した小規模企業向けの青色申告帳簿は、すべての取引が2重分類的複式による認識・測定がなされ、複式に記録されている。『中小企業簿記要領』が公表された翌日の国税庁通達によって、「正規の簿記」とは何かを示された。しかし、簡易帳簿制度によって日々の取引を継続記録するが貸借対照表と損益計算書が作成できるという「正規の簿記」によらない記帳システムが形成された。

標準簡易帳簿と債権債務記入帳を組み合わせた記帳システムは、日々の取引を補助簿に継続的に複式記録され、貸借対照表と損益計算書が作成されるものである。これは、「正規の簿記」による記帳システムであり、『中小企業簿記要領』を元に考案されたものである。したがって、近年の財務諸表が作成される青色申告の特典をうける税法上の記帳システムは、すべての取引を2重分類的複式による認識・測定され、複式によって記録される記帳システムによることが明らかとなった。

2.4 小括

本章は、『中小企業会計要領』、『中小企業会計指針』および『中小企業簿記要領』ならびに税法上の帳簿組織を考察対象として、上野[2015]が提示された「会計統合の論理」における「条件付規範理論」をもとに中小企業会計基準の特色と問題点を考察し、中小企業の会計規範や会計記録の特色を明らかにすることであった。

「会計統合の論理」という視点から考察したとき、会計基準における取引概念の拡大によって概念フレームワークの形成が必要になり、『企業会計原則』では、カバーできなくなったため、会計基準が必要となり、新たな会計基準が公表されるにいたった。そして、中小企業向けの会計基準として『中小企業会計指針』や『中小企業会計要領』が公表された。

「会計統合の論理」という視点から見ると、『中小企業会計指針』と『中小企業会計要領』の目的は、ほぼ同じであり、スタートラインも、共通している。すなわち、『中小企業会計指針』と『中小企業会計要領』は、大企業向け（中心）の会計基準や会計原則をスタートラインとして、現代の中小企業の企業会計に適合するほぼ同一の会計目的を掲定して、「条件付規範理論」を展開し、会計基準の体系を構築したものである。これら二つの会計基準の差異は、1940年代以降に設定された会計基準にスタートラインをおくか、1970年代に設定された会計基準にスタートラインをおくかどうかの違いであった。

さらに、『中小企業会計指針』と『中小企業会計要領』の具体的な内容に目を向けるなら

ば、『会社計算規則』という共通の法令に基づいている。これらの共通性は、「取得原価をベースとする多次元評価システム」と、「貸借対照表と損益計算書の有機的連関を重視する会計構造観」の二つに集約できる。これらこそ、『中小企業会計要領』と『中小企業会計指針』の特色と理解することができる。

次に中小企業の会計規範の特色と問題点をコミュニケーション・システム論という視点から考察をした。「条件付規範理論」による目的主体が理論家であると述べられているが、『中小企業簿記要領』は会計学者という理論家によって考案されたものである。2重分類的複式の認識・測定方法については、『中小企業簿記要領』は、明らかに2重分類的複式の様式による認識・測定がなされ、複式の勘定記録がなされている。さらに、この「月末収支総括表」は、損益計算書とキャッシュフロー計算書を兼ね備えた総合仕訳として、経営に役立てようとしていた。

国税庁が考案した記帳システムは、2重分類的複式による認識・測定がなされているが複式の勘定記録が行われていないものがあった。特に標準簡易帳簿による収支計算書や標準簡易帳簿にプラスして貸借対照表を作成する方法は、2重分類的複式による認識・測定がなされているがすべての取引を複式による記録がなされていない。しかし、標準簡易帳簿に債権債務記入帳を組み合わせた記帳システムは、『中小企業簿記要領』と同様、2重分類的複式の様式による認識・測定がなされ、複式に勘定記録がなされている。よって、近年の税法上青色申告の特典を受ける記帳システムは、2重分類的複式の様式による認識・測定がなされ、複式に勘定記録がなされて財務諸表が作成されている。

以上、中小企業の会計基準は、取得原価をベースとする多次元評価システムおよび貸借対照表と損益計算書の有機的連関を重視する会計構造観が根底にある。そこには、2重分類的複式の様式による認識・測定が行われ、複式の勘定記録による会計記録が存在する。中小企業会計基準は、会計測定者の視点にたったものにする必要があり、記帳の重要性を付す必要があると考えている。また、戦後の『中小企業簿記要領』によって、「正規の簿記」と称した複式簿記が「月末収支総括表方式」および「日計表方式」という名称によって普及していくことになった。特に「月末収支総括表方式」が総合仕訳として、損益計算書と間接法によるキャッシュ・フロー計算書が合体したオリジナリティあふれるものであるため、中小企業会計基準を再考するときには、『中小企業簿記要領』による会計記録こそ、今必要とされる会計構造観ではなかろうか。

注

- (1) 本章は、鶴見[2016a] [2016b]を補筆訂正したものである。
- (2) 第一次シャープ勧告は、カール・S・シャープを団長として、ディーン・ハワード B・ボーエン、ジェローム・B・コーエン、ローランド・F・ハットフィールド、スタンレー・S・サリー、ウィリアム・C・ヴィックリー、ウィリアム・C・ウォレンとともにシャープ使節団として、1949年5月10日に来日し、8月27日に帰国するまで109日の作業で大要を発表した(高石[1971], 104-106頁)ものである。内容は、企業や税務官吏の視点に立った諸問題や提案そして、記帳に関する問題点や提案等が示されている。
- (3) 中小企業庁のホームページにある「中小企業の会計に関する研究会」の「第1回中小企業の会計に関する研究会」(2010年2月15日実施)議事要旨の「現行の中小企業の会計に関する指針について」に述べられている。(http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/kaikei/100215GY.htm) (参照 2015年8月23日)
- (4) コミュニケーション・システム論についての詳細な文献は、杉本[1974], [1989], [1991], 木戸田[1995], [2002], 高橋[2008]があるので参照されたい。
- (5) 山下は、河崎が『中小企業会計要領』について『中小企業簿記要領』を想定していると述べている。また、『中小企業会計要領』は、TKC会報における特別座談会で帰納的アプローチに基づいて策定していると河崎が述べられたことについて、トップダウン・アプローチによって策定されていると山下が述べられている(山下[2012a], 52-54頁)。山下は、会計公準を基本的な仮説として『企業会計原則』が設定され、『企業会計原則』を簡便化されたものが『中小企業会計要領』である(山下[2012b], 36-39頁)と論じ、『中小企業会計指針』と同様トップダウン・アプローチによって作成されていると述べている(山下[2012a], 57頁)。

ここで、本章全体にかかわる重要な問題を論じておきたい。本章では、上野[2015]の述べる「規範的会計理論」と「会計基準」を異なったものとせず論理展開をしている。私見によれば、会計基準などの会計規範も、「複式の勘定記録ないし決算財務諸表」と同様に、一種の会計言語の体系であると理解される。すなわち、会計基準などの会計規範は、企業会計システムないし会計言語システムのサブ・システムの一つである「会計基準設定システム」により設定されるものであり、一種の論理にはかならない。

そして、「理論家」により展開される規範的会計理論は、「規範的」という機能を果たすために、やがて会計基準設定主体などの「理論家」によりその内容が純化され、オーソライズされて、会計規範としての位置づけをえていくと理解される。すなわち、「規範的」という機能を果たすために、会計基準設定主体などにより内容が純化され、オーソライズされて、会計規範としての位置づけをえるにいたった「規範的会計理論」こそが、「会計基準」であると理解している。

- (6) 中西および鍋島は、『中小企業簿記要領』を執筆以降、下記のとおり経営管理的な論文を多く発表している。

中西寅雄[1947]「企業民主化と経理の公開」『産業経理』第7巻第9号、4-7頁。

中西寅雄[1948]「経営管理と計算的思考」『産業経理』第8巻第11号、4-8頁。

中西寅雄[1950]「会計原則と税務会計」『産業経理』第10巻第1号、7-9頁。

中西寅雄[1952]「経営と会計との交渉—管理会計の本質に関する一つの考察—」『産業経理』第12

巻第 2 号, 3-7 頁。

中西寅雄[1952]「建言会計数字を活用せよ」『産業経理』第 12 巻第 4 号, 1 頁。

中西寅雄[1956]「利益計画と経営管理」『産業経理』第 16 巻第 1 号, 12-19 頁。

鍋島達[1956]「経営の本質と計算思考」『会計』第 69 巻第 2 号, 29-38 頁。

鍋島達[1958]「資金と資金計画」『産業経理』第 18 巻第 10 号, 45-49 頁

中西寅雄[1962]「経営管理の中核としての予算統制」『会計』第 82 巻第 2 号, 1-7 頁。

- (7) 帰納的アプローチと演繹的アプローチの関連性について興津[1997]は、次のように述べている。「帰納的なアプローチにより、現実の会計実務という経験の世界からこれを求めようとするものであった。しかるに、この方法により蒸留した正規の簿記の諸原則を現実の会計実務に適用することができない程、現実の会計実務において取引概念が拡大、それに伴う資産、負債の貸借対照表能力の問題が錯綜し、複雑な様相を呈している現在、これを克服する方法として演繹的アプローチによるドイツの正規の簿記の諸原則の理論形成の方法が必要になった」(興津[1997], 243-244 頁)と述べている。

また、アンソニーは基準の作られる方法を示している。「前提が帰納的過程によって作り出され」、「諸概念がこれらの前提から演繹される。最後に、これらの概念を実務に適用する指針となる諸基準が作り出される」(佐藤[1989], 5 頁)

以上のように、帰納的アプローチとか演繹的アプローチとか区別するのではなく、上野[2015]が述べているように、経験的研究および検証手続なしに、会計理論研究を行うことはできないのである。

- (8)補節は、鶴見[2014]を一部抜粋したものである。

- (9) 2重分類複式とは、「生起した経済事象を、2側面からなる「資金の流れ」として認識・測定する方法」(木戸田[2002], 13 頁)をいう。また、杉本[1991]55-92 頁には、会計測定の対象と認識・表現方法において 2重分類複式が詳細に述べられている。

- (10)太田[1935]では、月末収支総括表について仕訳と元帳が省略されているが、総合仕訳であると称している。

- (11)税法上の帳簿組織の研究は、濱沖[1994], と濱沖[1997], に詳細な報告をしている。

第3章 中小企業の会計構造と記述理論

3.1 はじめに

前章では、企業会計を一種のコミュニケーション・システムと見なす視点に立ち、IASBの概念的フレームワークの特色と問題点などを視野に入れながら、近年脚光をあびているわが国の中小企業に関する会計基準や記帳システムの特色と問題点を、戦後のシャープ税制を起点に考察した。この考察の結果、わが国の中小企業の会計基準を構築する際には、トップダウン・アプローチやボトムアップ・アプローチという一般的な方法を採用することは不適切であることを指摘すると共に、「条件付規範理論」構築の方法こそを採用すべきであること、そしてその際には「実証理論」構築の方法をも採用し、中小企業会計基準を構築していくべきことを指摘した。

さらにこれらの方法を適用して考察をすすめるべく、すなわち、わが国の中小企業のあり方について、中小企業の会計構造がどのようなものであるかに焦点を絞りつつ、『中小企業簿記要領』^①やその源流となる会計思考（中西寅雄や鍋島達などの見解）にまでさかのぼりつつ考察をすすめた。

これらの考察の結果、わが国の中小企業では、慣習的に独自に発展してきた帳簿組織は存在しないこと、そのかわりに戦後に国税庁が考案した損益計算を中心とした帳簿組織や、（簡略した複式簿記システムではあるが）貸借対照表と損益計算書が作成できる『中小企業簿記要領』が存在していることが明らかになった。後者の帳簿組織は、中西、鍋島、そして黒澤という会計学者によって構築されていた。いわゆる理論家によって『中小企業簿記要領』の会計構造が構築されていたのである。しかし、今日において、この『中小企業簿記要領』がいかなる過程を経て考案されたかは、未だ明らかになっていない。

本章^②では、これらの考察をふまえ、『中小企業簿記要領』の会計構造がどのような経緯で考案されたかに焦点を絞りつつ明らかにすべく、中西、鍋島、そして黒澤という会計学者の会計思考の源流を明治維新の簿記書にもとめつつ考察をすすめていきたい。何故ゆえに、このような考察が必要なのかについては、次節において詳論していきたい。『中小企業簿記要領』の会計構造および上記の会計学者の会計思考には、極めて特色ある金銭の収支思考が重視されると共に、貸借対照表や損益計算書などの財務諸表との有機的連関性もち作成していく会計構造観を有するなどの特質が存在していること、それ故にこれらの会計思考の源流を探りつつそれらの特色と問題点を明らかにすることなくしては、現代における中小企業の会計構造のあり方を適切に理解しえないことのみを指摘しておきたい。

3.1.1 本章を考察する意義

——わが国の中小企業の会計基準とIFRSとの関連で——

わが国の中小企業の会計基準は、IFRSや大企業の会計基準が公表されてから『中小企業会計指針』、『中小企業会計要領』が公表された。現代の会計基準の問題点は、大企業の会計基準が財務報告からのアプローチをとる会計思考に変化したことである。これは、会計情報利用者の意思決定に役立つ会計情報が重視され、会計情報利用者の視点にたった会計基準に傾斜したためである。では、中小企業の会計基準は、それで良いのであろうか。中小企業の会計情報利用者は限定的であり、会計測定者の視点に立った会計情報が必要で

あろう。さらに、中小企業の会計基準には会計情報の根幹をなす記帳とは何かを示さなければならないであろう。『中小企業会計要領』には、経営者が自社の経営状況を適切に把握するために適切な記帳が重要である(『中小企業会計要領』8.「記帳の重要性」)ことを述べている。この適切な記帳とは、何かを示すことこそが中小企業会計基準の再構築ないし改廃する際に必要であろう。そのためには、本章でおこなう『中小企業簿記要領』の成立の歴史的考察や会計構造の再考が必要である。現代の中小企業の会計基準には、中小企業の会計基準における記帳の本質が示されていないという問題点がある。よって、『中小企業簿記要領』の歴史的考察や会計構造システムの再考によって、中小企業の会計基準における記帳の本質が明確になるだろう。

次に中小企業の会計基準と大企業の会計基準については、前章で述べたように『中小企業会計要領』と『中小企業会計指針』がIFRSや『企業会計原則』等の大企業向け(中心)の会計基準や会計原則をスタートラインとして、会計基準が体系的に構築されたものである。違いは、1940年代以降に設定された会計基準にスタートラインをおくか、1970年代に設定された会計基準にスタートラインをおくかどうかの違いであることを指摘した。1940年以降に設定された『企業会計原則』は、収益費用観にたって構築されたものである。また、1970年代に設定されたIFRSなどは、資産負債観にたって構築されたものである。ここで大きな転換点は、1976年に米国の財務会計基準審議会(FASB)が討議資料『財務会計および財務報告のための概念フレームワークに関わる問題の検討:財務諸表の構成要素およびそれらの測定』である。これはIFRSの基礎的概念として継承しており、この相違によって、現代の会計基準に影響を与えている。

中小企業の会計基準において、これらの会計観を解決するためには、『中小企業簿記要領』の考案された過程を明治初期の簿記書以降による単式簿記や複式簿記などの会計構造による歴史的考察を踏まえることで解決できるだろう。なぜなら、この『中小企業簿記要領』の歴史的考察は、日本人に分かりやすい収支概念としての発展した成果と位置づけることができるからである。さらに小規模の企業を前提とした簿記法から大企業を前提とした簿記法へと変遷している過程も垣間見ることができる。よって、『中小企業簿記要領』の成立過程は、会計思考の源流を巡ることができ、問題解決の糸口になるだろう。

したがって、『中小企業簿記要領』の考案された成立過程こそが、中小企業会計基準における記帳の本質を明らかにし、会計学者の会計思考の源流を考察することで、IFRSなどの大企業の会計基準との併存しうる意味なども解決することができるであろう。

3.1.2 『中小企業簿記要領』の会計構造に関する先行研究

『中小企業簿記要領』の会計構造に関する先行研究は、岩邊[1987a], 13-40 頁, 岩邊[1987b], 95-121 頁, 細田[1991], 21-30 頁, 三代川[2001], 53-73 頁, 三代川[2004a], 19-32 頁, 堂野崎[2007], 57-73 頁および山下[2015c], 1-33 頁がある。岩邊[1987a]・[1987b]^③では、国税庁広報課編[1950]『「中小企業の帳簿のつけ方」解説—中小企業簿記指導者講習会速記録—』および(財)大蔵財務協会編[1950]『中小企業簿記要領による中小企業の帳簿のつけ方—各業種別記帳例題による説明—』をもとに『中小企業簿記要領』の帳簿のつけ方が述べられている。細田[1991]では、『企業会計原則』と『中小企業簿記要領』の会計原則が考察されているが、帳簿の会計構造についての考察がなされていない。三代

川[2001] [2004a]では、「江戸時代の庶民の記帳方法であった『帳合』が明治・大正・昭和に中小商店簿記として生き残り、今日その姿が青色申告記帳組織に受け継がれてきた」(三代川[2004a], 19頁)と述べられているが、ここで問題となるのが、江戸時代の庶民とは商家のことを指すと思われるが、どのような過程を経て、明治から昭和に受け継がれたのかが示されていない。また、『中小企業簿記要領』が中西および鍋島によって執筆されたため、二人の報告内容が中心となっている。中西が徳川時代の帳合について述べたところを引用しているが、太田が考案した後に学会等で江戸時代の帳合に関する研究論文が報告されているが、この点について論考がなされていない。

堂野崎[2007]では、『中小企業簿記要領』の会計原則および帳簿について論じているが会計構造が論じられていない。また、『中小企業簿記要領』が公表される以前の成り立ちも論じられていない。山下[2015c]では、シャープ勧告による青色申告制度の確立、「正規の簿記の原則」の検証および裁判例を含めた現状と課題が考察されている。山下の記述された国税庁の証言は当時の国税庁側における簿記のあり方を記すもの(山下[2015c]5-7頁)であるが、青色申告制度について論ずる場合、青色申告会の成立過程や歴史を確認する必要がある。なぜなら、シャープ勧告と国税庁、そして、青色申告会は切っても切れない関係にあるからである。いずれの先行研究にも太田哲三⁴⁾の研究論文の成果が述べられていない。したがって、『中小企業簿記要領』の研究は、岩邊、三代川の研究に加え、本章による考察が補われることで体系化できるだろう。

3.1.3 本章の考察対象

——『中小企業簿記要領』の公表までの過程と変遷——

『中小企業簿記要領』の会計構造の再考および成立過程の考察は、今日の中小企業会計基準を研究するために意義があると考えている。そこで、『中小企業簿記要領』の会計構造を知るため、第2次簿記運動で使用された書籍をもとに再考するとともに、その原型が考案された太田に焦点をあてる。さらに、太田の源流である下野直太郎⁵⁾の研究と明治の簿記書に焦点をあて、『中小企業簿記要領』の現代的意義を考察するとともに中小企業における会計構造を明らかにするものである。

現在、中小企業の会計基準には、キャッシュ・フロー計算書の重要性が問われている。中小企業の簿記は、金銭に重点が置かれていた。染谷恭次郎は簿記の目的に資金計算的職分を加えようと試みた(染谷[1955], 41-53頁)。『中小企業簿記要領』の月末収支総括表は、総合仕訳として金銭による収支計算表とみることができであろう。キャッシュ・フロー計算書の重要性は、まさに、明治から中小企業の会計構造において、金銭に重点が置かれたものであり、現代でも共通している。よって、会計構造の特色に光をあてながら、諸先学のこれらに関する見解を再考することによって、会計構造の特色が近年の企業会計の問題点を解決する糸口になりうるであろう。

3.2 『中小企業簿記要領』に影響を与えた明治初期の簿記書⁶⁾

『中小企業簿記要領』に影響を与えた明治初期の簿記書は、『帳合之法』および『銀行簿記精法』であろう。特に収支概念という思考は、福澤諭吉によって提案されたものである。そこで『中小企業簿記要領』に影響を与えたと考えられる部分の『帳合之法』と『銀行簿

記精法』を概観することで、『中小企業簿記要領』の源流が理解できるであろう。また、『中小企業簿記要領』の考案者である会計学者の会計思考の原点が明確になるであろう。

3.2.1 明治初期の簿記書における収支概念

福澤諭吉訳[1873]『帳合之法』は、アメリカの商業学校の簿記教科書を訳したものである。『帳合之法』の先行研究には優れた論文がある。近年では、園[2012]「福澤諭吉『帳合之法』の現代会計的意義——Bryant & Strattonの業績を視野に入れつつ——」および津村[2007]「明治初期の簿記書研究——福澤諭吉『帳合之法』に関する一考察——」をあげることができる。また、収支概念の関係する論文は、西川[1934]「『帳合之法』に就きて」13頁、西川[1953]「収支簿記法の起源の研究」71-76頁および西川[1954]「福澤諭吉と収支簿記法」57-69頁があげられる。

収支概念は、『帳合之法』によって示されたものであり、福澤諭吉の会計思考によるものである。西川[1934]は、『帳合之法』初編卷之一の下記の部分を引用し、収支簿記を主張した下野の収支概念へとつながるものとして「下野博士等の首唱せらるゝ収支簿記法と考へ合して興味深く思はれる」（西川[1934]、13頁）としている。

「西洋流ノ帳合ニハ取引ノ先ノ人ノ名前ヲ記シ其處ニアル貸借ノ差引ハ當人ノ身ニ引受タル有様ヲ記シタルモノユヘ日本流ノ帳合ニ慣レタル人ノ目ニハ一寸紛ラハシク見ユルモアラン本文山城屋ノ勘定書ニテモ上ノ段ニ借ト記シ下ノ段ニ貸ト記シタルハ山城屋ノ借貸ニテ此帳面ノ主人ノタメニハ上段ハ貸ニシテ下段ハ借ナリ日本人ニ分リ易クスルナリハ或ハコレヲ出ト入トニ書替ヘ借ノ處ヘ出ト記シ貸ノ處ヘ入ト記シレハ我家ヨリ金ガ出。我家ニ金ガ入タルト云フ考ニテ初學ノ者ニ便利ナラント思ヒ譯者ニモ夫等ノ頓智ハナキニ非ザレモ顧テ又考レバ方今世ノ中ニ外國トノ交易次第ニ行ハレ取引追々繁クナルニ從ヒ帳合モ彼ノ國ノ風ニ一様ナラズシテハ必ず大ナル不便利アル可シトノ見込ニテワザト原書ノマヽニ直譯シテ借ノ處ニ借ト記シ貸ノ處ニ貸ト記シタルナリ」（傍点は筆者による）（福澤[1873]、初編卷之一、九丁-十丁、訳者注より）

『帳合之法』と『銀行簿記精法』との関係について西川[1953]は、上記の部分を指摘した上で「翻訳者梅浦精一と削補校正した小林雄七郎とは共に慶應義塾の出身であったから、六月『帳合の法』が発行されるや、当然直にこれを参考にしたに相違ない」（西川[1953]、76頁）として下記のとおり、『銀行簿記精法』の第一卷凡例7丁の部分を指摘している。

「文貸借ヲ出入ト解スル説アリ金銀ノ貸方トナル寸ハ金銀ヨリ若干ノ金ヲ出スナリ借方トナル寸ハ金銀ヘ若干ノ金ヲ受入レルナリ又割引手形ノ貸方トナル寸ハ割引手形ヨリ金ヲ出ス（銀行ヘハ金ヲ受入）ナリ借方トナル寸ハ割引手形ノ方ヘ金ヲ受入ル（銀行ヨリハ金ヲ出ス）ナリ此説理ナキニアラズ」（傍点は筆者による）（『銀行簿記精法』卷ノ一、凡例七丁）

西川[1954]では、同様の部分が解説され、福澤門下の功によって、収支簿記を発展させた（西川[1954]、69頁）と述べられている。のちの西川[1974]では、丹吉人も『銀行簿記精法』にかかわった慶應義塾出身であったことが指摘されている（西川[1974]、68-69頁）。以上、福澤[1873]によって、借方・貸方を入・出とすることで日本人に分かり易くなる

として『銀行簿記精法』にも影響を与えたことが伺える。

3.2.2 『銀行簿記精法』の日記帳と收支簿記の会計構造

『銀行簿記精法』⁽⁷⁾は、シャンドが英国人であることから英国式の簿記法として紹介されている。しかし、慶應義塾出身の3名が翻訳に関わっていることから、英国と米国の簿記が混ざり合っていると述べられている(西川[1974], 68頁)。ここで注目したいのは、『帳合之法』と比較して、日記帳が金銭出納帳(現金出納帳)的な形式(表6)になっていることである。

表6 『銀行簿記精法』の日記帳

借方

振替勘定摘要	摘要	総勘定元帳 丁数	振替勘定	現金請入	総計

貸方

振替勘定摘要	摘要	総勘定元帳 丁数	振替勘定	現金拂	総計

(『銀行簿記精法巻ノ三』[1873], 32丁と33丁より)

日記帳に入金手形(入金伝票)⁽⁸⁾から登記するときは、下記のとおり解説がなされている。

「金銀 借方 二ノ四百十一番 原田善助 定期預金貸方 一万〇五百圓

然レ氏夫々ノ取扱登記ノ前二一々(金銀借方)ノ語ヲ挿入スルトキハ極メテ不都合ナル故二一葉ノ頂上二右ノ語ヲ一度登記シテ夫々ノ登記ニ兼用シタルモノナリ」(『銀行簿記精法』巻ノ三, 28丁)

(借方)金銀 一万〇五百圓 (貸方)定期預金 一万〇五百圓という仕訳を日記帳の借方側に金銀と記入せず、現金請入欄に記入することが述べられている。また、貸方側も同様に支拂手形(出金伝票)から登記するときは、貸方側の現金拂欄に記入することが述べられている。

西川[1956]では、シャンド式簿記の特徴が下記のとおり述べられている。

- 「1 現金式仕訳帳を採用している
- 2 日記帳と称する現金出納帳を総合仕訳帳として使用している
- 3 原始記録として伝票を使用していること」(西川[1956], 77-78頁)

日記帳は、現金式仕訳帳として多桁式である。金額欄は、借方に振替勘定、現金請入、総計を記入し、貸方に振替勘定、現金拂、総計を記入する形式をとっている。2で指摘している総合仕訳帳について西川[1956]では、「ドイツ式総合簿記法を改良した簿記形態」(西川[1956], 78頁)で「私が集めた資料によればシャンド式簿記の原型と思われる簿記形態はその当時既に英国に存在していたことが明らかである」(西川[1956], 78頁)と述べられている。また、『中小企業簿記要領』の月末収支総括表は太田および中西もドイツの総合仕訳と述べている。西川[1953]では、收支簿記について「わが国銀行簿記から発展したものであって、その日記帳を基とし「借方・貸方」の用語の代わりに「収入・支出」の語を用いるだけの相違があるに過ぎない」(西川[1953], 71頁)と指摘されている。

補項 明治初期の簿記書にみる会計構造および記述理論

明治初期の貸借対照表がどのような名称でどのような会計構造だったのか検証する。加藤斌訳の『商家必用初編』は、下巻の17丁に差引見認表という貸借対照表が述べられており、上段に負債と資本、下段に資産が示されている。損益見認表は、資本の増減を示した表になっている。また、内勘定があり期首資本から期末資本の増減表とその差額として利益が表示されている。『商家必用二編』については、差引表として下巻の62丁に示されている。『銀行簿記精法』は、「香港上海銀行ノ身代及ヒ負債ノ抜書」、「香港上海銀行損益勘定書」さらに「貯蓄高」が巻之一書体第二に示されている⁹⁾。小林儀秀訳の『馬耳蘇氏記簿法1.2』については、本財及借財正算表(1.37丁)としている。『簿記學階梯』は、有物及負債表(上63丁)と称した貸借対照表があり、元帳結算では、残高勘定(上73丁)で締め切っている。

よって、当時の文献では貸借対照表が異なる名称で使用されていた。下野は繰越日記こそ、貸借対照表であると論じていたが、貸借対照表の定義が不明瞭であったため、財産目録と貸借対照表の相違点を述べていた¹⁰⁾と思考される。貸借対照表の貸借反対に記録する形式をとった会計構造は、いかなる理由が考えられるだろうか。その一つとして銀行簿記は、貸借反対に記録する解説が述べられている。

表7 「馬耳西氏及米版ノ諸書」の差引表

明治十二年五月廿日

原簿 丁數	摘 要	金 額		原簿 丁數	摘 要	金 額	
1	金 銀	52270	997	2	株 主	50000	000
3	地 所	1200	000	7	預ケ主	3000	000
4	家 作	1500	000	8	發行紙幣	40000	000
5	金録七分	40001	500	10	割 引	200	000
6	雜 費	45	753	11	利 子	1818	250
		95018	250			95018	250

(鍋倉[1879], 40頁より)

鍋倉[1879]の特徴は、2種類の元帳差引残高表が差引表として示されていることである(鍋

倉[1879], 32 頁)。「馬耳西氏及米版ノ諸書」(表 7 参照)と「英國自今ノ諸書」(表 8 参照)は、左右対称のものであるが米国と英国で異なっていることを述べている。『銀行簿記精法』でいう凡例と同じく、7 条の法規(いわゆる貸借の説明)が示されている。また、鍋倉[1879]では日記帳、総勘定元帳、差引表の例が挙げられている。その日記帳は金額欄が貸金桁・借金桁という形式をとっている。日記帳から総勘定元帳への転記は、借方から借方(摘要欄は相手科目)、貸方から貸方へ記入する例が示されている。

表 8 「英國自今ノ諸書」の差引表

明治十二年四月四日

原簿 丁數	摘 要	金 額		原簿 丁數	摘 要	金 額	
2	株 主	50000	000	1	金 銀	52270	997
7	預ケ主	3000	000	3	地 所	1200	000
8	發行紙幣	40000	000	4	家 作	1500	000
10	割 引	200	000	5	金録七分	40001	500
11	利 子	1818	250	6	雜 費	45	753
		95018	250			95018	250

(鍋倉[1879], 40 頁より)

高木[1879]では、帳簿への記入方法が説明されたものである。「總勘定元帖ニ記入ノ方法ハ日記帖トハ全ク貸借相反對シテ登記スルハ即チ複式簿記法ノ法式ニ依ルヘシ然レモ唯金銀勘定ニ限り日記帖ノ借方ハ直ニ此ノ帖ノ借方ニ擧ケ貸方ハ直ニ貸方ニ登ルモノハ固ヨリ金錢ハ銀行へ属シテ外諸口取ノ如ク他エ属スルモノニ非サレハナリ」(高木[1879], 解ノ七-解ノ八頁)として日記帳から総勘定元帳への記帳方法が説明されている。また、総勘定元帳差引残高記入帳は、月末或は週末に作成することも説明している。

吉永[1887]では、帳簿の記入方法が説明されており、貸借一覧日表と称する説明がある。これは、総勘定元帳の残高を集めて資産負債と損益を一覧にしたものである。また、吉永[1887]では、貸借の事として十条からなる法規が示され、各部署においてどの帳簿に記載するかが示されている。日記帳は、『銀行簿記精法』と同じ会計構造になっている。総勘定元帳への記帳方法は、金銀勘定以外の勘定について日記帳の借方から総勘定元帳の貸方に記入し、日記帳の貸方から総勘定元帳の借方に記入する。金銀勘定への転記は、日記帳の借方から金銀勘定の借方へまた日記帳の貸方から金銀勘定の貸方へ転記されている。

吉田[1913]では、決算手続きの繰越日記が詳細に述べられている。「決算日の翌日即ち次期最初の日附にて總勘定元帳各口座の繰越残高を以て日記帳に繰越日記を行ひ、之より各勘定を再び總勘定元帳の當該口座に轉記す。而して繰越日記は日記帳の欄外に「繰越日記」なる文字を記載し總勘定元帳にて貸方にある残高は日記帳借方に、又其の借方にある残高は日記帳貸方に記入し、其の金額は貸借共直に合計欄に記入す。而して借方合計欄の總額と貸方合計欄の總額との差引残高は必らず借方に生ずるが故に之を「本日現金有高」として貸方に加へ、相平均せしめるなり」(吉田[1913], 208-209 頁)とする内容が示されている。

収支簿記の考案者の一人である大原信久は、『原理應用 日本簿記法解式 第壹號』

[1895]を出版している。この文献の構成は、商用簿記、銀行簿記、官用簿記、家計簿記、工業簿記、農業簿記と6編の簿記で構成されている。まず、大前提として、1890(明治23)年法律第32号商法(第三編を除く)の原始商法の条文が述べられている。1899(明治32)年に法律第48号商法が制定されたため、1890年商法が廃止されている。商用簿記では、帳簿の記載例を示しているが、それ以外の簿記は、商用簿記の記載例を参照することになっている。商用簿記には、商業帳簿に関する商法の条文が述べられ、貸借の用語の説明、そして、複式簿記における帳簿の記載方法、勘定科目の説明および例題と帳簿の記載例という順に書かれている。商用簿記の特徴は、日計表の記帳方法にある。日計表は、試算表であるとし、作成については、「毎日元帳ノ記入終ルヤ該元帳各口座ノ残高を貸借反対ニ騰寫シ貸方ノ合計ト借方ノ合計ト平均ヲ得ヘシ但シ此表ノ貸借ト元帳ノ各反対スル所以ハ蓋シ元帳ハ其口座ナル科目ヲ主トシテ記入シタルモノナレハ其モノ自身ノ貸借ナリ此表ハ之ニ反シ商店、会社即チ法人(法人トハ商法第七十三條ノ規定ニ依ル)ヲ主トシテ資産負債及ヒ損失利益ヲ表シタルモノナレハ商店、会社其モノ自身ノ貸借ナレハナリ」(傍点は筆者による)(大原[1895], 16頁)としている。この会計思考は、自分が借りているものを借方に、自分が貸しているものを貸方に、よって、貸借対照表の借方に負債に属する科目が記載され、貸方に資産に属する科目が記載されるという当店を主としたものである。大原の会計思考は、銀行簿記には述べられていないが商用簿記を中心に展開されているため、同様の会計思考であったと考えられる。

銀行簿記は、入手できた文献でも貸借対照表が異なっていた。しかし、西川[1953]によって、『銀行簿記精法』において貸借逆になっている理由を述べている。「入金伝票は Credit Slip 出金伝票は Debit Slip には相違ないが、これを現金を中心にして貸借を定めてある日記帳に書かせるから、貸借が反対になる」(西川[1953], 75頁)と述べ、「Credit Slip 入金手形(収納伝票) Debit Slip 仕払手形(支払伝票) Dr. Cash 現金請入 Cr. Cash 現金払」と訳したので、ここに現金式仕訳法は確立し、後に收支簿記法にまで発展するに至った」(西川[1953], 75頁)と述べている。ただ、大原の会計思考は、主観的貸借に基づいていることが明らかである。

3.3 『中小企業簿記要領』の会計構造と会計思考

——下野直太郎，黒澤清，太田哲三の会計思考を中心として——

『中小企業簿記要領』の月末収支総括表は、補助簿を中心とした帳簿から集計したものである。帳簿を集計する帳簿名については、月末収支総括表と称した資金収支計算書的な会計構造となっている。月末収支総括表は、収入および支出とし、借方と貸方と称していない点に注目すると福沢諭吉[1873]『帳合之法』の考え方からであると言えるだろう。また、伝票システムと金銭出納帳の源流は Shand, Alexander Allan 述；海老原濟，梅浦精一[1873]『銀行簿記精法』が始まりである。明治初期の簿記書である『帳合之法』と『銀行簿記精法』の会計思考が源流であるが、その後、どのような過程を経て、『中小企業簿記要領』が考案されたか、会計学者の会計思考を考察することにする。福沢諭吉の収支概念が収支簿記へと展開されたが、そこで注目すべき会計学者は、下野である。しかし、この「収支簿記は幼稚な簿記法」(黒澤[1934b], 32頁)であると黒澤が指摘したのである。

ところが、収支簿記から展開された月末収支総括表は、太田が商店簿記を「拡張された金銭会計」と述べ、下野の会計思考を活用しながら、展開されている。これらのことを踏まえ、『中小企業簿記要領』が考案されるまでの3名の会計学者の会計思考を考察することとする。

3.3.1 『中小企業簿記要領』が考案されるまでの研究者の会計思考

下野の収支簿記の会計思考は、明治初期の簿記書が源流である。その後、下野の会計思考が太田の商店簿記へとつながっていった。その間に黒澤は、収支簿記がどのような経緯を経て考案されたかを論じている。よって、3名の会計思考によって『中小企業簿記要領』の会計構造が金銭を中心とした収支概念の会計思考へと展開されたことを述べることにする。

a. 下野直太郎の収支簿記を手がかりとして

下野の研究は初めから収支簿記が展開されたわけではない。大きな転換点が下野[1922]「計算の本體を論ず」である。そこで、どのような研究がなされて収支簿記にいたったのか、その根底にある研究を提示することで下野の理論が理解できるであろう。

下野の最初の文献は、1895年に出版された『簿記精理』57頁という短いもので章立てが以下のとおりである。

総論

仕譯及結算原理

取引

計算要素

計算要素結合の關係

借貸の理解

仕譯

結算

この文献は太田が「これは實に學の珍であり、このまま今日世上に出しても遜色のない立派なものである」(太田[1940], 3頁)と称賛している。さらに下野[不明]の『大日本實業学会商科第2期講義簿記(下野直太郎)』は、『簿記精理』を詳細に述べたもので、164頁におよぶものである。まず、下野の『簿記精理』について太田は、簿記理論の常識となった吉田良三の要素説の源泉がこの小冊子で発表された(太田[1940], 4頁)とし、「Folsomの影響を受けたことは事實だと思ふ」(太田[1940], 4頁)とも述べている⁽⁴⁾。

この『簿記精理』の結算において下野は、「有價物件の受渡若くは金銭貸借に係る勘定にして其貸借双方の差借方に出づるものは資産を示し貸方に出づるものは負債を示すことを知る故に此種の勘定を惣稱して資産負債勘定」(下野[1895], 43頁)であるとしている。そして、収益(利益)と費用(損失)を損益勘定に振り替えるが、損益勘定については「損益の高及び其由来」(下野[1895], 44頁)を知ることができるとしている。また、資産負債勘定については「身代の高及び其有様」(下野[1895], 44頁)を見ることができるとしてい

る。

この文献の大きな特徴は、一般的な簿記法を述べたあとに当店勘定が説明されていることである。その内容が下野[1895]の52頁から55頁に下記の仕訳例をあげて解説している。

甲某より5百圓の商品を掛買した場合の例として、当店勘定を設け、当店勘定を経由した仕訳が示されている。

(借方)		(貸方)	
商品	500	当店	500
当店	500	甲某	500

そして、当店勘定が省略された仕訳を示している。

(借方)		(貸方)	
商品	500	甲某	500

そして、下野は、当店勘定を設け、当店勘定に転記した場合の例(表9)を示している。

表9 当店勘定への転記例

借方		当店勘定		貸方
甲某	500	商品		500

(下野[1895], 52頁より)

さらに下野は、この考え方で当店勘定を用いた開始仕訳が下記のとおり示されている。

(借方)		(貸方)	
現金	555	当店	1,355
営業什器	100		
商品	400		
丁某	300		
当店	1,355	資本金	1,000
		支拂手形	300
		当期利益金	55

そして、上記の当店勘定を相殺すると仕訳が下記のとおりになると示されている。

(借方)		(貸方)	
現金	555	資本金	1,000
営業什器	100	支拂手形	300
商品	400	当期利益金	55
丁某	300		

(下野[1895], 52-55頁より)

この仕訳を「決算后新帳簿に引き継ぐの始めに於て第一に起るべき仕譯なり」(下野[1895], 54頁)とし、「前述の理に依り当店勘定を立つるときは左の如し之れ即ち結算勘定報告の形

式なり」(下野[1895], 54 頁)として, 表 10 の結算勘定報告が示されている。ただし, 損益勘定の報告書は示されていない。

表 10 何某商店結算勘定報告書

何某商店結算勘定報告書					
借方(負債責任)	明治	年	月 日	貸方(資産権利)	
資本金	1,000			現金	555
支拂手形	300			營業什器 原價	100
当期利益金	55			商品	400
				丁某	300
	1,355				1,355

(下野[1895], 55 頁より)

この考え方が次に発表された文献に引き継がれ, 損益勘定より何某商店結算勘定報告書の損益勘定が作成されており, 表 11 の報告書を示している。そして, 「損益勘定報告には通例貸借を附せずして, 只だ損失の部利益の部若くは収入の部支出の部とすることを常とす」(下野[不明], 62 頁)として損益勘定が示されている。

以上のように, 下野[1895]では資産負債勘定という残高勘定を作成し, 開始仕訳を当店勘定経由で行い, その当店勘定へ転記されたものが報告書であると述べられている。したがって, 貸借逆の報告書が示された。しかし, 下野[不明]では, 結算勘定報告書は当店勘定としつつも通常の簿記法で行った場合, 残高勘定の貸借逆にすればよい(下野[不明], 62 頁)とも述べられている。よって, 1895 年と不明(1896 年頃のものと考えられる)では, 報告書の作成過程についての説明が開始仕訳の当店勘定という説明から通常の取引仕訳を当店勘定に経由した当店勘定元帳が報告書であると述べられ, 異なった説明になっていることが伺える。これは, 「当店に對し貸主たるべきものを当店勘定の借方に, 而して当店勘定の貸方には当店に對して借主たるべきものを列擧するに在り」(下野[不明], 59 頁)として, 貸借逆の考え方が一貫して主観的貸借に基づいている。

表 11 何某商店結算勘定報告書(損益勘定)

何某商店結算勘定報告書			
収入	損益勘定		支出
商品賣買利益	80	開業費	10
		營業費	35
		当期純益金	35
	80		80
当期純益金	35	積立金	20
		配當金	15
	35		35

(下野[不明], 63 頁より)

下野[1917]では、1890年頃までの銀行簿記と一般商事会社の貸借対照表⁽¹²⁾の形式が貸借反対になっていることを指摘している。銀行簿記における貸借対照表の表示は資産を貸方に、負債を借方に挙げている。一般商事会社における貸借対照表の表示は、資産が借方で負債が貸方となっている。この理由については、「貸借対照表と同一なる繰越日記(繰越財産の記入にして結算後第一着に日記帳面に見はるゝもの)の借方は負債、貸方は資産となり、米國式とは正に反対の形式を呈す」(下野[1917], 2頁)として、英國式の銀行簿記法では、資産および負債が貸借反対になっていることを指摘している⁽¹³⁾。そして、下野は日本式の貸借対照表(借方を負債、貸方を資産)と損益勘定(借方を利益、貸方を損費)の提案をしている。

そして、下野[1921]では、収支簿記が展開された。これは、収支簿記について自身の理論を展開したものになっている。まず、記帳方法については、「甲勘定にて収入したる金額は之を出納帳面収入の側に記入すると同時に、之を元帳面勘定収入の側に轉記するなり。而して決算期に於ては、先づ元帳面損益勘定にて收支したる残高を取集めて損益勘定を作り、次に此損益勘定收支差引残高及其他の諸勘定尻と、出納帳面に見はるべき現金残高とを取集めて貸借対照表を作成するなり。蓋し金錢収支の由て起る事由なるものは通例、(1)物品の賣買、(2)金錢の貸借、(3)資本の増減、(4)損益に外ならず」(下野[1921], 400頁)と記帳方法、決算の流れおよび金錢収支を説明し、「収支簿記法に依りて出來上りたる損益勘定収入之部は利益を示し、支出之部は損失費用を示すことゝなり、又其貸借対照表面収入之部は現存せる諸借金、資本金及正味利益高となり。支出之部には現存せる諸貸金及物品が見はれ來るなり。而して全體の收支差引残高は現金手許有高なるべきが故に、之を支出之部に加算するときは收支相平均すべきや勿論なり」(下野[1921], 400頁)と述べ、損益計算書および貸借対照表に準ずる金錢收支對照表の形式を説明している。「元帳面諸勘定残高を貸借其儘に列擧したる米國式貸借對照表は、是所謂殘高試算表の一種なるに過ぎずして、帳簿面に見はられたる當店の勘定立場を示すべき主意のものとは受取れざるなり。嘗て英國に於ても貸借對照表は勘定なりやと云う問題の議論されたることありしが、之を否定したる論者は必意當店勘定の存在并に此當店勘定が貸借對照表なることに気付かざりしものゝ如し」(下野[1921], 402-403頁)としている。ここでも、主客双觀的貸借が論じられている。また、振替取引については、「振替取引も之を分解すれば入出金二個の取引に外ならず」(下野[1921], 407頁)としている。

下野[1922]の「計算の本體を論ず」は、「金錢を以て唯一の本體中心とすべきこと」(下野[1922], 422頁)が述べられている。また、「貸借對照表は財産目録にらず諸勘定の繰越殘高表なるに過ぎざればなり」(下野[1922], 420頁)と主張している。また、下野は財産を、現在、過去、未来と生存價值、死亡価値に区分できることを論じている。さらに「正味身代高を算出せんとするに方り各種資産の總額と各種負債の總額と差引計算するも可なり、又資本金高に利益金高を加え損失金を減ず(損益差引正味利益又は欠損金を加減するも可なり)」(下野[1922], 419頁)「前者は實物計算として后者を名目計算なり其双方を連結したるものを複式計算とす」(下野[1922], 419頁)として独逸学者の所謂二勘定組織説の實物計算と名目計算が論じられている。

下野[1927a]は、下野[1921]の収支簿記法を發展させた日本式収支簿記法である⁽¹⁴⁾。「金錢出納帖なる一冊の帖簿を設け其中を収入之部と支出之部とに區分して入金取引を収入之

側に出金取引を支出之側に記入し而して振替取引は之を入金取引と出金取引とに分解して收支双方に記入すれば振替收支は常に同額にして收支差額残高に影響する處なきが故に出納帖面収入合計より支出合計を差引きたる残餘の現金残高なるべくして之を金庫在金高に對照し以て現金收支計算の正否を驗するを得べし」(下野[1927a], 40 頁)として振替取引について収入, 支出の両方に記入することを新たに論じている⁽¹⁵⁾。そして, 下野は「所謂貸借對照表なるものゝ公式にして其實は金錢收支残高表なり」(下野[1927a], 44 頁)として, 貸借對照表ではなく, 金錢收支残高表であると述べている。記帳方法についても下野は「金錢出納帳を以て此日記帳に代用する場合には出納帳面収入之側を借方とし支出之側を貸方として借方には貸方勘定より收入せる金を記入し貸方には借方勘定に對して支出せる金を記入し置き追て元帳へは貸借反對に轉記す」(下野[1927a], 47 頁)としている。その後, 下野は, 雑誌『會計』に英文と日本語の論文を投稿している。さらに下野[1930]では, 日本式收支簿記法と伊太利式貸借簿記法の相違点が述べられたもので, 日本式の損益勘定と金錢收支顛末表(過去の論文とは異なる名称を使用している)は伊太利式の損益勘定と貸借對照表では, 貸借反對になっていることが述べられている⁽¹⁶⁾。

以上, 下野は『簿記精理』を出版し, 当店勘定を用いた主客双観的な方法で報告書を作成するという提案をしていた。その後, 下野は, 貸借逆の理論になっていると思われた米国式簿記と英国式簿記の比較をもって論証しようとした。さらに下野は, 貸借對照表と財産目録の違いや名称を論じ, 「計算の本體を論ず」によって, 「金錢を以て唯一の本體中心とすべきこと」(下野[1922], 422 頁)と述べ, 研究が金錢による展開に移行し, 收支簿記に発展させた。その後, 下野は, 日本式收支簿記法という簿記法にたどり着いた。

補足 大原信久の收支簿記

大原[1913]では, 32-61 頁において商用簿記に收支の部が設けられていた。ただ, 決算貸借對照表は, 借方, 貸方と称したものであり, 貸借對照表と損益計算書が結合した試算表的なものであった。その後, 大原簿記学校簿記學研究會編纂[1920]では, 主要簿として, 日記帳と元帳が示されている。補助簿には, 金銀出納帳, 仕入帳, 売上帳の 3 つが示されている。元帳への転記について「日記帳の収入に記入された勘定は元帳でも同じく収入に転記され, 日記帳の支拂は, 元帳口座の支拂に転記さるゝので, 收支の方向は, 何處まで行っても同一方向に進むで記入さるゝのである」(大原簿記学校簿記學研究會編纂[1920], 58 頁)。この收支簿記(表 12)が西川の指摘した借方, 貸方を収入, 支出に変えただけという内容であろう。この日記帳が金錢出納帳に変更させたのが下野の新日本式收支簿記法であった。

表 12 大原簿記学校簿記學研究會編纂[1920]の収支簿記

① 日記帳

年月日		勘定科目	摘 要	元 丁	収入		支拂	
1	2	資本金	營業元入高現金參千圓也	1	3,000	000		
	〃		河内商会ヨリ現金ニテ買入ル					
		商品	上等木綿 參千反 @¥.90	2			2,700	000
	〃		河内商会へ現金ニテ売渡ス					
		商品	上等木綿 貳千反 @¥1.050	2	2,100	000		
					5,100	000	2,700	000
			朱 本日手本有高				朱 2,400	000
					5,100	000	5,100	000

(大原簿記学校簿記學研究會編纂[1920], 61 頁一部抜粋)

② 元帳 1 資 本 金

日月年		摘 要	丁 数	収入		支拂		收 或 支	差引残高	
1	2	日記	1	3,000	000			収	3,000	000

(大原簿記学校簿記學研究會編纂[1920], 64 頁一部抜粋)

2 商 品

日月年		摘 要	丁 数	収入		支拂		收 或 支	差引残高	
1	2	日記	1			2,700	000	支	2,700	000
	〃	〃		2,000	000			〃	600	000

(大原簿記学校簿記學研究會編纂[1920], 64 頁一部抜粋)

販売した金額が 2,100 とするところ、2,000 となっている。

③ 損益計算書 損益計算書

大正 年 月 日

摘 要	収 入		摘 要	支 拂	
利益の部			損失の部		
賣上高 ¥4,855.000			營業費	105	000
賣残高 ¥400.000			家事費	90	000
仕入高 ¥4,700.000			朱 純利益	360	000
差引賣買益	555	000			
	555	000			
				555	

(大原簿記学校簿記學研究會編纂[1920], 91 頁)

④ 貸借対照表

		貸借対照表		大正 年 月 日	
摘 要	収 入		摘 要	支 拂	
負債ノ部			資産ノ部		
資 本 金			商 品	400	000
元入 ¥3, 000.000			小倉商店	500	000
純利益 ¥ 360.000	3, 360	000	現 金	2, 460	000
	3, 360	000		3, 360	000

(大原簿記学校簿記學研究會編纂[1920], 94 頁一部抜粋)

b.黒澤清の収支簿記批判と複式簿記の発展過程

黒澤 [1934a]および[1934b]では、「伝票式収支簿記の形態論的考察」として、収支簿記がどのような経緯を経て考案されたかが論じられている。この論文に書かれている内容の多くが『「中小企業の帳簿のつけ方」解説—中小企業簿記指導者講習会速記録—』にも述べられていることに注目しなければならない。すなわち、『中小企業簿記要領』の月末収支総括表は、収支簿記を原型にしたものであるとすることができるだろう。

(財)大蔵財務協会編『中小企業簿記要領による中小企業の帳簿のつけ方—各業種別記帳例題による説明—』38 頁に複式簿記の要件が示されている。その中で複式簿記の欠くことのできない3つの要件が示されており、その3つの要件とは下記のとおりである。

「複式簿記法においてはすべての取引を相対立する借方、貸方の二部から成り立つ勘定の形式によって記録計算する。」

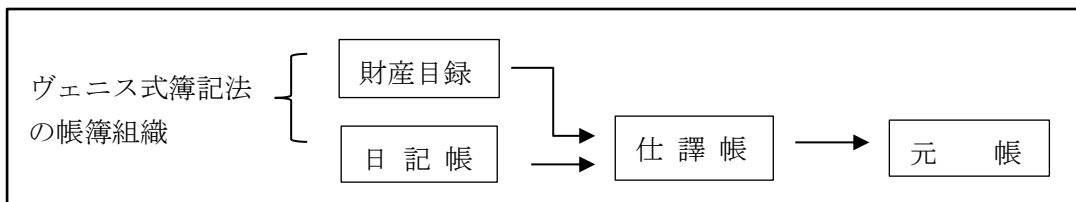
「このために取引を借方と貸方に分析する帳簿を設けて取引を発生順に仕訳記入する」

「各取引はこれを勘定に科目の種類別に分類して整理記録する帳簿—これを元帳という—を設けて仕訳帳から元帳の適当な勘定科目の借方及び貸方に転記する」(黒澤[1950b], 109-110 頁)。

さらに、黒澤[1934a]および[1934b]の「伝票式収支簿記の形態論的考察」では、複式簿記の発達史が考察されている。この内容が『中小企業簿記要領』を知るうえで非常に重要な手がかりとなるものである。

複式簿記の原始形態として、ヴェニス簿記法があげられている。そのヴェニス式簿記法(図10)は、上述の3つの要件を備えていること(黒澤[1950b], 112 頁)を指摘している。

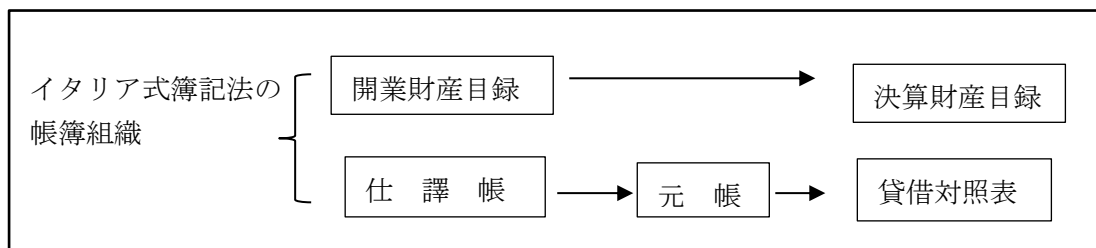
図 10 ヴェニス式簿記法の帳簿組織



(黒澤[1934a], 48 頁より)

そして、「借方と貸方の方法によって帳簿に記録する方法を当時ヴェニス式簿記法」(黒澤[1950b], 112 頁)と呼び、「錯雑せる貨幣制度のために流通せる多種多様の貨幣を換算記録することによって仕譯帳の準備記帳を掌れる日記帳は貨幣制度の統一と記帳方法の發達のために消滅し」(黒澤[1934a], 49 頁)⁽¹⁷⁾、イタリア式簿記法(図 11)が成立した。

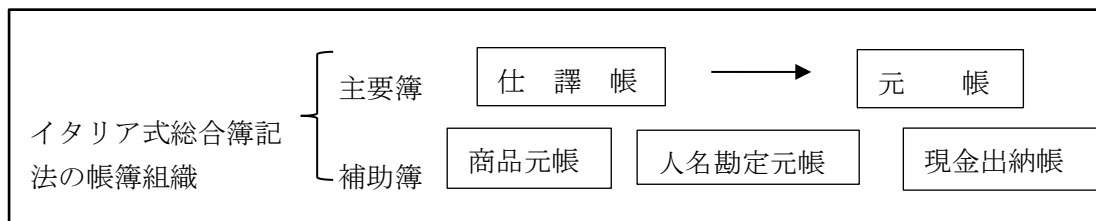
図 11 イタリア式簿記の帳簿組織



以降帳簿組織図解を簡単に表示する都合上、以下財産目録及び貸借対照表を附記せずとしている。
(黒澤[1934a], 49 頁より)

さらに個別項目(個別商品勘定)から総合項目(総合商品勘定)へ発展し、簿記形態がイタリア式総合簿記法(図 12)となった。イタリア式総合簿記法は、「主要勘定口座に対する補助記録(個別的記録, 数量的記録)が要求せられ、始めて補助簿が述現した」(黒澤[1934a], 50 頁)。

図 12 イタリア式総合簿記法の帳簿組織



(黒澤[1934a], 50 頁より)

表 13 二分式仕譯帳

1	(現金) (資本金) 現金を元入れ開業す 7月2日	10,000	00							1	(現金) (資本金) ¥ 10,000-
2	(什器) (現金) 営業用什器購入 〃月3日	800	00							2	(什器) (現金) ¥ 800-

(黒澤[1934a], 52 頁より一部抜粋)

さらに企業規模の拡大や取引によって、二分式簿記法と所謂獨逸式簿記法に変化していっ

た。「二分式簿記法は、仕訳帳から元帳への転記労務を節約或いは合理化せんとするものであり、所謂獨逸式簿記法は原始簿記帳事務の分業を行わんとするものである」(黒澤(1934a), 51 頁)。二分式簿記法は、特徴として二分式仕譯帳(表 13)にあり、元帳への転記が集合仕譯帳(表 14)と記帳票(表 15)によって行われ、総合仕譯帳で行われる形態を二分式簿記法 A 形態(図 13)と記帳票によって行われる形態を B 形態(図 14)とに分けられた。

表 14 集合仕譯帳

昭和 9 年 7 月 1 日		
2		10, 000 00
1	1.(現 金) (資 本 金)	
7 月 31 日		
2	諸 口 (現 金)	1, 130 00
	2.(什 器) 800.-	00
	6.(商 品) 200.-	
	9.(營 業 費) 130.-	

(黒澤[1934a], 53 頁より一部抜粋)

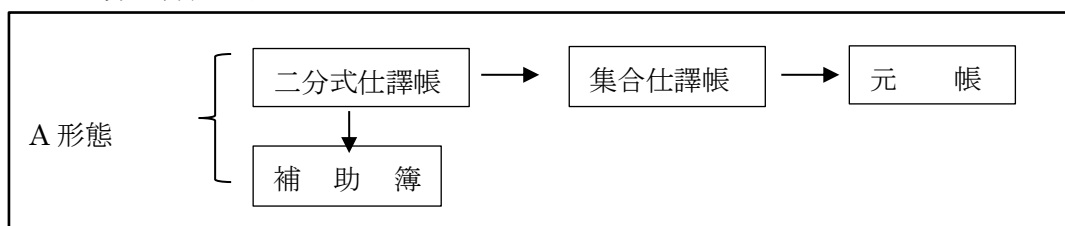
表 15 記帳票

7 月 1 日		1
傳票番號	1 (現 金)	10, 000 00
	(資本金)	10, 000 00

7 月 31 日		2
傳票番號	2 (什 器)	800 00
	(現 金)	800 00

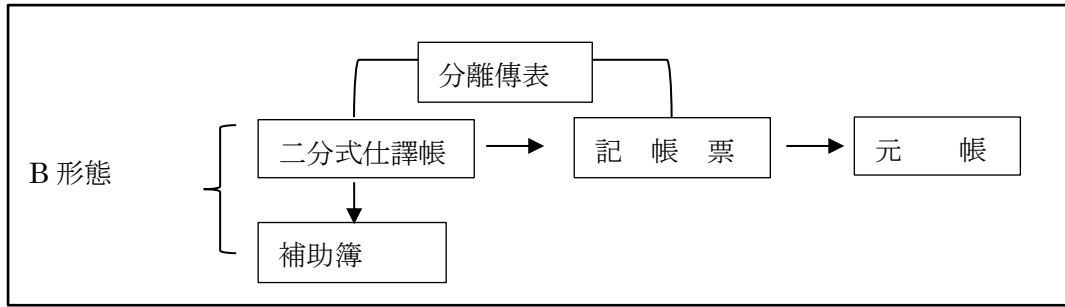
(黒澤[1934a], 55 頁より一部抜粋)

図 13 二分式簿記 A 形態



(黒澤[1934a], 55 頁より)

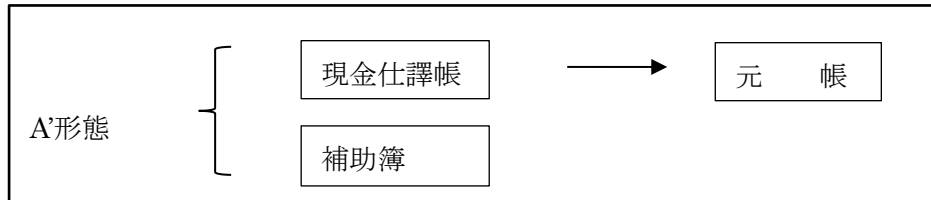
図 14 二分式簿記 B 形態



(黒澤[1934a], 56 頁より)

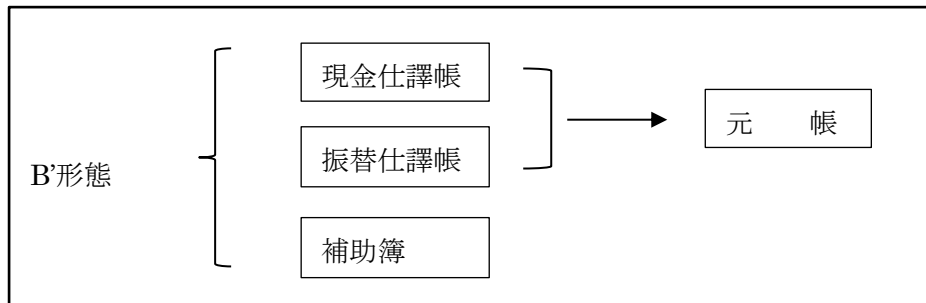
所謂獨逸式簿記法は原始記録の合理化であり、「経営の大規模化につれて特に増大せる取引即ち現金取引に對し，特に獨立の係として出納係を設けたことに基いて原始記録を現金取引に關するものとその他の取引に關するものに區分する必要から來てゐる」(黒澤[1934a], 56 頁)ため，所謂獨逸式簿記法 A'形態(図 15)と所謂獨逸式簿記法 B'形態(図 16)になった。現金仕譯帳は，現金欄のある仕譯帳で現金取引を現金欄に記入しそれ以外の取引を振替勘定欄に記入する A' 形態，そして，現金取引と振替取引を別々の帳簿に記載する B' 形態とに分けられる(黒澤[1934a], 57 頁)。二分式簿記法 B 形態から二分式簿記法 C 形態(図 17)と傳票簿記(図 18)が生まれた。二分式簿記法 C 形態は，分離伝票元帳へ転記するものである。伝票簿記は伝票から元帳へ転記するものである。

図 15 所謂獨逸式簿記法 A'形態



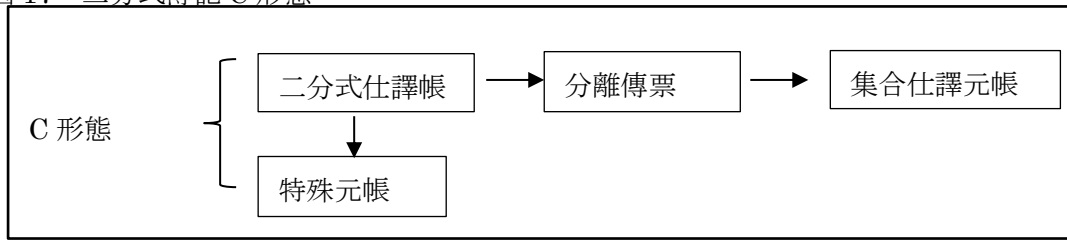
(黒澤[1934a], 56 頁より)

図 16 所謂獨逸式簿記法 B'形態



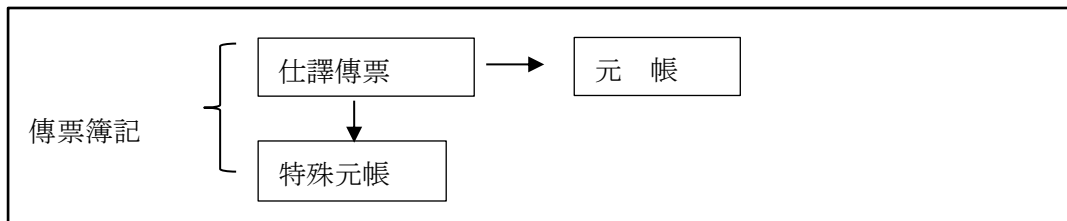
(黒澤[1934a], 56 頁より)

図 17 二分式簿記 C 形態



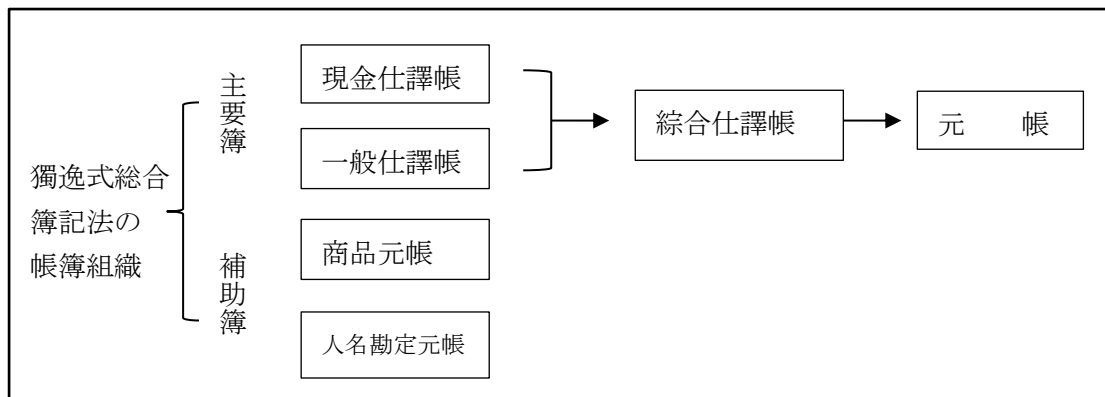
(黒澤[1934a], 57 頁より)

図 18 傳票簿記



(黒澤[1934a], 58 頁より)

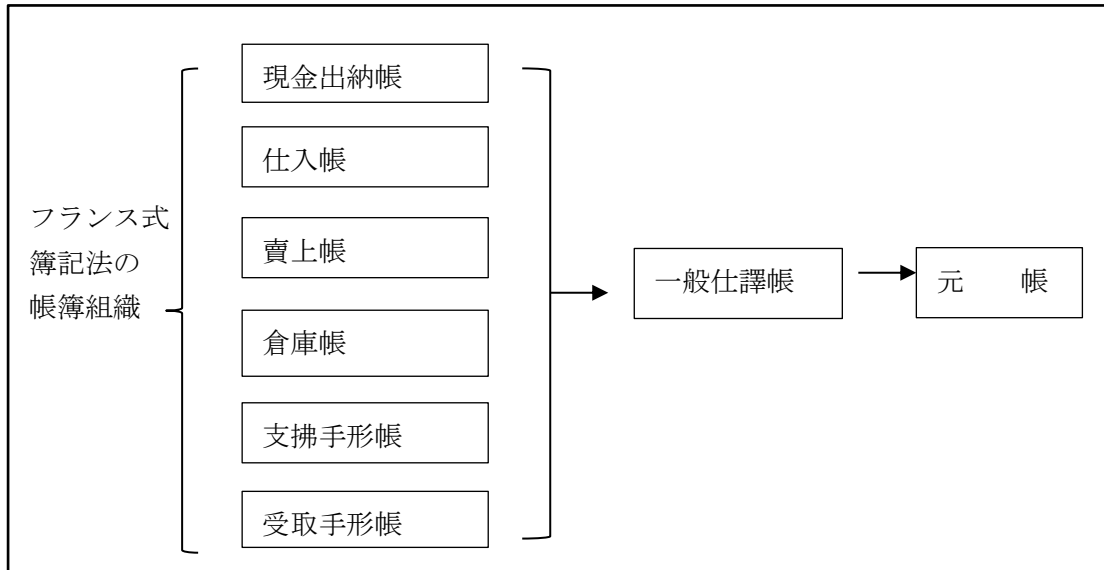
図 19 獨逸式総合簿記法の帳簿組織



(黒澤 [1934b], 17 頁より)

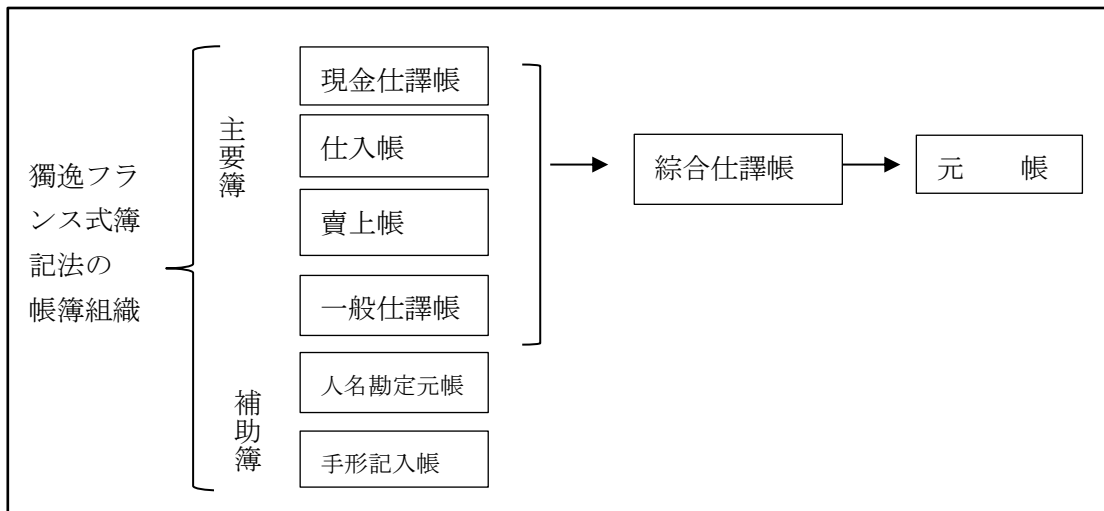
また、二分式簿記法 A 形態と所謂獨逸式簿記法 B 形態を融合して獨逸式総合簿記法(図 19)が誕生した。さらにフランス式簿記法(図 20)に移行するときに獨逸フランス式簿記法(図 21)が形成されていた。フランス式簿記法の「一般仕訳帳は、獨逸式総合簿記法の綜合仕訳帳と同一機能を有するものであるが、注意すべき点は、原始簿のなかから獨逸式簿記法に所謂一般仕訳帳が消失してゐることである。即ちフランス式簿記の一般仕訳帳は轉記仲介簿であると共に原始簿の全體を統制するところの帳簿である」(黒澤[1934b], 18-19 頁)。

図 20 フランス式簿記法の帳簿組織



(黒澤[1934b], 18 頁より)

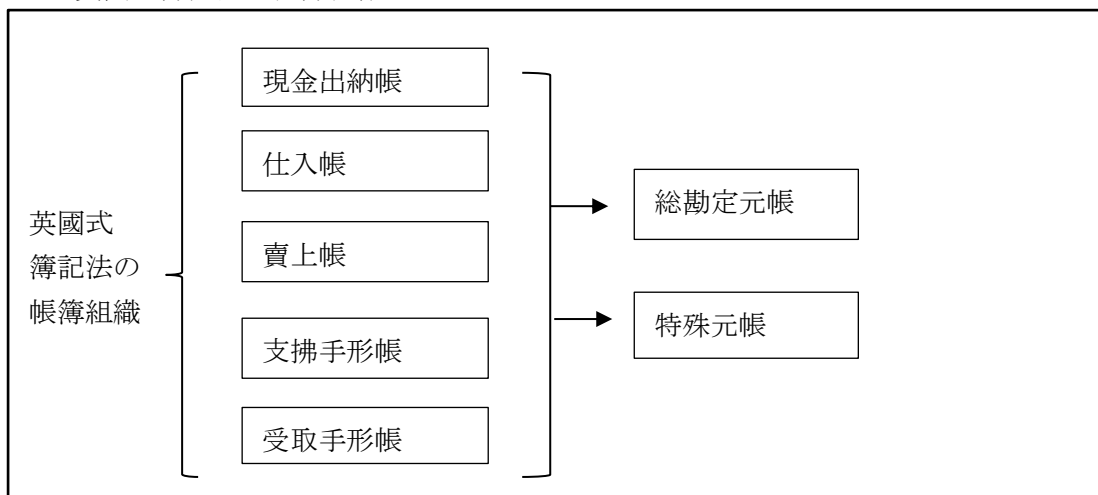
図 21 獨逸フランス式簿記法の帳簿組織



(黒澤[1934b], 18 頁より)

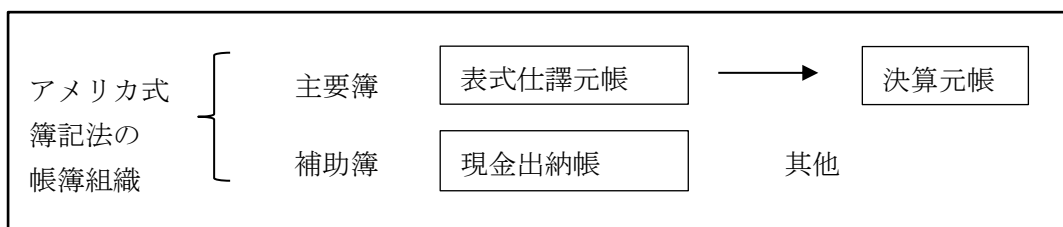
そして、フランス式簿記法から補助簿が原始簿として主要簿となったのが英国式簿記法(図 22)ある。英国式簿記法は、総合仕訳帳がなくなり、原始簿である帳簿が多桁式となって総勘定元帳には合計転記が行われ、個別転記は特殊元帳に行われている(黒澤[1934b], 20 頁)。ところで、二分式簿記法からの発展形態として、アメリカ式簿記法がある。アメリカ式簿記法(図 23)は、仕訳帳と元帳とを同時に結合したもので、二分式仕訳帳と傳票がなくなっている。また、新アメリカ式簿記法(図 24)イタリア式簿記の元帳がなくなり、勘定欄を増やし、表式仕訳元帳で決算まで行うものである。

図 22 英国式簿記法の帳簿組織



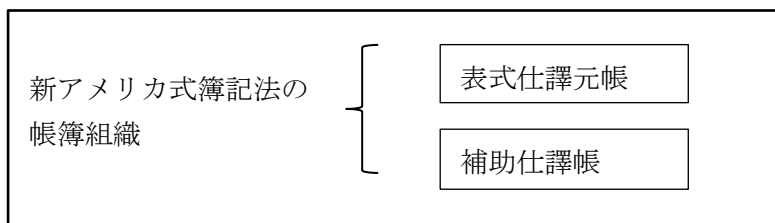
(黒澤[1934b], 20 頁より)

図 23 アメリカ式簿記法の帳簿組織



(黒澤[1934b], 21 頁より)

図 24 新アメリカ式簿記法の帳簿組織



(黒澤[1934b], 22 頁より)

次に転記方法について、二つのことが述べられている。

(a) 獨逸式綜合法

(b) オーストリア式綜合法。

(a) 獨逸式綜合法は、借方と貸方のいずれかを基準にして、基準にした方が合計転記して、他方が個別転記をする方法である。また、(b) オーストリア式綜合法(北獨逸式)は、借方と貸方を区分し、借方側を借方に貸方側を貸方に同じ側に転記するものである。「総合轉記は、借貸ともに完全に行われる」(黒澤[1934b], 29 頁)。

以上、「伝票式収支簿記の形態論的考察」を見てきたが、簿記の発達形態を見ることで『銀行簿記精法』は、「傳票式簿記法、所謂獨逸式簿記法、北獨逸式綜合簿記法の混合型に外ならぬもの」(黒澤[1934b], 29 頁)と述べている。これらの内容は、『中小企業簿記要領』の

月末収支総括表方式の説明でも同様のことを述べている。よって、月末収支総括表方式は、太田によって考案されたものであるが、もとになったのが、やはり、収支簿記に展開した下野の研究が背景にあったといえるだろう。

c.太田哲三による『中小企業簿記要領』の萌芽的研究

太田[1933]では「複式簿記の再吟味」『会計』第33巻第2号において収支計算書が述べられている。この収支計算書が月末収支総括表の萌芽であると考えられ、この研究論文が『中小企業簿記要領』の原点であろう。

この論文については「複式簿記は計算を吟味する計算形式なりとするときに其範圍は擴大し、却って其意義は明かとなる」(太田[1933], 4頁)と述べられている。そして、下野が官庁会計に複式簿記を適用するための意見を発表したことが例として挙げられている。その内容について、突合法が完備されていること(太田[1933], 5頁)を述べている。そして、「幼稚な金銭会計を想像する。一商人が毎日の収支を例へば出納帳に記録して、同一項目を拾ひ集め、一期間例へば一ヶ月間の収支の計算書を作ったとする。収支の差額は現金の現在高であつて、それは金庫か錢箱か財布の中の有高と一致しなければならない。かやうな實際と帳簿との突合せこそ會計の第一歩で」(太田[1933], 6頁)あり、「帳簿と實際の在 high との突合せはこの場合同時に収支の原因と結果との照合となる」(太田[1933], 6頁)としている。さらに太田は、複記式の萌芽(太田[1933], 8頁)として下記のとおり述べ、月末収支総括表の考案に至ったと考えられる。

「商店が郵便貯金なり銀行預金なりを持って居るときには、収支は現金以外に預金の収支をも記録しなければならない。然らば収支計算書、所謂損益計算書の結果は、更にこれを現金の在 high と、預金の在 high との合計と突合せることになる。更に進んで債権債務を有すれば、これをも記録することになる。かくて單純に金銭会計であれば、一の収支計算書が現金なる財産の現在高と同時に、其の原因をも示すことが出来るが、現金、預金、債権、債務と云う如く複雑な内容を持てば、これをも一表に集めなければならない。此處で一つの記録では足りないので、一方に原因の勘定と他方に収支するもの自體の勘定との二系統が成立する。」(太田[1933], 8頁)。

この考え方は、まさに月末収支総括表方式であろう。さらに太田は、「かくて純粹な金銭会計に於ける金銭の増減と、原因との對照は、複數なる現金系統の諸勘定と其の原因との對照によって複式簿記が説明される」(太田[1933], 9頁)と述べている。まさに、太田は、商店會計を擴張した金銭会計(太田[1933], 9頁)と述べ、「金銭会計の財産會計への擴張に外ならない」(太田[1933], 9頁)と述べている。太田の金銭会計の考え方は下野の計算学における財産は金銭である(下野[1922]414頁)に通じるところがある。

次に太田[1935]では「簡易商店簿記試案」において、この試案を作るにあたって、次の4つの事項があげられている。

- (1) 記帳の手数を極端に減少せしめること。小売店簿記の第1の条件は手数を要しないことである。
- (2) 手数省略の方法として転記、殊に総勘定元帳を全く廃することが希望される。

収支簿記は理解に容易であるが元帳への転記が煩雜であることや残高試算表を以て元帳代理と

する表式またはボストン元帳が簡易でないことを指摘している。また、多種類の伝票を用いることは小売商店では混雑を招きやすいことも述べている。

(3) 複式簿記法の借方貸方の用語は誤解を生じ易く、且つその本質を解するに困難であるから出来る限りこれを廃する。但し、計算の突合せ吟味は会計帳簿として絶対に必要である。誤謬脱漏を防ぐためには、複式簿記の精神を取り入れる。ただ、複記せずして複式簿記となる工夫をするべきであると述べている。

(4) 経営の参考資料たる数字は容易に蒐集されなければならない。

元来簿記会計には二つの事務がある。一つは日常の取引記録であり、二つめは記録の整理である。複式簿記の典型である伊太利式の元帳記入は整理に関するものである。本試案も整理について「あつて小売店主要簿の改良である」(太田[1935], 2-3頁)。

これらは、『中小企業簿記要領』の序章の随所に説明されている。また、太田[1935]では小売商店について現金、仕入、売上が中心であるため、3つの取引が解説されている。

表 16 現金収支日計表

現金収支日計表				
年 月 日				
収入		支出		備考
科目	金額	科目	金額	
売上		経費		
売掛		買掛		
何々		何々		
何々		何々		
合計		合計		
繰越		現在		
天候		温度		
日誌				

(太田[1935], 15頁より)

表 17 何月分 現金収支集計表 (収入)

日付	売上	売掛	何々	雑口		
				科目	金額	
1						
2						

(支出ノ側モコレニ準ズ)

(太田[1935], 15頁より)

現金収支日計表(表 16)は、現金収支の多い商店に用いるとしている。そして、この現金収支日計表を用いたときは現金収支集計表(表 17)を月ごとの合計を記入すると便利である(太田[1935], 14 頁)と述べている。

そして、太田は、月末収支総括表について次のとおり述べている。月末収支総括表は、「複式簿記の精神が取り入れられ営業の財政及び損益に関する総ての科目の増減が一表に集中され突合照査される」(太田[1935], 16 頁)。「左を『支出』右を『収入』としたのは内容の大部分が収支の相手方、即ち収支の原因結果であるからである」(太田[1935], 16 頁)。下段の現金収入計と現金支出計は、貸借一致させる手段である。収入・支出の最初に損益に属する科目を初めに記入して小計を出すことで、これを比較して大体その月間の利益(太田[1935], 16 頁)を把握することができる。太田は、総括表が獨逸の綜合仕訳帳制度と同じであり、分割元帳を用いる英国の記帳法も仕入、売上についても総合仕訳が行われていること(太田[1935], 18 頁)を指摘している。そして、太田は、月末収支総括表を 12 枚まとめて決算表を作成して、貸借対照表と損益計算書が作成される(太田[1935], 18-21 頁)としている。以上、太田の研究論文を概略したが、これは、『中小企業簿記要領』にも述べられていることであり、この論文を元に作成されたものであった。

d. 下野直太郎の収支簿記という会計思考から月末収支総括表への展開

——収支簿記の会計構造と月末収支総括表の相違点——

まず、前述した下野の研究報告された収支簿記が若干異なっている。初めに書かれた下野[1921]「収支簿記法を論ず」の収支簿記は、下野[1895]『簿記精理』における当店勘定という概念で展開され、主観的貸借または客観的貸借でなく、主客双観的貸借を提案していた(下野[1921], 403 頁)。この提案による流れを見てみると下記のとおりである。

商品 100 円を購入して、代金を掛としたという例をあげる。

(借方)商品 100 (貸方)買掛金 100

当店勘定を経由した場合の仕訳は、下記のとおりとなる。

(借方)商品 100 (貸方)当 店 100

(借方)当店 100 (貸方)買掛金 100

この仕訳が元帳に転記されると下記のとおりとなる(表 18)。

表 18 当店勘定を経由した場合の元帳への記入例

Dr	商 品	Cr
	100	
Dr	買掛金	Cr
		100

Dr	当 店		Cr
買掛金	100	商品	100

金銭出納日記帳(当店 a/c)が当店自身のもので、この当店勘定を相殺したものが貸借対照表であると論じていた(下野 [1921], 403-405 頁)。ここでも主客双観貸借が論じられている。しかし、下野[1927a]「日本式収支簿記法」の収支簿記は、左側を収入とし、右側を支出として展開している。そこで下野[1927a]の 41 頁から 47 頁までの概要を元に私見を述べることにする。

金銭出納帳(表 19)の記入方法は、左側には収入之部として入金取引を記入し、右側には支出之部として出金取引を記入する。振替取引は、入金取引と出金取引に分解して、収入之部と支出之部の両方に記入することで収支残高に影響しないようにしている。ここで注目すべき点は、すべて取引を 2 重分類複式による認識・測定がなされているということである。入金取引は、金銭出納帳の左側の収入欄に記入するとともに相手科目を記入している。逆に出金取引は、金銭出納帳の右側の支出欄も記入するとともに相手科目を記入している。振替取引も同様に取引を 2 重分類複式による認識・測定がなされているということである。

表 19 日本式収支簿記法の金銭出納帳

収入	金銭出納帳		支出
物品(売却)a/c		物品(買入)a/c	
貸金(取立)a/c		貸金 a/c	
借金 a/c		借金(返却)a/c	
資本金(投入)a/c		資本金(拂戻)a/c	
利益(収入)a/c		投費(支出)a/c	
欠損(補填)a/c		利益(分配)a/c	
収入總高		支出總高	
繰越残高		現金 残 高	

(下野 [1927a], 41 頁より)

総勘定元帳(表 20)の転記の方法は、金銭出納帳の収入欄(左側)から元帳の収入欄(左側)へ、金銭出納帳の支出欄(右側)から元帳の支出欄(右側)へ転記し、現金勘定のみ、金銭出納帳の収入合計を支出欄(右側)、支出合計を収入欄(左側)へ貸借逆に転記している。ここで特筆すべき点は、貸借平均の原理によって、合計金額が一致していることである。

下野は、現金の流入・流出という現金収支を中心に論じられている。現金以外の項目も下野は、現金と交換される流れの向きを重視して記帳されている。よって、現金を除くすべての項目は、左右逆記入がなされている。これは、交換取引が現金の根底におかれている。すなわち、会計構造の論理的スタートは、現金出納帳という収支の記帳を源流としており、現金出納帳が当店の帳簿であり、主観的貸借として位置づけていたのであった。借

方と貸方という概念がもともと客観的貸借として位置付けられているが下野は借方と貸方という概念を理解していたため、収入と支出という異なる名称にして主観的貸借になるよう考案したと思考される。

表 20 総勘定元帳の勘定構造と金銭出納帳(繰越残高)

収入	物品勘定	支出
売却		買入
残高		
	繰越残高	

収入	現金勘定	支出
支出総額		収入総額
残高		
	繰越残高	

収入	貸金勘定	支出
取立		貸出
残高		
	繰越残高	

収入	借金勘定	支出
借入		返済
		残高
繰越残高		

収入	資本勘定	支出
投入		拂戻
		残高
繰越残高		

収入	利益勘定	支出
収入	損益 a/c	

収入	損費勘定	支出
損益 a/c		支出

収入	損益勘定	支出
諸利益		諸損費
		残高
繰越残高		

金銭出納帳			
収入	繰越残高		支出
	(貸借対照表)		
借金		物品	
資本金		現金	
正味利益金		貸金	

(下野 [1927a], 46 頁より)

収支簿記について「借方貸方の解釋上、これを店の立場から主観的貸借又は主観的簿記法なるものを唱へ、さらに進んで借方貸方の用語を廃して支拂収入の用語をこれに代へ、収支簿記となしたのである」(黒澤 [1934], 30 頁)と述べられている。下野の収支簿記は、主客双観的な理論展開を用いて、展開された。さらに、日本式収支簿記法は金銭出納帳が当店の収支であるがため、主観的な理論として展開するに至った。したがって、左側に収入、右側に支出という収支簿記が展開されていった。しかし、太田の収支計算書や月末収支総括表の左側に支出、右側に収入としたのは、「左を「支出」右を「収入」としたのは内容の大部分が収支の相手方、即ち収支の原因結果であるからである」(太田[1935], 16 頁)と述べ、客観的貸借に基づいている。よって、収支簿記との貸借逆の理論は、まさに客観的理論を展開したものにすぎなかった。さらに収支簿記は、黒澤が「幼稚な簿記法」(黒澤 [1934b], 32 頁)と断じていたが、入金取引、出金取引および振替取引というすべての取引を金銭出納帳にまとめて記録させたものであり、この金銭出納帳が仕訳帳と同等の意味をなしていたのである。違いは、主観的か客観的かということであった。

では、この会計思考によって、どのような過程で『中小企業簿記要領』が考案されたか考察する必要がある。収支簿記は、前述のように金銭出納帳なる日記帳から元帳へ転記したものである。『中小企業簿記要領』は、日計表方式と月末収支総括表方式を示している。日計表方式は、取引を日計表と各帳簿に記録して、精算表で決算手続きがなされる。それに対して、月末収支総括表方式が取引を各帳簿に記録し、月末に月末収支総括表という総合仕訳を作成し、12 枚まとめて、決算手続きが行われている。いわゆる帳簿から作成されているという点では、収支簿記と『中小企業簿記要領』は、一致する。さらに、元帳のかわりに帳簿が元帳と同じ機能を果たしていることから同じ原理であると思われる。よっ

て、『中小企業簿記要領』の特徴が示された簿記運動で使用した著書を基に考察することとする。

3.3.2 『中小企業簿記要領』の特質と中小企業向けの会計構造

『中小企業簿記要領』による第2次簿記運動が1950年5月から実施されるにあたって(財)大蔵財務協会は4月に『中小企業簿記要領による中小企業の帳簿のつけ方—各業種別記帳例題による説明—』を出版した。これは『中小企業簿記要領』を普及させるため、業種別の記帳例を示し、具体化したものである。また、国税庁広報課は『中小企業の帳簿のつけ方解説—中小企業簿記指導者講習会速記録—』を1950年4月に出版した。

『「中小企業の帳簿のつけ方」解説—中小企業簿記指導者講習会速記録—』は、1950年3月27日、28日、29日、30日の4日間にわたって東京大学で開催された中小企業簿記指導者講習会における諸講師の講義を収録したものである(国税庁広報課[1950]序、編集者記)。これは、1950年5月から各地で開催される簿記講習会に間に合わせるために作成された(国税庁広報課[1950]序、編集者記)ものである。

したがって、1950年に出版された(財)大蔵財務協会編『中小企業簿記要領による中小企業の帳簿のつけ方—各業種別記帳例題による説明—』および国税庁広報課編『「中小企業の帳簿のつけ方」解説—中小企業簿記指導者講習会速記録—』が『中小企業簿記要領』の公表後において詳細に述べられたものであり、この2冊を中心にその特質と中小企業の会計構造を再考する。

『中小企業簿記要領』の特質は、序章に「正規の簿記の原則」が示されていることと中小企業のための簿記法を示していることであろう。中小企業のための簿記法は、月末収支総括表方式による簿記法、日計表方式による簿記法および複式簿記法を中小企業の簿記であると鍋島、中西および黒澤が述べている。『中小企業簿記要領』の「正規の簿記の原則」がどのような意味を持ち、さらに中小企業の簿記として3つ示したのだろうか。中小企業の会計基準は、『中小企業簿記要領』の再考によって、記帳に関する理論が明確にされるだろう。

a. 「正規の簿記」と「正規の簿記の原則」との相関関係

——『中小企業簿記要領』における「正規の簿記」と大蔵省令との関わり——

『中小企業簿記要領』の序章における「正規の簿記の原則」は、正確な会計帳簿でなければならないことを示している。なぜ、ここに示したのかが述べられていない。この答えが(財)大蔵財務協会の『中小企業簿記要領による中小企業の帳簿のつけ方—各業種別記帳例題による説明—』の中西による推薦の言葉に「正規の簿記の原則」が示されている。そこには、1949年12月15日に定められた青色申告のための帳簿の記載に関する大蔵省令第百五号において帳簿の記載事項に関するものが述べられており、その根本原則が「正規の簿記の原則」であると述べられている((財)大蔵財務協会編[1950]、推薦の言葉2頁)。そして、「正規の簿記の原則」は、三つの条件を満たすものでなければならないとしている。その三つの条件は、次に示すとおりである。

「第一に帳簿は、事業の資産、負債、資本の増減に影響を及ぼす取引のうち、重要なものには必ずこれ

を記録し、その記録にもとづいて損益計算書、貸借対照表が作成されるものでなければならない。

第二に帳簿の記録が、整然として一つの体系をなしており、帳簿間の記録の連絡が明瞭であり、記録の試算、照合が可能でなければならない。

第三に帳簿の記載が、証ひょう書類又は傳票その他の原始記録によってなされ、記録の真実性が実証されなければならない。

この要件を満たすものは、正規の簿記すなわち秩序的な組織的な簿記である。」((財)大蔵財務協会編[1950], 推薦の言葉 2 頁 ; 三代川[2001], 78 頁)

また、鍋島が中小企業簿記指導者講習会で「正規の簿記の原則」について述べた内容をまとめると以下のとおりである。

「第一に正規の簿記は、網羅的な記帳、或は体系的な記帳であり、事業の資産、負債、資本に影響を及ぼす取引の中で重要なものは必ずこれを記録する。」

第二に「帳簿の記録が整然として一つの体系をなしており、それが雑然としていない。」

第三に「その記録が真実であるということが記録によって実証されること。」

「網羅的且つ体系的な記帳であり、決算書類が作られること、従ってこの帳簿の突合せ吟味ができること、真実性が実証され得ることが正規の簿記としている。」(鍋島[1950], 34-36 頁)

中西による推薦の言葉と鍋島の講演内容の「正規の簿記の原則」は、ほぼ同一内容になっている。中西および鍋島の述べた「正規の簿記の原則」は、一貫して網羅性、検証可能性、秩序性という基本原理を簡素化したものではなく、分りやすく解説したにすぎなかった。

また、「正規の簿記」のひとつとして複式簿記を示しながら、『中小企業簿記要領』の日計表方式と月末収支総括表方式による簿記法は「正規の簿記の原則」に従い、青色申告の帳簿の記載要件をみたすものである(鍋島[1950], 32-40 頁)と述べている。ここで注意しなければならないことは、前章で考察した日計表方式と月末収支総括表方式は、いずれも 2 重分類複式における認識・測定がなされ、2 面的に記録されていることである。しかし、『中小企業簿記要領』が中小商工全般の企業を想定して作成されたため、『中小企業簿記要領による中小企業の帳簿のつけ方—各業種別記帳例題による説明—』では、中小企業の規模、業種を 9 つに分類した取引例が示されている⁽¹⁸⁾。さらに、業種別の簿記要領は、『中小企業簿記要領』に基づいて公表されていた。業種別の簿記要領のひとつである『小売店経営簿記要領』が作成された時に、中小企業庁長官は、国税庁長官に伺いを立てている。

「小売店経営の合理化と適正な申告納税に資するために経済安定本部企業会計制度対策調査会報告『中小企業簿記要領』に従いつつ小売店の特殊性に応じた方法による簿記要領を当廳において作成したものであるが、これが所得税法施行細則に基く記載事項の要件をみたしているかどうかの御審議を願いたく送付する」(中小企業廳指導部[1950], 3 頁)

「首標の帳簿について昭和二十五年六月二十日付二五企廳第一五二四号で御照会のところ、右は大体において所得税法施行細則の記載要件を充たしているものとする」

(中小企業廳指導部[1950], 3 頁)

これは『中小企業簿記要領』にしたがった各種業種の簿記要領が所得税法施行細則の記載要件を充たしていることを示している。換言すれば、帳簿の記載事項を定めた大蔵省令の基本原則である「正規の簿記の原則」が『中小企業簿記要領』に示されているため、『中小企業簿記要領』に従った記載要件の方法であれば、認められるということがいえるであろう。

b.日計表方式の特質と会計構造の変化

日計表方式は現金取引が中心の業種であり、現金取引以外の振替取引の少ない業種が対象である⁽¹⁹⁾。日計表は現金出納帳を多桁式にしたものである。『中小企業簿記要領』の日計表は、収入・支出ではなく、入金・出金という欄になっている。また、右側には、収支残高、現金残高、預金残高の欄が設けられている（表 21）。

しかし、(財)大蔵財務協会編の日計表は、収入・支出となっており、右側には『中小企業簿記要領』にある収支残高、預金残高を記載する欄がない（表 22）。また、掛売については、収入欄の売上欄に記録するとともに支出欄の掛売上欄にも記録する。また、掛仕入も同様、収入欄の掛仕入欄に記入するとともに支出欄の仕入欄にも記録する。これによって、現金残高が変更されないようになっている。

表 21 『中小企業簿記要領』の日計表

日 数	入 金					出 金						
	売 上 現 金	上 掛	売 掛 收 金	其 の 他 收 入	現 金 收 入 計	仕 入 現 金	入 掛	掛 買 支 拂	経 費	家 事 費	其 の 他 支 拂	現 金 支 出 計
1												
2												

前 月		よ り		繰 越	
28,000.00		15,000.00		13,000.00	
収 支 残 高		現 金 残 高		預 金 残 高	備 考

(経済安定本部[1950], 96-97 頁より)

表 22 (財)大蔵財務協会編[1950]の日計表

日計表(収入の部分)

日 数	摘 要	收 入											
		売 上	売 掛 金 收 金	預 金 引 出	預 り 金 受 入	借 入 金 借 入	立 替 金 受 入	前 拂 金 決 済	前 受 金 受 入	店 主 借	其 の 他 收 入	掛 仕 入	收 入 計
1													
2													

日計表(支出の部分)

日 数	摘 要	支 出													残 高
		仕 入	経 費	買 掛 金 仕 拂	預 金 預 入	預 り 金 仕 拂	借 入 金 返 済	立 替 金 仕 拂	前 拂 金 仕 拂	前 受 金 決 済	店 主 貸	其 の 他 仕 拂	掛 売 上	支 出 計	
1															
2															

((財)大蔵財務協会編[1950], 2-3 頁より)

また、『中小企業簿記要領』には、日計表方式の債権債務記入帳の説明がなされていないが、(財)大蔵財務協会の日計表方式における債権債務記入帳は、債権記入帳と債務記入帳に分けられている(表23)。さらに、記帳例題には、相手科目を記入する欄が加えられている(表24)。また、「債権の記入帳と債務の記入帳とを、分けて設ける。この点が総括表の方式の場合と違う」(鍋島[1950], 53頁)と相違点が述べられている。

表23 (財)大蔵財務協会編[1950]の日計表方式における債権記入帳および債務記入帳

債 権 記 入 帳					
月	日	摘 要	收 入	支 出	備 考

債 務 記 入 帳					
月	日	摘 要	收 入	支 出	備 考

((財)大蔵財務協会編[1950], 8頁より)

表24 (財)大蔵財務協会編[1950]の日計表方式における債権記入帳と債務記入帳(記帳例題)

債 権 記 入 帳						
月	日	科 目	摘 要	收 入	支 出	備 考

債 務 記 入 帳						
月	日	科 目	摘 要	收 入	支 出	備 考

((財)大蔵財務協会編[1950], 11頁より)

表25 (財)大蔵財務協会編[1950]の日計表方式における精算表
精 算 表

科目	I年初貸借対照表		II日計表年計		III試算表		IV整理記入		V損益計算書		VI貸借対照表		備考
	資産	負債	支出	収入	左	右	左	右	損失	利益	資産	負債	

((財)大蔵財務協会編[1950], 14頁より)

また、『中小企業簿記要領』の日計表方式には、精算表の説明はないが、(財)大蔵財務協会編の日計表方式には12桁精算表(表25)が示され、年初貸借対照表、日計表年計、

試算表、整理記入、損益計算書、貸借対照表で構成されており、作り方も説明されている。

c. 月末収支総括表方式の特質と会計構造の変化

月末収支総括表方式⁽²⁰⁾の特質は、「一つの取引は必ず関係した帳面に二重に記録することを建前」(中西[1950], 84 頁)にしていることである。記入方法は「入金伝票, 出金伝票, 振替伝票にメモ的に記録し」(中西[1950], 88 頁)てから帳簿に記録する。そして, 月末収支総括表は支出の欄と収入の欄という二つの欄があり, 支出の欄には現金支出取引でないものも, 便宜上, 現金取引と考え, 現金の支出を伴う取引を月末収支総括表の支出の欄に記入し, 収入の欄には現金収入取引でないものも, 同じく便宜上, 現金取引を考えて月末収支総括表の収入の欄に記入する(中西[1950], 94 頁)。総括表の支出側の項目がすべて複式簿記における借方事項で, 収入の側の項目がすべて複式簿記の貸方項目である。そこで総括表の結果は複式簿記における借方貸方の仕訳と同一の結果を得ることができる(中西[1950], 97 頁)。現金の収支を伴う取引はもちろん, 現金の収支を伴わない振替取引にまで, 収支の観念を拡張して取引を現金収支の観念に従って仕訳して行く(中西[1950], 98 頁)。月末収支総括表は総合仕訳帳という理論を持っている。「この考え方はオーストリア, あるいは南ドイツの, 特に中小企業等の簿記に使われておる, いわゆる総合仕訳帳の原理に従っているわけでございます。月末収支総括表は総合仕訳帳にほかならない」(中西[1950], 99 頁)⁽²¹⁾として述べている。

表 26 (財) 大蔵財務協会編[1950]の月末収支総括表

		月末収支総括表					
		摘要	支出	摘要	収入		
仕入帳	→	仕入高		売上高		←	売上帳
外注工賃記入帳	→	外注工賃					
賃銀給料計算帳	→	労務費					
経費明細表	→	経費					
		小計		小計			
売掛帳	→	掛売上		掛仕入		←	買掛帳
買掛帳	→	買掛金支払		売掛金収金		←	売掛帳
預金出納帳	→	預金預入		預金引出		←	預金出納帳
受取手形口座	→	手形受入		手形金収金		←	受取手形口座
支払手形口座	→	手形金支払		手形振出		←	支払手形口座
預け金口座	→	預け金預入		預け金払戻		←	預け金口座
預り金口座	→	預り金支払		預り金受入		←	預り金口座
債権組合出資金口座	→	組合出資金払込		組合出資金払戻		←	組合出資金口座
債権貸付金口座	→	貸付金貸付		貸付金回収		←	貸付金口座
債権借入金口座	→	借入金返済		借入金借入		←	借入金口座
債権立替金口座	→	立替金支払		立替金取立		←	立替金口座
債権未拂金口座	→	未拂金消滅		未拂金発生		←	未拂金口座
債権前拂金口座	→	前拂金支払		前拂金決済		←	前拂金口座
債権前受金口座	→	前受金決済		前受金受入		←	前受金口座
債権假拂金口座	→	假拂金支払		假拂金決済		←	假拂金口座
債権假受金口座	→	假受金決済		假受金受入		←	假受金口座
事業主勘定	→	事業主貸		事業主借		←	事業主勘定
固定資産台帳	→	固定資産買入		固定資産売却		←	固定資産台帳
雑收支記入帳	→	雑支出		雑収入		←	雑收支記入帳
		再計		再計			
現金出納帳	→	現金収入計		現金支出計		←	現金出納帳
		合計		合計			

((財)大蔵財務協会編[1950], 35 頁より)

日計表方式では振替伝票が稀な業種であったが、月末収支総括表は、振替伝票が若干出てくる業種を前提にしている。また、振替伝票の多い企業は複式簿記の方が望ましい(鍋島[1950]42-43頁)。また、各種帳簿から月末収支総括表に集計するが(財)大蔵財務協会の『中小企業の帳簿のつけ方』の月末収支総括表と『中小企業簿記要領』の月末収支総括表(表5)とは、多少異なった点がある(中西[1950], 78頁)と指摘している。これは、異なっているというよりも正しく修正されたのであろう。(財)大蔵財務協会編の『中小企業簿記要領における中小企業の帳簿のつけ方』に示された月末収支総括表は、表26のとおりである。

3.3.3 会計学者の思考と『中小企業簿記要領』の会計構造の特質

『中小企業簿記要領』の日計表方式は、金銭出納帳の左側に収入、右側に支出という主観的貸借、言い換えれば当店の帳簿であるため、このような形式になったと考えられる。そして、金銭の取引が中心となる小規模の商店向きの方法であるが、小規模の商店の取引をすべて網羅するような帳簿体系であることも指摘したい。月末収支総括表方式は、若干の振替取引がある商店向きの帳簿体系として、考案されているが、月末収支総括表方式の左側に支出、右側に収入という客観的貸借、言い換えれば収支の相手方であり、収支の原因と結果という形式にするため、このような形式になったと考えられる。この月末収支総括表方式は、収支簿記の金銭出納帳いわゆる日記帳の主観的なものから客観的なものに変更し、上段部分で利益が把握できるようにまとめ、下段については、その他の収支の相手方をまとめて考案されたと考えられる。さらに、下野、太田、中西および鍋島の会計思考は、金銭を中心とした損益計算書と貸借対照表の有機的関連性をもった会計構造を意識したものであるといえる。日計表方式は、仕訳帳と元帳が統合された機能を兼ね備えたものであるといえよう。月末収支総括表方式は、帳簿が元帳、月末収支総括表が総合仕訳という機能を持ったものといえよう。いずれもイタリア式簿記法が進化されたものといえることができる。

3.4 中小企業会計基準の記帳に関する記述理論と戦後の記帳に関する記述理論

『中小企業会計指針』と『中小企業会計要領』はどのような記帳に関する思考によるものなのか考察することにする。両者の会計基準は、どこまで記帳に関する思考が示されているのであろうか。また、「正規の簿記の原則」が『中小企業会計要領』のフレームワークに示されているが果たして、なにを根拠に「正規の簿記」としているのか意味内容を考察することにする。

3.4.1 中小企業の記帳に関する記述理論

—— 戦後の記帳に関する記述理論の変遷について ——

『中小企業簿記要領』に示された「正規の簿記の原則」は、大蔵省令百五号(1949年12月15日)の根本原則であることを先に述べた。この省令を基に『中小企業簿記要領』が公表された翌日に、青色申告の前提となる帳簿制度が国税庁通達(1949年12月28日)によって示された。その第一(個人及び法人に共通する事項)12に「複式簿記が正規の簿記であることは、いうまでもないが、日々の継続記録の結果に、商品等のたな卸その他若干の決算整理を行うことによって貸借対照表及び損益計算書を作成できる程度の組織的な簿

記」を正規の簿記として扱うのものとした。したがって、国税庁が『中小企業簿記要領』を「正規の簿記」として示したと考えられる。しかし、第二次シャープ勧告の「C 所得税の施行に関する問題，1 所得金額および税額の決定」において下記のとおり単式簿記が示されている。

「a 申告書の様式は、もっと簡単にすることができる。

b 次のことを納税者にはっきり知らせなければならない。すなわち、(1)些細な記帳上の誤謬があっても、納税者から青色申告の特典を奪わないこと、(2)農業者および中小企業者は、複式簿記でなく単式簿記だけの場合でも青色申告書を提出することができること、(3)売り買いの送り状を注意深く綴り込んでさえおけば、これを売上帳または仕入帳に実際に記入することは必ずしも必要でないこと、である。他方、税務署の方では、必ずしもすべての青色申告書を調査することは必要でないことを知るべきである。税務署は青色申告の最低限の要件を備えようとしている納税者が、すべて青色申告書を提出するように奨励すべきである」(青色申告会総連合[2000b]206頁)

第二次シャープ勧告によって、申告書の様式はもっと簡単にできるとし、単式簿記でも青色申告として提出できるとしたため中小企業のための簿記法が複式簿記から単式簿記へと変化していった。小規模事業対策として、1968年に政府税制調査会の答申を受けて「現金主義簡易簿記」が認められた(全国青色申告会総連合[2000a]，28頁)。さらに白色申告者用の帳簿(多桁式の現金出納帳)が1984年に創設されたが、現金主義簡易簿記とあまり変わらないものである(播[1985]，70頁)。

以上のように、国税庁は、「正規の簿記の原則」が貸借対照表と損益計算書ができる組織的な簿記と通達で示しながら、第二次シャープ勧告によって単式簿記と変化させていった。これらの背景から本来企業が行う簿記は、明治以降一貫として2重分類複式による認識・測定および記録するいわゆる複式簿記としながら、単式簿記へと変化させたことで「正規の簿記」の意味内容が変化していった。

3.4.2 中小企業会計基準における記帳に関する記述理論

『中小企業会計指針』と「中小企業会計要領」の記帳に関する要件が示されているが、その根底に2002年の「中小企業の会計に関する研究会」が元になっていると考えられる。

中小企業会計基準として『中小企業会計指針』および『中小企業会計要領』の記帳についての手がかりが『中小企業の会計に関する研究会報告書』(以下、『研究会報告書』と称す)の解説書である武田[2006]，165-173頁および211-225頁にある。『研究会報告書』の記帳の基本的考え方は、下記のとおり示されている。

「会計帳簿の信頼性の確保のため、信頼性ある記帳が重要である。記帳は、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に行わなければならない。また、記帳は、適時に行わなければならない」(『研究会報告書』(記帳の基本的考え方))。ここで「整然かつ明瞭に」、「正確かつ網羅的に」、「適時に」が示されている。

『中小企業会計指針』は、会計帳簿の作成について、「会社計算規則の定めるところにより、適時に正確な会計帳簿の作成」(『中小企業会計指針』目的1. 中小企業の会計—計算書類の作成義務)すると述べている。この適時に正確な会計帳簿の作成について、「株式

会社は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない(会社法第 432 条第 1 項)としている。よって、会計帳簿の作成については、会社法の規定に基づいて作成することが要請されている。さらに『中小企業会計指針』は、『研究会報告書』に示された「適時に正確な」が示されている。

『中小企業会計要領』では、「記帳は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って行い、適時に、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に会計帳簿を作成しなければならない」(『中小企業会計要領』総論 8.記帳の重要性)が示されている。『中小企業会計要領』は、「適時に」、「整然かつ明瞭に」、「正確かつ網羅的に」が示されている。まさに『中小企業会計要領』は、『研究会報告書』の記帳の基本的考え方を示したものであった。

『中小企業会計要領』での「正規の簿記の原則」が 1949 年に示した国税庁の見解および『企業会計原則』の「正規の簿記の原則」によるものであれば、貸借対照表と損益計算書が有機的に関連する会計構造を形成していることになる。明治初期から、小規模の商店においても、金銭(キャッシュ)に重点をおいた会計思考が構築されていることから中小企業会計基準も同様の会計基準を構築すべきであろう。

補節 明治初期の学校教育における会計構造に関する一考察⁽²²⁾

補 1 はじめに

本節では、収支記帳のひとつである家計簿記は 2 重分類複式による認識・測定という収支記帳が重視されて、イタリア式簿記法という今日的な簿記法が明治初期の家計簿記として展開され、今日の簿記法に直結するものである。明治初期の家計簿記が収支という会計構造を有しておらず、日本的な簿記構造の再構築を試みず、イタリア式簿記法をそのまま導入しており、注目すべきものである。よって、本節では、明治初期の学校教育で使用された教科書を基に上述の見解を検証するものである。

明治初期において小学校で記簿法が指導されていた。文部科学省が公表している『学制百年史』の「学制における小学校の制度」の「小学校の種類と教育課程」で「尋常小学は小学校制度の本体をなすものであって、……略……上等小学はこのほかさらに史学大意・幾何学大意・算(けい)画大意・博物学大意・化学大意・生理学大意を加え、土地の状況によっては、外国語の一、二・記簿法・図画・政体大意を加えうることとした」⁽²³⁾と記簿法が教育課程の中に述べられている。また、中学校の教則では、下等中学および上等中学に記簿法が教科としてあげられている⁽²⁴⁾。

また、小学校における女子には家事経済のなかで出納等という項目がある。これは、明らかに現代でいう金銭教育であったと考えられる。

藤原録郎は、1887 年に『実地応用家計簿記法』を出版している。また大原信久は、1895 年に『原理應用 日本簿記法解式 第壹號』を出版している。この中に家計簿記と称する簿記法が述べられている。

先行研究として三代川[2004b]がある。三代川[2004b]では、家計簿記が単式簿記の和洋折衷式の考案を重ねて完成されたとしている。私見ではあるが小学記簿法は、単式簿記による帳簿組織を 2 重分類複式によって認識・測定されたものであると考えている。そこで、当時の小学記簿がどういう認識・測定によって記帳されていたか考察するとともに簿記が

金銭教育にどのような役割を果たしたのか考察することとする。

補 2 小学校の簿記書にみる会計構造と認識・測定方法

補 2.1 『小学記簿法獨學』の会計構造と認識・測定方法

『小学記簿法獨學』は、城谷謙が 1878 年に出版したものである。はじめに貸借の用語の説明があり、金銭出納帳の記入方法が説明されている。この金銭出納帳は、縦書きと横書きが示されているが横書きを例に示せば表 27 のとおりである。

「借方ニ商業資本三千五百円トアリ即チ資本ニ借シナリ」(城谷[1878], 五丁)は、金を元手にしたことを示している。

「貸方ニ第一銀行三千円トアル即チ第一銀行ニ金ヲ預ケシナル」(城谷[1878], 五丁)は、第一銀行に金を預けたことを示している。

「借方東屋全トアルハ東屋ヨリ受取ルベキ金ヲ全ク受取りシナリ」(城谷[1878], 五丁)は、東屋より全額受け取ったことを示している。

「貸方店具ハ店具ヲ買ノ為メニ費リシナリ」(城谷[1878], 五丁)は、東屋より全額受け取ったことを示している。

このような例示は、初学者が最も解きづらく難しいため、詳細に示している(城谷[1878], 五丁)と述べている。

表 27 『小学記簿法獨學』の金銭出納帳

借			金銀出納帳				貸		
年月日	摘要	丁数	金額		年月日	摘要	丁数	金額	
十一 三	商業資本 東屋 全		3,500 125	50	十一 二 同	第一銀行 店具		3,000 30	

(城谷[1878]四丁, 五丁より)

次に、日記帳の記入例が示されている。これは、福沢諭吉訳[1873]の『帳合之法』の日記帳と同じ形式で示している。現銀小賣帖、現金小買物帖、荷物出入帖、手扣帖が例として説明されている。大帳又元帳又精算帳は、お店ごとの債権債務の有高をしていたものである。最後に総勘定差引帖が説明されている。内容は、資産に属するものを貸方へ記録し、負債に属する科目を借方に記入されている。

以上、城谷謙の『小学記簿法獨學』の特徴は、金銀出納帳についての説明に大幅な紙面を費やしていることである。また、記帳方法は、明らかに 2 重分類複式によって認識・測定がなされている。

補 2.2 『小学記簿法全』にみる会計構造と認識・測定方法

遠藤 [1878]では、「はじめ」において「記簿法ノ學タルヤ自己ノ身代ヲ察シ自己ノ貸借出入ヲ明カニ」(遠藤[1878], 1 丁)することが示されている。内容は、金銭出入帳、日用帳、

大帳の説明が書かれており、その後、試算表と勘定帳が説明されている。金銭出入帳は、縦書きになっており、借方、貸方ではなく、入、出となっている(表 28)。また、日用帳は、「我家政ノ他ト關係スルモノヲ記シ以テ貸借ノ由テ来ル所ノ模様ヲ詳カニス」(遠藤[1878], 3丁)とし、他店の債権債務と決済を記入するもので他の日記帳と同様のものであるとしている。大帳は、「我ト他人トノ貸借ヲ記ス帳面」(遠藤[1878], 4丁)であるとして、これを見れば、債権債務の残高が把握できる。試算表は、日用帳と大帳の残高が一致する仕組みになっている。勘定帳は、金銭出入帳の残高と大帳の請取口残高の合計から大帳の払口を差し引いて残高が記入されている。この残高は、手許残金即現在ノ身代として表している。『小学記簿法全』の記帳方法は、明らかに2重分類複式による認識・測定がなされている。

表 28 『小学記簿法全』の金銀出入帳

六月		十一	明治
二日	一日		
石炭油五合ヲ買フ	手許有高	金銀出入帳	
	三	円	入
	四八	銭	
	〇	厘	
		円	出
	一三	銭	
	五	厘	

(遠藤[1878], 11丁より一部抜粋)

補 2.3 『小学記簿法初編』にみる会計構造と認識・測定方法

塚田正教著[1880]では、小序において、初学者や小学子弟向けの簿記書が当時ないため、出版したと述べられている。内容は、総論、単記、諸帳面の解、要語解、そして、賣物帳、仕入帳、金銀出入帳、手形帳および大帳の記入方法が説明されている。この書の特徴は、要語解にある。この要語解は、主要な用語を7ページにもわたって説明している。帳簿についての特徴は金銀出入帳であろう。金銀出入帳は『銀行簿記精法』の日記帳と同じく、多桁式になっていることである。左側欄に割引欄と現金受取欄があり、右側には割引欄と現金拂欄がある。なお、『小学記簿法初編』は、2重分類複式による認識・測定がなされている。

以上、入手できた明治初期の小学記簿法を見てきたが、これらの特徴は、単式簿記を中心とした金銭管理および財産管理を簿記という方法で行おうとしていたのである。また、記帳方法は取引を2重分類複式として認識・測定がなされているが、すべてを記録していないだけであった。特に1878年に出版された2冊が金銭管理や財産管理を念頭においた簿記法であるが、吉田忠健抄譯[1880]『小学記簿法単式初編』は、企業向けの簿記書もあった。

補 3 家計簿記における会計思考と認識・測定方法

補 3.1 藤尾録郎の家計簿記における認識・測定方法

藤原録郎は、1887年に『実地応用家計簿記法』経済雑誌社を出版している。この文献は、家計簿に合わせた勘定をまず初めに述べている。勘定科目は、収入金として年給や月給、恩給料又手當金、貸地料、貸家料など一家に入金される科目を勘定科目としている。支出も同様に賄費、雑品費、被服費など通常支出する勘定科目が経費金としている。負債は、借入金のみをあげている。また、資産として、公債証書、銀行株券、地所、家屋、貸金、現金などが財産としての勘定科目をあげている。使用する帳簿は、日記帳(表 29)、元帳(表 30)(表 31)、賄費支拂帳をあげている。賄費支拂帳は、賄費が細かいため、一カ月まとめて日記帳に記録するとしている。

最後に6か月または年末に元帳一覧表(収入金と経費金をまとめたもの)と資産負債一覧表を作成している。貸借一致させるため、元帳一覧表の借方に現金残高が表示させ、資産負債一覧表の貸方に現金残高が表示させて一致させている。なお、この資産負債一覧表は、借方に負債、貸方に財産が表示されるようになっている。いわゆる主観的貸借に基づいた資産負債一覧表が作成されていることを意味する。

表 29 『実地応用家計簿記法』の日記帳

日記帳

年		摘 要	現 金			
			借		貸	
月	日		円	十銭厘	円	十銭厘
11	4	月給 十一月分大蔵省より	200	000		

(藤原[1887], 帳簿書式3頁より一部抜粋)

表 30 『実地応用家計簿記法』の元帳(月給)

元帳 月 給

年		摘 要	借方		貸方		借或貸	残高	
月	日		円	十銭厘	円	十銭厘		円	十銭厘
11	4	現 金			200	000	貸	200	000

(藤原[1887], 帳簿書式 17 頁より一部抜粋)

表 31 『実地応用家計簿記法』の元帳(現金)

現 金

年		摘 要	借方		貸方		借或貸	残高	
月	日		円	十銭厘	円	十銭厘		円	十銭厘
11	30	日記帖各科目	200	000			借	200	000

(藤原[1887], 帳簿書式 32 頁より一部抜粋)

以上、藤尾の家計簿記は、勘定科目を家計の関する科目とし、日記帳を現金出納帳と同様の会計構造にし、そこから元帳の現金勘定にまとめて記録する形式をとった。さらに藤尾は、元帳一覧表という収支計算表と資産負債表によって、貸借平均がなりたつような会計構造になるよう考案し、企業向けの簿記を家計簿記とした。特に注目すべき点は、日記帳から元帳への転記は、日記帳から現金勘定へ合計転記がなされ、その他の勘定には個別転記がなされていることである。また、取引の記帳方法は、給料を受け取った場合、日記帳の借方に記入するとともに給料という元帳の貸方に記録するという、2重分類複式による認識・測定がなされ、すべてが記録されていることになり、日記帳と元帳を借方と貸方に記入する会計構造になっている。

補 3.2 大原信久の家計簿記における認識・測定方法

大原は、1895年に『原理應用日本簿記法解式第壹號』東京簿記精修學館 簿記學研究會通信部を出版している。この文献は、商用簿記、銀行簿記、官用簿記、家計簿記、工業簿記および農業簿記の6編構成となっており、その第4編に家計簿記がある。この家計簿記とは、「資産、負債及収入、支出ノ勘定ヲ明細ニ記録シ其記録セシ勘定ノ結果ヲ一片ノ計表ニシテ一目瞭然ナラシメ」(大原[1895], 55頁)るものとしている。この家計簿記の帳簿は、日記帳、元帳、日計表および決算表である。帳簿の説明は、日計表と元帳のみである。記載例は、商用簿記を参照としているため、明らかに家計簿記といっても商家向けの簿記である。

補 4 むすびにかえて

明治初期の小学記簿法が小学校、中学校でどのような内容の簿記法が教育されていたか考察した。当時の簿記が訳本であったように小学記簿法は、訳本の単式簿記が中心であっ

た。その中には、現金出納帳を中心とした財産管理が可能なように考案されていたものもあった。そして、明治初期の簿記書の著書が「士族」や「華族」であることから考えて、ある程度、裕福な家計の財産管理が可能な簿記法を考案したと考えられる。1887年になって、藤尾録郎が『実地応用家計簿記法』を発表し、勘定科目も家計に準じたものとなり、結果として、収入と支出そして、財産有高が分かる簿記法が考案された。この考案は、2重分類複式による認識・測定がなされ、日記帳と元帳の借方・貸方両方に記録されているため、いわゆる、複式簿記の原理を備えたものになっている。

当時の「小学記簿法」は金銭教育または金銭管理のために簿記が記録という手段で用いられたと考えることができる。また、簿記は現金出納帳を中心にしたものや日記帳を現金出納帳と同様の形式にしたものなど、金銭教育では欠かすことのできない現金出納帳を中心とした簿記へと考案されたことも明らかである。単式簿記による家計簿記だけでなく、複式簿記による家計簿記を考案されていたことも明らかになった。

最後に家計簿記は、収支記帳を2重分類複式による認識・測定がなされており、日本的な簿記構造の再構築を試みず、イタリア式簿記法という今日的な簿記法が明治初期の家計簿記として展開されていた。明治初期の家計簿記が、イタリア式簿記法をそのまま導入した特性をもっていたのである。

3.5.小括

中小企業の記述理論の形成は、明治初期の簿記書が源流である。その収支概念の原点は『帳合之法』による福沢諭吉の会計思考によるものである。さらに、『銀行簿記精法』の総合仕訳や多桁式の帳簿が『中小企業簿記要領』に影響を与えたといつて良いのではなかろうか。この二つの簿記書によって、下野の収支簿記が展開された。収入・支出の右側・左側の相違は、主観的貸借または、客観的貸借によるものであった。また、下野の振替取引を収入欄と支出欄に記載して残高が変わらないという考え方は、日計表方式の記載方法に当てはまる。しかしながら、黒澤[1934a]および[1934b]は、簿記法の発展形態および収支簿記について論じていたものであるが、最後に収支簿記が退化形態とか幼稚な簿記法として将来消滅する(黒澤 [1934b], 32 頁)と述べている。

『中小企業簿記要領』は、太田[1933]「複式簿記の再吟味」によって構想され、太田[1935]「簡易商店簿記試案」によって、総括表方式および日計表方式の原型が考案された。中西が東京都商工指導所において指導していた簿記法は、太田によって考案された簿記法が原型となって作成されたものであり、この簿記法が『中小企業簿記要領』の原案となった。

したがって、収支簿記は、将来消滅すると黒澤が述べていたが、太田によって、『中小企業簿記要領』という名称で主観的貸借、客観的貸借という会計思考の相違によって会計構造を変えて生かされたのではないかと言えるだろう。しかし、第二次シャープ勧告によって中小企業の簿記法は、国税庁が複式簿記ではなく、単式簿記による収支計算書へ移行してしまった。このことが簿記の複雑化となっていった。

「正規の簿記」とは、当時、複式簿記を指していたが、『中小企業簿記要領』では複式簿記という用語自体、理解が困難なため使用せず、それを「正規の簿記」と称した。当時、『中小企業簿記要領』を中小企業向けの複式簿記であると称していたら企業の簿記法は、2重分類複式による認識・測定として一元化されたと言える。

中小企業会計基準の記帳については、『研究会報告書』がもとになっていた。『研究会報告書』も会計学者によって考案されていた。『中小企業会計要領』および『中小企業簿記要領』は、上野[2015]の「会計統合の論理」に置き換えると下記のとおりいうことができる。『中小企業会計要領』および『中小企業簿記要領』は、条件付規範理論によると理論家(会計学者)が考案したものであり、中小企業の記帳に関する記述理論が2重分類複式による認識・測定によって作成されたものであった。まさに下野の金銭であること、そして、太田の月末収支総括表の「拡張された金銭会計」は、金銭を中心に展開されたものである。よって、中小企業の記帳に関する記述理論は、金銭を中心とした会計構造を兼ね備え、現金取引中心の企業、現金取引に若干の振替取引のある企業、振替取引の多い企業に分類されて展開されていた。明治初期から中小企業の2重分類複式による認識・測定に重点を置いたのが金銭であり、中小企業の会計基準によるキャッシュ・フロー計算書においても金銭の重要性としている点で共通している。よって、金銭(キャッシュ)に重点を置いた貸借対照表と損益計算書の有機的な会計構造観の特色⁽²⁵⁾が会計基準の問題点を解決する糸口になるであろう。

注

- (1) 『中小企業簿記要領』の序章に書かれている「正規の簿記の原則」を初めとする一般原則による『企業会計原則』との関連において、研究報告された論文が多くある。細田[1991]、河崎[2009]、堂野崎[2009]、山下[2015a]、山下[2015b]、山下[2015c]を参照されたい。
- (2) 本章は、鶴見[2016c]を補筆訂正したものである。
- (3) 岩邊[1987a]および岩邊[1987b]では、鍋島より拝借した『中小企業簿記指導者講習会速記録』がもとになっている。「中西寅雄博士・鍋島達博士等によって『中小企業の帳簿のつけ方』についての解説がなされている。その講習会『速記録』によると鍋島達博士は、「日計表方式による簿記法」について解説され、中西寅雄博士は、「総括表方式による簿記法」について解説されている」(岩邊[1987a], 19頁)。岩邊[1987a]および岩邊[1987b]の論文では、『中小企業簿記要領』を二人が中心となって作成されたとなっているが、太田についての記述がない。これは、第2次簿記運動の指導者講習会で述べられた内容が収録しているため、だれが考案したか示されていない。
- (4) 太田[1933]「複式簿記の再吟味」『会計』第33巻第2号において幼稚な金銭会計を前提とした会計はキャッシュベースであり、下野の意見に近く、小賣商店には適当である(太田[1933], 5-8頁)と述べている。
- (5) 下野[1917]では、福澤諭吉著[1873]『帳合之法』が米国の商業学校の書物を翻訳刊行したことおよび英国人のShand, Alexander Allanを招聘して海老原濟、梅浦精一訳[1873]『銀行簿記精法』を伝授した(下野[1917], 2頁)と述べていることから昭和初期の簿記書が念頭にあると考えられる。
- (6) 明治初期の簿記書は、江戸時代の身分制度が廃止されたがその名残である「華族」や「士族」が著者になっている。しかし、これらのことがほとんど述べられていない。著者は、ある程度裕福な家柄であったため、財産管理的な思考による内容になっていた。明治初期の簿記書が「士族」や「華族」によって書かれていることを指摘したのは、藤原録郎の1887年の『実地応用家計簿記法』で指摘している。
- (7) 『銀行簿記精法』は、片岡[2008]、津村[2009]、津村[2011]を参照されたい。ただし、収支簿記(大原、下野)との関連については述べられていない。西川[1938]では、凡例がシャンドの原書になかったことを報告している。
- (8) 伝票については、『銀行簿記精法』では入金手形、出金手形と称する入金伝票および出金伝票を説明しているが振替伝票については、述べられていない。「藤井清書著『和欧帳面くらべ』(明治十一年)と大坪文次郎編『銀行実地営業取引書』(明治十二年)が始めで、両人とも慶應義塾出身である」(西川[1974], 69頁)と述べている。両文献を確認すると振替伝票が確認できる。
- (9) シャンドの香港上海銀行の報告書については、西川[1976][1977]を参照されたい。
- (10) 門脇[1931]では1924年の英国において出版された小売商店簿記の文献が報告されている。この文献は、帳簿組織の単式化に努めながら結果的に見れば複式簿記の原理に準拠していることを報告している(門脇[1931]96頁)。また、開業或いは帳簿組織変更について、繰越日記ではなく、財政一覧表を作成し、これを通じて、総勘定元帳に転記が行われるとしている(門脇[1931], 109頁)。

- (11) 下野理論について、木戸田[2015]では取引要素の概念、会計的概念、複式簿記の「複式」の意味という3つの論点に絞って明らかにし、期間損益計算が論証されている。
- (12) 貸借対照表という用語が出現したのは、1891(明治24)年以降である。詳しくは、岡田[1931]を参照されたい。また、1890(明治23)年の原始商法第32条に貸借対照表と条文に明記されている。
- (13) 藤山[1917]では、英法式と米法式によって形式が異なっていることを指摘され、大原が借方負債、貸方資産とし、兒玉が借方資産、貸方負債と称し、藤山が資産之部、負債之部と称していることを論じられ、「學者の一致點を對照表に於て見出さんと期するのみ」(藤山[1917], 56頁)と締めくくっている。
- (14) 田中[1933]では、日本式收支簿記法について共鳴したものである。また、田中[1934]は、大原、下野の收支簿記を分析し、「取引を總て金錢の收支事件と見做すことは、理論的には甚だ不適當である」(田中[1934], 126頁)としてその考え方に反対されている。
- (15) 岡田[1932]では、金錢收支結末表に対する疑問が表明された。これは、振替取引を入金取引と出金取引に分解還元することができないという主張である。
- (16) 貸借対照表と財産目録の相違について兒玉[1918]がすでに論じている。財産目録の目的は各種の財産を内容的實質的に説明することであり、對照表の目的は財産を表示することとその価額であると相違点を指摘している。また、範圍は財産目録が財産と負債の目録であり、對照表が財産以外の項目も含むとしている。最後に「財産目録は事實上其存在を失ひ稍詳しく對照表を残すに終るべし。英米の現状は正に之れなり」(兒玉[1918], 62頁)と締めくくっている。
- (17) 木村[1934]は、「原始記入簿としての日記帳と仕譯帳との使用に對して不便であることを唱へて、單一の原始記入簿を用ふべしとしたは、漸く1796年ジョーンズ(Edward Jones)の「英國式簿記」(English Book-keeping)であつて、それまでは日記帳、仕譯帳、元帳の3帳簿制は複式簿記の本質を構成するものとさへ考へられ二百數十年の間そのまゝ保存せられてゐたのである」(木村[1934], 64頁)として、それまでは日記帳があつたと考えられていた。
- (18) 『中小企業簿記要領による中小企業の帳簿のつけ方—各業種別記帳例題による説明—』の中小企業の規模および業種の分類は、下記のとおりである。
- 日計表方式之部
 A 物品販売業 B 修理加工業 C サービス業(小運送業) D サービス業(クリーニング業) E 料飲業
- 総括表方式之部
 A 製造業 B 物品販売業
- 複式簿記之部
 A 製造業 B 物品販売業
- (19) 日計表の記帳方法は、岩邊[1987b], 102-105頁を参照されたい。
- (20) 月末収支括表の記帳方法は岩邊[1987b], 95-102頁を参照されたい。
- (21) 月末収支総括表の理論について三代川[2001]では、岩邊[1987b]の要約であつたが、三代川[2004a]では、中西[1950]99頁に書かれている内容が引用されている。岩邊[1987b]101-102頁も参照されたい。また、黒澤[1950b]では、黒澤[1934]をもとにした

伝票式收支簿記の内容が再度説明されており、欧州の簿記の史的考察も論じられている。
しかし、太田[1935]の論文に関して黒澤、中西の両者は触れられていない。

(22)補節は、鶴見[2015]を補筆訂正したものである。

(23) 『学制百年史』第一編「近代教育制度の創始と拡充」第一章「近代教育制度の創始（明治五年～明治十八年）」第二節「初等教育」「一学制における小学校の制度」「小学校の種類と教育課程」http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317586.htm(参照 2015 年 8 月 5 日)。

(24) 『学制百年史』第一編「近代教育制度の創始と拡充」第一章「近代教育制度の創始（明治五年～明治十八年）」第三節「中等教育」「一学制における中学校の制度」「中学校の教則」(http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317593.htm)(参照 2015 年 8 月 15 日)

(25) 貸借対照表と損益計算書の有機的な会計構造については、一般的な説明では「財産法」や「損益法」という二元的に説明されているが、杉本[1974]の「貸借対照表は本質的に損益計算書を内包している関係にある」(杉本[1974], 82 頁)および笠井[1987]に示された山楨の会計構造学説を論じた「一元的な計算体系」を念頭においている。この考え方によると、明治初期以前から財産計算だけでなく、損益計算と財産計算が行われていたといえる。

第4章 中小企業会計基準の新たな会計制度のあり方

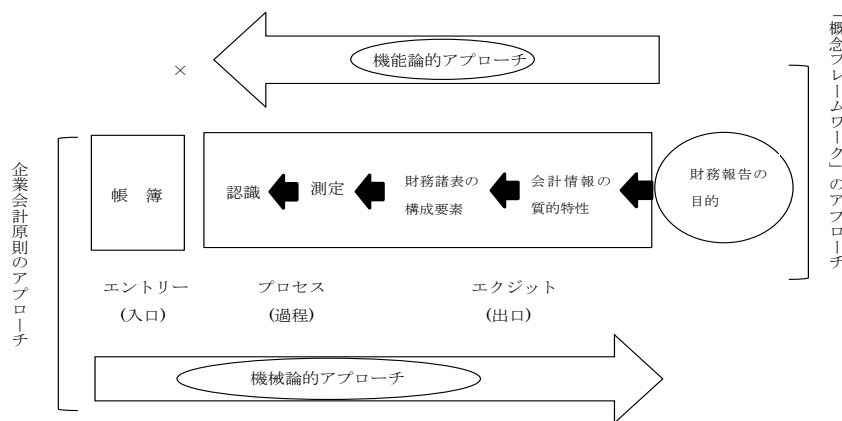
——『中小企業簿記要領』の思考をふまえた中小企業の会計情報システム——

本稿の課題は、企業会計を一種のコミュニケーション・システムと見なす視点に立ち、IASBの概念的フレームワークの特色と問題点などを視野に入れながら、近年脚光をあびているわが国の中小企業に関する会計基準や会計構造の特色と問題点を、戦後のシャープ税制を起点として明治初期までさかのぼりつつ明らかにしていくことであった。わが国の中小企業に関する会計基準に、以下のような大きな特色を与えていた。すなわち、これは、取得原価基準を中心とする多次元評価や、貸借対照表と損益計算書などの機能と有機的連関を重視する会計構造観という特色である。

そこで、本稿は、『中小企業会計要領』と『中小企業会計指針』を上野[2015]の「会計統合の論理」を手がかりとして、また、『中小企業簿記要領』および税法上の帳簿組織を「コミュニケーション・システム論」を手がかりに考察した。『中小企業会計要領』が大企業向けの1949年の『企業会計原則』が出発点であり、『中小企業会計指針』が1970年以降のFASB、IASB等の大企業向けの会計基準が出発点であった。『中小企業会計要領』と『中小企業会計指針』は、いずれも大企業向けの会計基準が出発点となっていること、目的が同じであること、さらに会社計算規則によることが明記されていることなどの共通点が多い。

中小企業会計基準が導入される前に武田[2006]は、企業会計基準委員会が公表した『討議資料財務会計の概念フレームワーク』(以下、『概念フレームワーク』)と『企業会計原則』との相違を述べられている。武田[2006]では、図25のように『企業会計原則』と『概念フレームワーク』の違いが示されている。

図25 『概念フレームワーク』における方法論的アプローチの特徴



【財務報告の目的】「企業成果の予測」と「企業価値の評価」に役立つような「企業の財務報告の開示」

【会計情報の質的特性】①「レリパンス」(意思決定目的に関連する情報)であること、②「内的整合性」ある会計基準に従って作成された情報であること③「信頼性」(一定の水準で信頼できる情報)であること

【財務諸表の構成要素】①資産、②負債、③純資産、④収益、⑤費用、⑥純利益、⑦包括利益

【測定】 財務諸表に計上される諸項目に貨幣額を割り当てること

【認識】 構成要素の定義を充たす諸項目を財務諸表の本体に計上すること

(武田[2006], 13 頁より)

『企業会計原則』が会計行為のエントリー(入口)からのアプローチをとるが、『概念フレームワーク』が会計行為のエクスジット(出口)からアプローチされることを述べている(武田[2006]13 頁)。これをみると『概念フレームワーク』のアプローチは認識までで終わっている。両アプローチの違いは、会計帳簿から貸借対照表と損益計算書が作成される流れが、出口からなのか入口からなのかの違いと帳簿のエントリーがあるかないかということである。同様に『中小企業会計指針』と『中小企業会計要領』は、異なるアプローチによって策定されたとしても基本的に同じ考え方に立って、会計基準が定められている。よって、『中小企業会計要領』と『中小企業会計指針』は、中小企業会計基準として統合を図ることができる。また、本稿は、中小企業会計基準が報告基準のみでよいのか杉本[1991]の企業会計システムと木戸田[2002]の会計基準設定システムをもとに考察した。それによると中小企業会計基準は、会計測定者の視点に立った報告と記帳の会計基準が望ましい。

中小企業会計基準の「記帳」について戦後に公表された『中小企業簿記要領』および税法上の帳簿組織がどのような会計構造か 2 重分類複式による認識・測定という杉本[1974]および杉本[1991]の見解をもとに考察した。『中小企業簿記要領』および税法上の帳簿組織が 2 重分類複式の様式による認識・測定がなされているが、『中小企業簿記要領』は、複式(的)な会計記録がなされていた。戦後の『中小企業簿記要領』は、「正規の簿記」と称した複式簿記である「月末収支総括表方式」および「日計表方式」という名称によって普及していった。また、税法上の帳簿組織で青色申告特典のある記帳システムは、2 重分類複式の様式による認識・測定がなされていた。言い換えれば、貸借対照表と損益計算書の有機的連関を重視する会計構造観が根底にあった。

さらに、『中小企業簿記要領』の会計構造が考案された背景は、今まで明らかにされていなかった。この会計構造が考案された背景を会計学者の思考にもとづく記述理論によって考察した。貸借対照表と損益計算書が作成できる『中小企業簿記要領』は、中西、鍋島、そして黒澤という会計学者によって『中小企業簿記要領』が構築されていた。また、彼らの思考の源流は、明治維新の簿記書にあった。中小企業の記帳に関する会計構造は、『帳合之法』による福沢諭吉の会計思考と、『銀行簿記精法』の総合仕訳や多桁式の日記帳によって形成されていた。これらをもとに下野の収支簿記が展開された。そして、収支簿記の問題点が指摘され、太田が収支簿記の問題点を解決すべく、簿記法を考案された。中西の簿記法は太田の簿記法を原型にしており、『中小企業簿記要領』の原案になった。そこに出てくる収入・支出という会計構造、いわゆる収入・支出の右側・左側の相違は、主観的貸借または、客観的貸借という概念によって形成されていた。したがって、収支簿記は、太田によって、客観的貸借という会計構造観に変えて生かされたといえる。しかし、第二次シャウプ勧告によって中小企業の簿記法は、国税庁が複式簿記ではなく、単式簿記による収支計算書へと移行して、簿記の複雑化となっていった。

下野と太田の記帳の前提は、下野の計算の本質が金銭であること、そして、太田の日計表や月末収支総括表が資金や金銭などのキャッシュを念頭においたものであった。よって、中小企業の記帳に関する会計構造は、資金や金銭を中心に展開されていた。明治初期から金銭に重点がおかれた 2 重分類複式による認識・測定がなされている。現代の中小企業でもキャッシュ・フロー計算書などの資金の重要性が示されている。したがって、金銭に重点をおいた貸借対照表と損益計算書の有機的な会計構造観こそが今日の会計基準の問題点

を解決することができる。また、中小企業向けの会計構造は、現金取引中心の企業に日計表方式という主観的貸借、また、振替取引が若干ある企業に月末収支総括表方式という客観的貸借に基づいた明治から戦後に至るまで一貫して、貸借概念によって、収入・支出の左右の表示がなされていた。

中小企業会計基準のあり方を再考するにあたり、本稿では、明治からの中小企業向けの会計構造の特色が金銭や資金などのキャッシュに重点を置いた貸借対照表と損益計算書の有機的連関を重視する会計構造観であることを明らかにした。これは、大企業でも財務諸表となっているキャッシュ・フロー計算書が重要視されており、重要な会計構造観であった。

参考文献

- American Accounting Association, *Committee to Prepare a Statement of Accounting Theory, A Statement of Basic accounting Theory, American Accounting Association*, 1966(飯野利夫訳[1985]『アメリカ会計学会 基礎的会計理論』国本書房).
- IASB[2007] *Conceptual Framework for Financial Reporting 2007* (日本語訳監修 企業会計基準委員会 財務会計基準機構『国際財務報告基準(IFRSs)2007』レクシスネクシス・ジャパン(株)).
- IASB [2009] *IFRS for Small and Medium-sized Entities, IASB*.
- IASB[2010] *Conceptual Framework for Financial Reporting 2010* (IASC 財団編, 企業会計基準委員会 財務会計基準機構監訳『2011 国際財務報告基準』(株)中央経済社).
- IASB[2013] *Discussion Paper, A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting. July 2013*. (企業会計基準委員会訳『財務報告に関する概念フレームワーク』の見直し).
- Mackenzie Bruce, et al[2010] *Applying IFRS for SMEs*. (河崎照行監訳(2011)『シンプル IFRS』中央経済社.)
- The Shoup Mission[1949] *Report on Japanese taxation Volume1~4, General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers*.
- The Shoup Mission[1950] *Second Report on Japanese Taxation, General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers*.
- REPORT OF JAPAN TAXATION BY THE SHOUP MISSION[1979]『シャープ使節団日本税制報告書(復刻版)』日本税理士連合会出版局発行。
- Shand, Alexander Allan 述;海老原濟, 梅浦精一訳[1873]『銀行簿記精法. 卷之一~卷之五』大蔵省。
- 青柳文司[1965]「会計公準の再検討」『会計』第 87 卷第 6 号, 31-48 頁。
———[1982]『会計理論の基礎知識』中央経済社。
- 新井清光[1969]『会計公準論』中央経済社。
- 安藤英義編著[1996]『会計フレームワークと会計基準』(株)中央経済社。
- 石弘光[2008]『現代税制改革史』東洋経済新報社。
- 石川純治[2004]「企業会計の変容と企業会計原則の今日的課題(1)」『会計』第 166 卷第 3 号, 12-24 頁。
———[2004]「企業会計の変容と企業会計原則の今日的課題(2)」『会計』第 166 卷第 4 号, 122-140 頁。
- 井上良二[1986]「財務会計理論の構造」『会計』第 129 卷第 3 号, 66-78 頁。
- 岩崎 勇[2013a]「IASB の概念フレームワークの認識問題について -2013 年討議資料等を中心として」『経済学研究』九州大学経済学会第 80 卷第 4 号, 55-80 頁。
———[2013b]「IFRS の概念フレームワークの測定問題について -ハイブリッド観とホーリスティック観との比較を中心として-」『産業経理』第 73 卷第 1 号, 31-40 頁。
———[2014a]「IFRS の概念フレームワークの測定問題について」『会計概念フレームワークと簿記—最終報告書—』日本簿記学会簿記理論研究部会, 70-78 頁。
———[2014b]「概念フレームワークと簿記」『会計概念フレームワークと簿記—最終報告書

- 一』日本簿記学会簿記理論研究部会, 130-142 頁。
- [2014c]「IASB の概念フレームワークについて」『産業経理』第 74 巻第 1 号, 16-26 頁。
- 岩田巖[1987]『利潤計算原理(第 18 版)』同文館株式会社。
- 岩辺晃三[1987a]「「中小企業簿記要領」の意義と内容-上-」『社会科学論集』埼玉大学経済研究室, 第 61 号, 13-40 頁。
- [1987b]「「中小企業簿記要領」の意義と内容-下-」『社会科学論集』埼玉大学経済研究室, 第 62 号, 95-121 頁。
- 上野清貴編著[2015]『会計学説の系譜と理論構築』同文館出版株式会社。
- 遠藤宗義編輯[1878]『小学記簿法全』山梨師範学校蔵版。
- (財)大蔵財務協会編[1950]『中小企業簿記要領における中小企業の帳簿のつけ方—各業種別記帳例題による説明—』(財)大蔵財務協会。
- 大蔵省財政史室[1977]『昭和財政史—終戦から講和まで—第 8 巻租税(2) 税務行政』東洋経済新報社。
- 太田哲三[1933]「複式簿記の再吟味」『会計』第 33 巻第 2 号, 1-13 頁。
- [1935]「簡易商店簿記試案」『会計』第 37 巻第 3 号, 1-22 頁。
- [1940]「下野会計学の全貌」『会計』第 46 巻第 1 号, 1-22 頁。
- [1956]『会計学の四十年』中央経済社。
- [1961]「簿記原則試案」『会計』森山書店, 第 64 巻第 4 号, 1-8 頁。
- [1968]『近代会計側面誌—会計学の六十年—』中央経済社。
- 大原信久講述[1895]『原理應用日本簿記法解式第壹號』東京簿記精修學館 簿記學研究會通信部。
- [1913]『簿記学教科書. 第 1 巻』大原簿記学校。
- 大原簿記学校簿記學研究會編纂[1920]『大原簿記學校長大原信久先生校閱 最新複記收支式商業簿記第一編』私立大原簿記學校。
- 岡田誠一[1931]「貸借対照表なる語の出所に就て」『会計』第 28 巻第 6 号, 53-62 頁。
- [1932]「貸借対照表即金錢收支結末表に對する疑問」『会計』第 31 巻第 4 号, 1-12 頁。
- 興津裕康[1997]『現代制度会計』森山書店。
- [2002]『新会計基準による財務会計の理論』税務経理協会。
- 会計基準研究委員会[1969]「「企業会計原則の基礎をなす会計公準」に関する意見書」『会計』第 95 巻第 4 号, 133-137 頁。
- 笠井昭次[1987]「山榭先生の会計構造学説」『三田商学研究』第 29 号, 219-237 頁。
- [2000]『会計の論理』(株)税務経理協会。
- 片岡 泰彦[2008]「アラン・シャンド『銀行簿記精法』に関する一考察」『経営論集』大東文化大学経営学会第 15 号, 43-62 頁。
- 加藤斌訳[1873]『商家必用初編上・下』新民社。
- [1877]『商家必用二編上・下』新民社。
- 門脇逸司[1931]「英国に於ける商店簿記」『会計』第 29 巻第 4 号, 96-110 頁。
- 河崎照行[2009]「中小企業における簿記の意義と役割」『会計』第 176 巻第 3 号, 1-318 頁。
- [2010a]「わが国の「中小企業の会計」のあり方」第 2 回 中小企業の会計に関する

- 研究会 配布資料 資料4 中小企業庁 2010年3月12日, 1-15頁。
 (<http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/kaikei/download/100312hs4.pdf>) (参照
 2015年3月10日)
- [2010b] 『『中小企業版 IFRS』の特質と導入の現状』『会計』, 第178巻第6号, 1-12
 頁。
- [2011a] 『『中小企業会計指針』を巡る現状と課題』『産業経理』第70巻第4号, 26-34
 頁。
- [2011b] 「IFRS 導入と「中小企業の会計」のゆくえ」『企業会計』第63巻第2号, 4-10
 頁。
- [2012] 「「中小企業の会計」の制度的定着化」『会計』第182巻第2号, 1-13頁。
- [2014a] 「会計制度の二分化と会計基準の複線化」『会計』第186巻第5号, 1-13頁。
- [2014b] 「最新・中小企業会計論(3)」『TKC』第496号, 12頁。
- 菊谷正人[2003] 「「企業会計原則」と概念フレームワーク国際的調和化における「企業会計原則」
 の将来—」『会計』第163巻第6号, 27-40頁。
- 木戸田力[1995] 『会計測定論の再構築—意味論的考察を中心として—』同文館。
- [2002] 「“国際的調和化”時代の企業会計における記号動態への一視角—語用論的考察
 を中心として—」『商学論争』福島大学経済学部, 第70巻第2号, 3-25頁。
- [2015] 「期間損益2重計算の「理念」への道—森田熊太郎と下野直太郎の簿記会計理
 論—」『産業経理』第75巻第4号, 4-13頁。
- 木村和二郎[1934] 「帳簿組織の歴史的発展」『会計』第35巻第1号, 59-76頁。
- [1950] 「企業会計原則の統一を中心として」『会計』第57巻第1号, 57-106頁。
- 久野秀男[1981] 「米国古書簿記書の研究」『学習院大学経済論集』第18巻第1号, 53-124頁。
- 黒澤清[1934a] 「伝票式収支簿記の形態論的考察」『会計』第35巻第1号, 44-58頁。
- [1934b] 「伝票式収支簿記の形態論的考察」『会計』第35巻第2号, 16-32頁。
- [1950a] 「企業会計原則の統一を中心として」『会計』第57巻第1号, 57-106頁。
- [1950b] 「複式簿記法について」『「中小企業の帳簿のつけ方」解説—中小企業簿記指導者
 講習会速記録—』国税庁, 107-144頁。
- [1979/1980] 「史料：日本の企業会計制度(1)-(16)」『企業会計』第31巻第1号-第
 32巻第4号。
- 慶応義塾大学商学会 [1970] 「中西寅雄博士履歴及び研究歴, 著書及び学術論文」『三田商学研
 究』慶応義塾大学商学会, 第13巻第2号, 221-226頁。
- 経済安定本部編[1950] 『中小企業簿記要領解説：記帳例題つき』森山書店。
- 国税庁広報課編[1950] 『「中小企業の帳簿のつけ方」解説—中小企業簿記指導者講習会速記録—』
 国税庁。
- 国税庁 [2004] 『青色申告者のための貸借対照表作成の手引き』国税庁。
- [2013] 『青色申告者のための貸借対照表作成の手引き』国税庁。([http://www.nta.go.jp/
 tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tebiki2013/pdf/42.pdf](http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tebiki2013/pdf/42.pdf)) (参照 2015年4月1日)
- 兒玉百合松[1918] 「貸借対照表と財産目録の區別如何」『会計』第3巻第2号, 54-62頁。
- 小林儀秀訳[1875] 『馬耳蘇氏記簿法 1.2』文部省。
- [1876] 『馬耳蘇氏複式記簿法上.中.下』文部省。

- 佐藤孝一[1952]「企業会計の三大公準」『産業経理』第12巻第5号, 11-16頁。
- 佐藤倫正訳[1989]『アンソニー財務会計論』白桃書房。
- (Anthony, R.N.[1984]*Future Direction for Financial Accounting, DOW JONES-IRWIN*)
- 桜井久勝[2005]「概念フレームワークへの期待と討議資料の論点」齊藤静樹編著『詳細「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」』中央経済社, 150-164頁。
- 塩野直之[2012]「自己欺瞞の静的パラドクスとフォーク・サイコロジー」『東邦大学教養紀要』44号, 77-87頁。
- 下野直太郎[1895]『簿記精理』, 瀛關舎。
- [不明]『大日本實業学会商科第2期講義 簿記(下野直太郎)』大日本實業学会。
- [1917]「貸借対照表の形式を論ず」『会計』第1巻第1号, 1-11頁。
- [1921]「收支簿記法を論ず」『商学研究』第1巻第2号, 399-411頁。
- [1922]「計算の本體を論ず」『商学研究』第2巻第2号, 413-422頁。
- [1924]「帳簿の必要」『会計』第14巻第4号, 1-11頁。
- [1927a]「日本式收支簿記法」『会計』第21巻第3号, 39-50頁。
- [1927b]「Balance sheet and Inventory?(貸借対照表と財産目録との異同辨)」『会計』第21巻第4号, 70-82頁。
- [1927]「Is Balance sheet an Account?(貸借対照表は勘定なりや)」『会計』第21巻第5号, 48-56頁。
- [1928]「What is true Profit?(真の利益如何)」『会計』第22巻第1号, 1-10頁。
- [1930]「伊太利式貸借簿記法と日本式收支簿記法」『会計』第26巻第3号, 1-8頁。
- [1937]「簿記法の改善に関し文部省に上申書」『会計』第40巻第2号, 43-46頁。
- 城谷謙譯[1878]『小学記簿法獨學』文求堂藏版。
- 杉本典之[1974]「会計言語システムにおける複式簿記と期間損益計算との関連について —企業会計再把握のための一試論—」『会計』第105巻第1号, 69-87頁。
- [1989]『会計原則原理—会計記号論—』同文館出版(株)。
- [1991]『会計理論の探求—会計情報システムへの記号論的接近—』同文館出版(株)。
- 全国青色申告会総連合[2000a]『青色申告会五十年のあゆみ』全国青色申告会総連合発行。
- 全国青色申告会総連合[2000b]『REPORT OF JAPAN TAXATION BY THE SHOUP MISSION ショウプ使節団日本税制報告書』全国青色申告会総連合発行。
- 園 弘子[2012]「福澤諭吉『帳合之法』の現代会計的意義——Bryant & Stratton の業績を視野に入れつつ——」『明治以降の簿記書の歴史の研究』日本簿記学会簿記教育研究部会, 59-66頁。
- 染谷恭次郎[1955]「簿記の目的—資金計算的職分を簿記の目的に加えんとする提案—」『会計』第67号第6巻, 41-53頁。
- 高石末吉著[1971]『覚書終戦財政始末 (第19巻)』財団法人大蔵財務協会。
- 高木貞作等著[1879]『銀行簿記教授』高木貞作(出版人)。
- 高橋和幸[2008]『会計情報伝達論—会計基準設定の構造と収斂—』(株)創成社。
- 武田隆二[2003]『中小企業の会計—中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」の解説—』(株)中央経済社。
- [2006]「企業会計原則と概念フレームワークを巡って」『企業会計』第58巻第1号,

13 頁

- 田中繁造[1933]「下野博士の收支簿記に就て」『会計』第 33 巻第 1 号, 123-130 頁。
———[1934]「收支簿記管見」『会計』第 34 巻第 4 号, 119-131 頁。
- 中小企業庁事業環境部財務課[2010]「資料 6 中小企業会計に係る論点について」第 1 回中小企業の会計に関する研究会, 2010 年 2 月 15 日。
<http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/kaikei/download/100215hs6.pdf>
(参照 2015 年 3 月 24 日)。
- 中小企業廳指導部[1950]『小賣店簿記要領解説』(株)国元書房。
塚田正教[1880]『小学記簿法初編』金剛閣藏。
- 津村怜花[2007]「明治初期の簿記書研究——『帳合之法』の果たした役割——」『会計』第 172 巻第 6 号, 870-881 頁。
———[2009]『銀行簿記精法』(1873)に関する一考察『六甲台論集—経営学編—』第 56 巻第 1 号, 33-50 頁。
———[2011]『銀行簿記精法』と Marsh の銀行書との比較考察: 比較考察から見出せる邦訳者の貢献』『事業創造大学院大学紀要』第 2 巻第 1 号, 37-52 頁。
- 鶴見正史[2009]「簡易簿記の生成に関する一考察」『日本産業経済学会産業経済研究』第 9 号, 207-218 頁。
———[2014]「企業会計原則と中小企業の会計基準」『愛産大経営論叢』第 17 号, 41 頁-48 頁。
———[2015]「明治初期の簿記に関する一考察」『中部消費者教育論集』第 11 号, 31 頁-38 頁
———[2016a]「中小企業会計基準の設定方法と認識測定の様式(1)」『佐賀大学経済論集』第 49 巻 1 号, 1 頁-24 頁。掲載予定
———[2016b]「中小企業会計基準の設定方法と認識測定の様式(2)」『佐賀大学経済論集』第 49 巻 2 号, 1 頁-28 頁。掲載予定
———[2016c]「中小企業の会計構造と記述理論(1)(2)(3)」『佐賀大学経済論集』査読校正したものを提出済み
- 堂野崎 融[2007]「中小会社の会計処理基準についての考察」『社会情報学研究』呉大学社会情報学部, 第 13 巻, 57-73 頁。
- 徳賀芳弘[2012]「日本の会計規範を巡る現在の検討課題とその解決策」『会計』第 181 巻第 1 号, 32-45 頁。
- 中西寅雄[1950]「総括表方式による簿記法について」『「中小企業の帳簿のつけ方」解説—中小企業簿記指導者講習会速記録—』国税庁, 71-106 頁。
- 中村忠[2006]「〈会計余話〉:「企業会計原則」物語・その 2:正規の簿記の原則」『産業経理』第 66 巻第 2 号, 76-77 頁。
- 鍋倉直[1879]『国立銀行簿記一斑第一編第二編合巻』木島文六(出版人)。
鍋島達[1950]「日計表方式による簿記法について」『「中小企業の帳簿のつけ方」解説—中小企業簿記指導者講習会速記録—』国税庁, 28-71 頁。
- 西川孝治郎[1934]「『帳合之法』に就きて」『会計』第 35 巻第 3 号, 127-130 頁。
———[1938]「稿本「銀行簿記精法」の発見」『会計』第 43 巻第 4 号, 102-105 頁。

- [1953]「収支簿記法の起源の研究」『会計』第 64 巻第 7 号, 71-76 頁。
- [1954]「福沢諭吉と収支簿記法」『会計』第 66 巻第 6 号, 57-69 頁。
- [1956]「シャンド式簿記の起源について」『会計』第 70 巻第 5 号, 76-84 頁。
- [1974]「日本簿記史上の明治六年の意義」『会計』第 105 巻第 3 号, 60-73 頁。
- [1976]『銀行簿記精法』財務表原本『会計』第 109 号第 4 号, 151-156 頁。
- [1977]『銀行簿記精法』財務表原本発見報告『会計』第 111 巻第 6 号, 101-113 頁。
- 平田敬一郎・泉佐市・泉美之松編者[1979]『昭和税制の回顧と展望』財団法人大蔵財務協会。
- 濱沖典之[1994]「商業帳簿(会計帳簿)としての, 日記式簡易帳簿に関する一考察」『広島女子商短期大学紀要』第 5 号, 57-70 頁。
- [1997]「わが国における制度としての税務会計に関する研究」『広島女子商短期大学学会誌』創刊号, 63-80 頁。
- [2015]『税務会計論』五絃舎。
- 濱沖典之・谷崎太・新野正晶・鶴見正史[2008]「わが国における税務会計支援体制上の簿記実務—簿記教育上の視点から—」『日本簿記学会年報』第 23 号, 70-82 頁。
- 播久夫編著[1985]『青色申告制度三十五年 簿記運動史』財団法人大蔵財務協会。
- 万代勝信[1996]「会計における二つのアプローチ - 会計計算と会計報告 - 」『会計フレームワークと会計基準』(株)中央経済社, 277-292 頁。
- [2012]「日本における概念フレームワーク」『会計』森山書店, 第 181 巻第 4 号, 46-60 頁。
- 広瀬義洲[2012]「会計基準から財務報告基準へ」『会計』森山書店, 第 181 巻第 1 号, 1-17 頁。
- 平賀正剛[2010]『『中小企業のための IFRS』に関する一考察』『国際会計研究学会年報(2009 年版)』, 157-170 頁。
- 藤井秀樹[1996]「金融商品の会計基準(草案)にみる「会計の情報化」 - その現代的特徴と方向 - 」『会計フレームワークと会計基準』(株)中央経済社, 254-276 頁。
- [2010]「会計制度形成の現代的特徴と展開方向——改訂概念フレームワーク草案における「忠実な表現」に寄せて ——(特集 会計制度の成立根拠と GAAP の現代的意義)『経済論叢』第 184 巻第 3 号, 75-93 頁。
- [2011]「FASB/IASB 改訂概念フレームワークと資産負債アプローチ」『国民経済雑誌』第 204 巻第 1 号, 17-40 頁。
- 福沢諭吉訳[1873]『帳合之法初編一・二』慶応義塾出版社。
- [1874]『帳合之法二編三・四』慶応義塾出版社。
- 藤尾録郎[1887]『実地応用家計簿記法』経済雑誌社。
- 藤山正[1917]「貸借対照表の用語を論ず」『会計』第 1 巻第 4 号, 43-56 頁。
- 細田尚彦[1991]「『企業会計原則』と『中小企業簿記要領』」『産業経理』第 51 巻第 3 号, 21-30 頁。
- 三代川正秀[2001]「『税法上の正規の簿記の原則』再考」『経営経理研究』拓殖大学, 第 68 号, 53-73 頁。
- [2004a]「江戸の帳合と正規の簿記の原則」『経営経理研究』拓殖大学, 第 71 号, 19-32 頁。

- [2004b]「簿記の技術移転—家計簿記の場合—」『経営経理研究』拓殖大学, 第 72 号, 111-135 頁。
- 森下岩楠, 森島修太郎[1878]『簿記學階梯上・下』慶應義塾出版社。
- 山口達良[1990]「鍋嶋 達先生を偲ぶ」『会計』第 137 卷第 3 号, 152 頁。
- 山下壽文[2012a]「わが国の中小企業会計基準の展開～「中小企業の会計に関する基本要領」をめぐって～」『佐賀大学経済論集』第 45 卷第 4 号, 49-72 頁。
- [2012b]『要説中小企業会計基本要領—中小企業版 IFRS との比較・会計処理のポイント—』同友館。
- [2014]「シャウプ勧告における租税体系の評価および批判」『佐賀大学経済論集』第 47 卷第 3 号, 25-57 頁。
- [2015a]「シャウプ勧告と税制改革」『佐賀大学経済論集』第 47 卷第 5 号, 1-36 頁。
- [2015b]「シャウプ勧告と会計制度」『佐賀大学経済論集』第 47 卷第 6 号, 55-85 頁。
- [2015c]「シャウプ勧告と青色申告制度」『佐賀大学経済論集』第 48 卷第 1 号, 1-33 頁。
- 山下壽文・劉丹[2013]「中日における中小企業会計基準の制定および特徴」『佐賀大学経済論集』第 46 卷第 4 号, 1-21 頁。
- 山田辰己[2012]「IFRS における概念フレームワークその役割と特徴—」『会計』第 181 卷第 4 号, 61-72 頁
- 山榊忠恕[1973]『近代会計理論』国元書房。
- 米山祐司[2012]「会計基準の意義と役割—「企業会計原則」の回顧—」『会計』第 181 卷第 1 号, 18-31 頁。
- 柳田仁[2006]「日本における経営管理会計の生成と発展—第二次世界大戦における文献学説に関する一考察—」『産業経理』第 66 卷第 2 号, 14-23 頁。
- 吉田忠健抄譯[1880]『小学記簿法単式初編』二酉樓藏梓。
- 吉田良三講述[1913]『銀行簿記』早稲田大學出版部蔵版。
- 吉永吉之助編纂[1887]『銀行簿記獨學全』廣廻社。